

目 次

○第1号（6月5日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	4
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	4
開会・開議	5
町長挨拶	5
諸般の報告	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 町長所信表明	7
日程第 4 町長所信表明に対する質問	10
日程第 5 報告第 4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告	44
日程第 6 報告第 5号 平成30年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書	58
日程第 7 報告第 6号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算繰越計算書	62
日程第 8 議案第36号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する 条例	63
日程第 9 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例	64
日程第10 議案第38号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	65
日程第11 議案第39号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例	66
日程第12 議案第40号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例	67
日程第13 議案第44号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例	69
日程第14 議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）	70
日程第15 議案第42号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予 算（第1号）	72
日程第16 議案第43号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算	

	(第1号)	7 3
日程第17	同意第 5号 吉岡町教育委員会教育長の任命について.....	7 4
日程第18	同意第 6号 吉岡町副町長の選任について.....	7 7
日程第19	請願第 1号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直し を求める請願.....	8 0
日程第20	発議第 3号 地域開発対策特別委員会の設置について.....	8 0
日程第21	発議第 4号 人口問題対策特別委員会の設置について.....	8 5
	日程の追加.....	8 8
追加日程第1	地域開発対策特別委員会委員・人口問題対策特別委員会委員の選 任.....	8 9
	散 会.....	9 1

○第2号（6月6日）

議事日程	第2号.....	9 3
	本日の会議に付した事件.....	9 3
	出席議員.....	9 4
	欠席議員.....	9 4
	説明のため出席した者.....	9 4
	事務局職員出席者.....	9 4
	開 議.....	9 5
日程第 1	一般質問.....	9 5
	◇富岡大志君.....	9 5
	◇平形 薫君.....	1 1 4
	◇岩崎信幸君.....	1 3 0
	◇廣嶋 隆君.....	1 4 5
	散 会.....	1 5 9

○第3号（6月7日）

議事日程	第3号.....	1 6 1
	本日の会議に付した事件.....	1 6 1
	出席議員.....	1 6 2
	欠席議員.....	1 6 2
	説明のため出席した者.....	1 6 2

事務局職員出席者	162
開 議	163
日程第 1 一般質問	163
◇金谷康弘君	163
◇五十嵐善一君	179
◇小池春雄君	194
散 会	211

○第4号（6月12日）

議事日程 第4号	213
本日の会議に付した事件	214
出席議員	215
欠席議員	215
説明のため出席した者	215
事務局職員出席者	215
開 議	216
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）	216
日程第 2 議案第36号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	219
日程第 3 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例	219
日程第 4 議案第38号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	219
日程第 5 議案第39号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	220
日程第 6 議案第40号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	220
日程第 7 議案第44号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	221
日程第 8 議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）	221
日程第 9 議案第42号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	222
日程第10 議案第43号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	222
日程第11 請願の付託案件審査報告（総務産業常任委員長報告）	223

日程第12	請願第 1号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直し を求める請願	2 2 3
日程第13	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 2 4
日程第14	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 2 4
日程第15	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 2 4
日程第16	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 2 4
日程第17	議会議員の派遣について	2 2 5
町長挨拶		2 2 5
閉 会		2 2 6

令和元年第2回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和元年6月5日（水曜日）

議事日程 第1号

令和元年6月5日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長所信表明
- 日程第 4 町長所信表明に対する質問
- 日程第 5 報告第 4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 6 報告第 5号 平成30年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 7 報告第 6号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 8 議案第36号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第38号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第39号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第40号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第44号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第14 議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）
(提案・質疑・付託)

- 日程第 1 5 議案第 4 2 号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（提案・質疑・付託）
- 日程第 1 6 議案第 4 3 号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（提案・質疑・付託）
- 日程第 1 7 同意第 5 号 吉岡町教育委員会教育長の任命について
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 1 8 同意第 6 号 吉岡町副町長の選任について
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 1 9 請願第 1 号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直しを求める請願
（趣旨説明・付託）
- 日程第 2 0 発議第 3 号 地域開発対策特別委員会の設置について
（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 2 1 発議第 4 号 人口問題対策特別委員会の設置について
（提案・質疑・討論・表決）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長所信表明
- 日程第 4 町長所信表明に対する質問
- 日程第 5 報告第 4 号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告
（報告・質疑）
- 日程第 6 報告第 5 号 平成 3 0 年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書
（報告・質疑）
- 日程第 7 報告第 6 号 平成 3 0 年度吉岡町水道事業会計予算繰越計算書
（報告・質疑）
- 日程第 8 議案第 3 6 号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
（提案・質疑・付託）
- 日程第 9 議案第 3 7 号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例
（提案・質疑・付託）
- 日程第 1 0 議案第 3 8 号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
（提案・質疑・付託）
- 日程第 1 1 議案第 3 9 号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第12 議案第40号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第13 議案第44号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第14 議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算(第1号)

(提案・質疑・付託)

日程第15 議案第42号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑・付託)

日程第16 議案第43号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑・付託)

日程第17 同意第5号 吉岡町教育委員会教育長の任命について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第18 同意第6号 吉岡町副町長の選任について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第19 請願第1号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直しを求める請願

(趣旨説明・付託)

日程第20 発議第3号 地域開発対策特別委員会の設置について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第21 発議第4号 人口問題対策特別委員会の設置について

(提案・質疑・討論・表決)

追加日程第1 地域開発対策特別委員会委員・人口問題対策特別委員会委員の選任

出席議員（14人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
7番	五十嵐 善 一 君	8番	村越 哲 夫 君
9番	坂田 一 広 君	10番	飯島 衛 君
11番	岩崎 信 幸 君	12番	平形 薫 君
13番	小池 春 雄 君	14番	山畑 祐 男 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	笹沢 邦 男 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	教育委員会事務局長	小林 康 弘 君
上水道室長	中澤 早 人 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので令和元年第2回吉岡町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

高田総務政策課長。

総務政策課長（高田栄二君） 上下水道課の武藤が、体調不良により長期の病気休暇を取得しております。上下水道課案件に関しましての本日の補足説明について、上水道室長の中澤を本会議室に入場させ、補足答弁等対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（山畑祐男君） 総務政策課長の申し出のとおり、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、中澤上水道室長の入室を許可します。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 柴崎町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可いたします。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第2回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

平成から令和への改元から一月が経過いたしました。

さて、5月には夏を思わせるような日がありましたが、1日の温度差が激しく、とかく体調を崩しやすい季節でもあります。これから梅雨に入り、しばらくは変わりやすい天候が続くかと思いますが、何かと大変なことと思っております。皆様方には、健康に十分留意され、ますますのご活躍をご期待申し上げます。

本日、6月定例議会が議員各位の出席のもと開会できますことを心より感謝申し上げます。

誠心誠意努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本定例会では、報告3件、議案9件、同意2件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

まして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は、大変お世話になります。

諸般の報告

議長（山畑祐男君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおり、それをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番飯塚憲治議員、4番廣嶋 隆議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してあります。議会運営委員会委員長より委員会報告を求めます。

平形議員。

〔議会運営委員長 平形 薫君登壇〕

議会運営委員長（平形 薫君） 12番平形です。

議会運営委員会からの報告を行います。

去る5月27日月曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、執行側からは町長、関係課長の出席のもと、議会運営委員会を開催し、令和元年第2回定例会の会期及び会期日程について協議いたしました。

本定例会の会期は、本日6月5日水曜日から6月12日水曜日までの8日間です。

町長の所信表明に対する質問は、本日6月5日です。一般質問は6月6日木曜日と6月7日金曜日の2日間です。

なお、会期の日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（山畑祐男君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月12日までの8日間といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの8日間と決定しました。会期日程はお手元に配付したとおりでございます。

日程第3 町長所信表明

議 長（山畑祐男君） 日程第3、町長所信表明を行います。

柴崎町長は登壇して、所信表明を述べてください。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 早速でございますが、私の町政運営における所信を申し上げます。

吉岡新時代を拓く「みんなで創ろう住み続けたいまち よしおか」をキャッチフレーズに、住民の皆さんとの対話の場をつくり、住民の皆さんの声を聞き、住民の皆さんとともに「安らぎとぬくもりのある住み続けたいまち よしおか」づくりを目指し、今後の政策について、現在の考え方をお示ししたいと思います。

最初に、初議会の冒頭で申し上げさせていただきましたが、まずは国内の政治経済などの社会情勢を的確に捉え、今の吉岡町が置かれている状況をよく見きわめながら、今後の町政運営を進めていきたいと考えております。そして、具体的な施策などにつきましては、現在の町の情勢を町長としての立場でしっかりと把握した後で、改めてお示ししたいと思います。

現在、県や近隣市町村との情報交換や、管理職を中心とした職員らとの情報交換を行っております。その中で、年度予算に基づく事業計画を、詳細な事務の進捗状況とあわせて報告を受け、今後の町政運営について私なりの考えを再点検させていただき作業にかかっているところでございます。

ここに所信を皆様にお話しさせていただきに当たりまして、当初、後援会だよりとして皆様方にご披露させていただきました、私の考える以下の8項目について、改めてその実現可能性も含めて述べさせていただきたいと思っております。

1つ、子育て・弱者支援制度の積極的な活用を図ります。

子育て・弱者支援政策についてですが、まず子育て支援につきましては、以下の3点を中心に進めていきたいと考えております。

1つ目といたしましては、保育園の待機児童の解消を図るよう、町内法人と協力し施設整備の支援を行います。

2つ目といたしまして、学童保育について定員の拡大を含め施設整備を検討していきま

す。

3つ目といたしましては、子供包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援する体制を整備したいと考えております。

次に、弱者支援対策といたしましては2点を上げさせていただきます。

1つ目といたしましては、手話言語条例については、町の現状を踏まえ、制定に向けて調査研究を行い、できる限り早く制定したいと考えております。

2つ目といたしましては、地域福祉交流拠点施設を核として、ボランティアの育成、認知症カフェなどの開設などを支援します。

1つ、生涯学習（芸術文化・スポーツ）推進で、健康長寿のまちづくりを推進します。

生涯学習（芸術文化・スポーツ）の推進、健康長寿のまちづくりについてですが、今までの政策をさらに発展させることに加え、吉岡町では生涯学習の振興を図るために社会教育委員活動の充実に取り組むほか、八幡山グラウンドの拡張整備や、そのほかスポーツ施設の個別施設計画の策定を進め、町民が楽しく健やかな生活を送れるような取り組みを行っていきたいと考えております。

1つ、幹線道路等インフラ整備は「集中と選択」で取り組みます。

インフラ整備につきましては、当面の間は、当初計画されております事業を円滑に推進することを重視したいと考えております。

駒寄小学校体育館改築事業、吉岡中学校校舎増築事業、（仮称）林道栗籠・井堤線新設事業、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業など、大きな事業が継続中ではありますが、地域の隔たりのない町全体の発展を視野に検討を進めていきたいと考えております。

1つ、自然との共生、防災・減災等危機管理意識の高揚を推進します。

近年、日本各地において大規模な自然災害が発生している状況で、吉岡町もそうした災害がいつどこで発生するかわからないと考え、防災・減災等の危機管理意識の高揚がとても重要と考えております。

そのため、今年度、防災ガイド「吉岡町災害ハザードマップ」を使用し、各自治会の自主防災組織、そして消防団、町職員を対象に、消防防災総合訓練の実施を考えております。

1つ、農業・商工業の振興策は、JAや商工会とタイアップして進めます。

農業・商工業の振興といたしましては、地域の特産品の開発と販売体制の構築が重要であると思っております。現在進行中の地域特産品生産体制構築事業における小倉乾燥芋の生産体制の確立に加えて、町内のさまざまな業種に行き渡るよう、JAと商工会との連携策を模索していきたいと考えております。

さらに、観光PRについては、群馬県や渋川市、榛東村、前橋市と連携したPRキャラ

バン、イベント等への参加、来年のデスティネーションキャンペーンを控え、各種プレイベントに参加する予定でございます。

1つ、町自治会役員等の負担軽減のための取り組みを進めます。

町は、第5次吉岡町総合計画のまちづくりの基本方針の1つである「町民と行政の協働のまちづくり」として、行政に携わるさまざまな役員の選出を自治会にお願いしているところでございますが、そうした自治会役員等を精査するとともに、毎月開催される自治会連合会において、各自治会長らと協議し、自治会役員らの負担軽減となるように取り組んでいきたいと考えます。

地域で、自治会で、あるいは個人ができることは、できる限り自分たちでやる。そういった自助・共助の社会形成の基盤づくりには、町民皆様の一人一人のお力が必要です。自助・公助・共助のまちづくりの核となるのは、自治会活動です。その負担割合について、丁寧な議論が必要であると思っております。

1つ、多選自粛条例の提案、役場窓口対応改善で風通しのよい庁舎とします。

多選自粛について、私なりの考え方を示させていただきます。

地域の政策を進めていく上では、地域の多様な声を政策に反映させる意味で、長や議員の選挙は大変重要なものであると思っております。そして、より多くの目で町行政の執行体制を確認していく意味で、首長の交代も重要であると考えております。

そのような観点から、私自身は何期も続けるのではなく、一定の任期を確立した上で全力投球していく考えであります。したがって、具体的な期間を申し上げる段階ではないと考えております。そして、条例の提案については、周辺の状況、また議員皆様との意見交換など、状況をよく見きわめた上で対応したいと考えております。

役場窓口対応改善では、来庁者へのご案内を充実させることを、昨年来検討中である組織機構改革の視点に追加するよう指示したいと考えております。

具体策を申し上げるまでには至っておりませんが、昨年来、職員を中心に検討を重ねた成果と、皆さんから寄せられる窓口対応に関する声をよく吟味しながら検討を進めなければならぬと思っております。

1つ、町長等特別職の給料カットで吉中生徒を東京2020オリパラへ誘います。

「町長等特別職の給料カットで吉中生徒を東京2020オリパラへ誘います」の件に関しては、「町長等特別職の給料カット」と「吉中生徒を東京2020オリパラへ誘います」を続けて記載したことは、やはり誤解を招く原因であったと思っております。

半世紀前、私自身のオリンピック観戦の感動体験を、ぜひ子供たちに味わっていただきたいという思いは、やはり実現したいと考えております。しかし、財源の捻出等は町長等特別職の報酬カットを充てるという直接的なものを意図したものではございません。財源

の確保等は、補助財源の獲得や不断の努力による歳出削減を通して実現していきたいと考えております。

そして、町長等特別職としては、副町長及び教育長の三職に限定して考えております。削減率、その他必要な条例改正等は、準備ができ次第、実施したいと考えております。

さて、吉岡中学校生徒へのオリンピックへのいざないについてですが、次代を担う子供たちのために、国では「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における学校連携観戦チケット」の販売を決定しています。このチケットの割り当ては抽せんにより決定されるため、割り当てが保証されているものではありませんが、町では、吉岡中学校の生徒を対象として、この制度を利用した取り組みを進めていきたいと考えております。詳細については、今後煮詰めていきたいと考えております。

以上、8項目について、基本的な考え方をお示しさせていただきました。予算措置等を伴わずに検討可能である課題と、なお詳細に検討を要する課題とがございますが、最初におつなぎする基本的な考え方は、立候補前に後援会の皆さんと相談してつくり上げたお約束をベースとさせていただきました。

しかしながら、改めて町長として、今、吉岡町の置かれている状況と、町で進められている事務事業の詳細の説明を受けるに従いまして、十分に把握していなかった事実の存在や、法制面での検討等、乗り越えなくてはならない課題がまだまだたくさんございます。所信表明として、今後の考え方の一端をお示しいたしましたが、明確なビジョンや政策の具体性の検討には、まだまだ時間が必要でございます。

今後、来年度当初予算や、より長期の政策目標やビジョンを念頭に入れ、今後の町政運営を皆様にお伝えしたいと考えております。

以上、所信表明といたします。ありがとうございました。

議長（山畑祐男君） ただいま、町長の所信表明の演述が終わりました。

この後、町長所信表明に対する質問を、通告のあった4人の議員によって行います。

質問席の準備のため休憩といたします。再開を10時ちょうどといたします。

午前 9時50分休憩

午前10時00分再開

議長（山畑祐男君） 再開いたします。

日程第4 町長所信表明に対する質問

議長（山畑祐男君） 日程第4、町長所信表明に対する質問を行います。

5月24日までに、質問をする旨通告をした4名の議員により、順次行います。

質問の持ち時間は、質問及び答弁を含めて30分以内です。

なお、持ち時間の残時間が5分になったときにブザーが鳴ります。

さらに、残時間がなくなったときに、マイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で、途中でであっても、質問者及び答弁者は発言を打ち切るようにご協力願います。

1番目の質問者、5番富岡大志議員を指名します。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5 番（富岡大志君） それでは、通告に従い、町長所信表明への質問を行います。

開始に当たり、柴崎町長におかれましては、このたびの町長就任、心からお喜び申し上げます。

町議時代には、席が前後ということ以上に議員間の交流があり、子育てや障害者に関する課題などで、改善のためにともに歩んだ仲間でありました。柴崎町長の今後のご活躍を心から期待させていただく中での質問といたします。

最初の項目として、「みんなで創ろう住み続けたいまち」に関して質問します。

町長は、今回の町長選挙、そして所信表明において、この言葉をキャッチフレーズとして住民との対話の場をつくり、住民の声を聞き、住民とともに「安らぎとぬくもりのある住み続けたいまち よしおか」づくりを目指すとしています。これは、住民との政策共有、また住民との協働を目指すものであり、そのお考えには心から敬服するところでありますが、これに関してお尋ねします。

まず、住民との政策共有に関しては、町長はどのようなお考えをお持ちなのでしょう。また、住民との対話の場に関しては、具体案として、どのようなものを検討されているのでしょうか。これらについてお答えを求めます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 富岡議員から質問をいただきました。また、激励のお言葉を感謝するとともに、一生懸命まちづくりに努めさせていただきます。今後ともよろしく申し上げます。

さて、質問1、「みんなで創ろう住み続けたいまち よしおか」に関して、住民との政策共有、住民との協働に関して、住民との「対話の場とは」にお答えさせていただきます。

住民との政策共有に関して、町には自治会制度がございます。平成20年に発足後、今年度で12年目を迎えます。自治会長が集う自治会定例会も月1度開催されており、さまざまな意見が交わされていると聞いております。直接伺うこともあれば、担当課である町民生活課のそれぞれから業務の担当に展開されるものもあるかと思えます。今後も、そういった機会を通じて政策共有を図っていきたいと考えております。

また、住民との対話の場については、人が集う機会には可能な限り私が顔を出させていたただいた中で、直接声をいただくことはもちろん、各所属で行われる会議、会合などでいただいた意見は、それぞれ担当を通じて展開・集約していきたいと考えております。

具体的な場については、さまざまな機会ということで捉えているところでございます。

議長 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 今の住民の声を聞くということに関してなんですけれども、例えば子育て中のパパ、ママとか、障害のある方を初め多様な立場や世代の方の声も聞こえるよう、配慮もしていただければとも思うんですけれども、町長はこちらに関しては、どのようにお考えでしょうか。

議長 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 子育て中のママや障害のある人、この関係につきましては、町では現在、機構改革の検討を進めており、妊娠期から子育て期におけるワンストップサービスとなる子供包括支援センターの設置を予定しております。また、障害をお持ちの方や高齢者などの相談についても、機構改革の中でわかりやすい相談体制になるよう検討しているところでございます。

議長 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） わかりました。

今、先ほどの答弁にもありましたけれども、人の集まる場所にいっぱい出ていっていただければと思うんですね。各地でスポーツ大会の町民大会が、今、いろいろ開催されているんですけれども、町民バレーボール大会とか、あと野球大会がありまして、町長が大会の応援で顔を出され、町民にまじって一緒になって応援したり、この日曜日にはジョイフルスローピッチソフトボール大会で審判をしてくださったりしていること、私のスポーツ関係の仲間からは、町長を身近に感じることができると非常に歓迎されています。

町長におかれましては、今、お話もあつたとおり、都合のつく限り、各大会に顔を出していただき、生涯学習としてのスポーツを楽しむ町の皆さんとの対話の場としていただければと思います。

これに続けて、「住民の皆さんとともに」と所信表明にありまして、これは住民との協働を示すものであると。また第5次総合計画の中で、町民と行政の協働のまちづくりを進めているところであると理解しているんですけれども、吉岡町の住民との協働に関しての町長の見解と、こちらについても、もし何か現時点で検討されていることがありましたら、

今の所信表明のお話と重複するところもあるかもしれませんが、お答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 住民の皆さんとの協働に関しましては、まず自治会を通して進めていきたいと考えております。各自治会長と意見交換を行い、今後の町政運営を進めていく考えでありますので、各自治会には、そうした意見交換によって行政に対する協力をお願いすることが今後あるかもしれませんので、自治会役員らがそうしたときに活動しやすいように、現在町がお願いしている業務の内容等を見直し、自治会役員らの負担が少しでも軽減されるよう取り組んでいきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 関連して、住民との共有や住民との協働に関しては、住民との情報共有というのが重要であるかと思えます。町政情報の積極的な提供、また発信を今まで以上に行っていくべきだと思いますが、こちらに関しての町長の見解、また特にSNSでの発信に関しては、町としてはどのようにお考えなのかについてお答えをいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） SNSの情報発信につきましては、以前から議会における一般質問もいただいているということですが、昨年度においても、総務政策課情報政策及び広報担当職員が、県が主催する勉強会に参加していると聞いております。

議員ご指摘のとおり、SNSは大変有用なツールであると同時に、運用を誤ると町の信用が失墜する可能性も含むもろ刃の剣であるとも認識しております。前橋市さんも含め、他市町村の運用を参考にし、さらなる検討を進めていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 前橋市もされているということ、私も承知していますが、いろいろ見て参考にいただければと思います。対話、コミュニケーションを重視する新町長によって、町民一人一人にとって温かなまちづくりが進むことを期待します。

次に、子育て中の議員として、子育て支援に関して質問したいと思います。

子育て世代の増加が続いている吉岡町ですが、ふえ続ける児童生徒への対応とか、校舎や運動場の課題とか、学校給食、新学習指導要領、図書館、通学路の安全確保や保育園、学童保育に係る課題など、子供がふえ続ける中での課題がいっぱいあります。その一つ

つが柴崎町政のもとで改善され、子供たちがこの町で心豊かに育ち、この町に誇りと愛情を持ち、この町にずっと住み続けたいと思えるような子育ての町となることを期待しています。

さて、子育て支援に関しては、町長は保育園の待機児童、学童保育、子育て世代包括支援センターに関する3点を中心に子育て支援を進めるとありますが、子育て支援についての方針については、大変注目度が高いと思いますので、もうちょっと総合的なところでの子育て支援に関する考えについてお聞かせいただければと思いますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 子育て支援センターに関する考え方をお尋ねいただきました。

吉岡町は、全国的にもまれな人口増の、特に子育て世代層が多く転入している町でございます。町としては、妊娠期からフォローをし、出産、育児などで悩みの相談、これらについては、現在進められている機構改革検討委員会で設置予定の子育て包括支援センターで切れ目のない支援を、また保育園等の待機児童の解消支援、学童保育の待機児童の整備などを通じて、子育てをしやすい環境をつくっていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 皆さん、とてもよく覚えていらっしゃると思うんですけども、「子どもを育てるなら吉岡」というのが、前町長が掲げられてきたキャッチフレーズでした。今後の子育て支援を考える上で、町長はこのキャッチフレーズに対しては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

子育て世代を中心に、吉岡町の人口がふえ続けているのは、土地価格の安さ、県の中央に位置し、スマートインターチェンジやバイパスなどの交通インフラの整備により、通勤等が容易であることなどが主な理由になるのではないかと考えています。我が家も家を新築して転入してきたんですけども、確かに、今言いました地価が安いとか、交通の便がよいとか、大規模小売店舗が近くにあるとか、そういう面では大変便利ではあり、それが子育てのしやすさにつながっている実感が私自身にも確かにあるんですけども、一方で、私自身が子育て中で、パパ、ママたち、子供の同級生の保護者の皆さんとお話する機会が少なくないんですけども、その中で、子育て・教育に関する施策そのものに関しては、他市町村よりおけている感が強くて、「子どもを育てるなら吉岡町」と言われても、いま一つ同意できないという意見を複数の方からいただいているところです。

新町長におかれましては、前町長が掲げられてきた「子どもを育てるなら吉岡」を、子

供や子育て世代に対して、より子育て世代の視点に立ったものとして取り組んでいただき、
どんどん積極策をとり、先進事例を取り入れていただきますよう、子育て中の議員として
強く望みますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 子育てをするなら吉岡町という、以前の町長のフレーズそのものは、自
分も確かに、これからもそれでよろしいかなとは思いますが、問題は中身にこれか
らなっていくかだと思います。その辺につきましては、吉岡町では、今行っていない取り組
みを行っている自治体は多くあります。そのような取り組みを参考にし、よいものは吉岡
町でも積極的に取り入れていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） ちょっとここで関連する案件について質問したいと思います。

子育て世代包括支援センターは、来年度までに設置を予定しているんですが、もう少し
早く設置できないんですか。早急な設置に努められたいと思いますけれども、町長の見解
をお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町では現在、機構改革の検討をしております。その中での子育て包括支
援センターについての設置を考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） できるだけ急いでいただければと思うところなんですが、もう一つ、所信
表明では、学童保育について定員の拡大を含め施設整備を検討とありますが、本年度の学
童保育の申請に当たって、不承認になった児童数、これがどのくらいだったかというのは、
町長、ご存じなんでしょうか。どのくらいの人数だというのはご存じでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 不承認の数ですけども、要件を満たす方の中では23人と伺っており
ます。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） それなりの数があるということなので、ここ大変重要なので、あすの一般

質問でも質問していきます。子育て世代の多くは、この町で子供を育ててよかったと
思っただけのようなまちづくりを柴崎町政に期待したいと思います。

次の質問に移ります。

次は、インフラ整備・産業振興策に関して質問します。

スマートインターチェンジ、大型車対応化、幹線道路の整備、大規模小売店舗の誘致が
進む中で、この町は今まで以上に大きく変わろうとしています。その中で、町長自慢のフ
ットワークの軽さが、これからの町政に求められます。この町の産業活性化やインフラ整
備など、現在と将来に向けたまちづくりには、ぜひ町長が先頭を走っていただき、いわゆ
るトップセールスを積極的に行っていただきたいと思いますが、これに関する町長の見解
についてお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町長によるトップセールスに関してですが、現在、企業誘致のみならず
地域の特性を生かした産業振興策の推進において、トップセールスによるPR活動は有効
な宣伝方法の1つとなっております。本町発展のため、みずからが outward、近隣市町村と
の連携に努めながら、さまざまな場面を通じて、町のよさを情報発信していければと思っ
ております。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 町のよいところというところなんですけれども、例えば静岡県熱海市では、
「営業する市役所」としての活動を行っています。町長におかれましても、吉岡町に合っ
た形での「営業する町役場」または「営業する町長」として、観光PRなど多様な場面で
吉岡町を売り込んでいただきたいと思いますが、これに関しては、町長どのようなお考え
をお持ちでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町は、自然豊かで地理的条件も非常によいため、交通アクセスの発
展とともに、今後も飛躍的に成長を遂げていく可能性を大いに秘めております。この独自
性と優位性を最大限に生かし、前面に押し出していくことで、魅力あるまちづくりが実現
できると考えております。そのためにも、今後できる限りのPRを行っていきたいと考
えております。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） わかりました。

関連して、企業誘致に関する用地関連の対応とか、交通インフラの整備とかについては、今後の機構改革の中で、今まで機構改革という話をいろいろお伺いしましたが、町長のトップセールスをバックアップできるようなものとして、都市開発部門ということで産業建設課から独立させていく必要もあるのではないかと思います、これに関する町としての見解についてお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 企業誘致部門の設立ということでございますが、今のところは、産業建設課の守備範囲に位置づけられております。開発行政に係る基盤整備と用地取得等の実務をどのように展開していくかは、今現在検討中の機構改革検討委員会の中で検討していきたいと考えております。事業が検討段階にあるので、具体的に業務を推進していく段階では、人員及び組織体制も一律ではありません。業務の進捗状況と事業量に合った人員体制を踏まえつつ進めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） わかりました。

小さい子供たちが、企業誘致のほうも進めていただいて、大きくなってもこの町に住み続けられる町であるために、先頭を走っていただき、吉岡新時代が開かれていくことを柴崎町政に期待したいと思います。

以上で、5番富岡の町長所信表明への質問を終了します。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、富岡大志議員の質問が終わりました。

次の質問者の質問席の用意を行いますので、暫時休憩をとります。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 12番平形 薫議員を指名します。平形議員。

〔12番 平形 薫君登壇〕

12番（平形 薫君） 12番平形です。

議長への通告に基づきまして質問を行います。

ことしの春に、先ほど町長、所信表明で申されておりましたけれども、後援会だよりが

入っておりました。その中に、柴崎徳一郎さんのお約束ということが8項目にわたって列記されております。この後援会だよりは、町長選の前に配られたものですから、普通見ると、選挙で勝つための、いわゆる一つの手段、手法であると私は理解をしております、この柴崎徳一郎のお約束というのが、そういったために、選挙で勝つために列挙されたものであろうと理解しております。

きょうの質問は、町長の所信表明に対する質問でありますので、町長の所信表明は、先ほど町長が述べましたとおり、8項目にわたってあるんですけれども、全てがこの後援会だよりに書いてあった8項目のことと全く文言が同一なわけです。

したがって、この後援会だよりと所信表明が全く同じものであると。町長になる前に言ったことと、今、町長になったから言ったことですので、町長になってから言ったことについての質問というふうに捉えていただきたいというふうで、この公約、一つ一つに詳細を尋ねたいんですけれども、時間もありますので、幾つか質問させていただきます。

まず最初に、この4ページ目に書いてありますけれども、「小倉乾燥芋の生産体制の確立に加えて」という文言があります。この小倉乾燥芋につきましては、今、町が地方創生交付金等を活用して、3つの事業を手がけていることは、もう周知のことであると思います。1つは、今申しあげました丸干し乾燥芋生産体制構築事業であって、2つ目は、高齢者を中心とした地域福祉交流拠点整備事業、いわゆる「ロバロバ」でございます。3つ目は、文化財を資源とした交流エリア形成プロジェクト、企業版ふるさと納税を使って、民間の企業から多額の金額をいただいて文化財センターをつくったということでございます。これ3つ合わせて9,000万円の事業規模となっています。

これは、事業計画をPDCAを回して、どんどん変えて事業を進めていくというふうになっております。平成29年7月に、検証委員会が開かれることになっておりまして、開かれたんですけれども、去年夏ですね、その検証結果というのがホームページに記載されておるわけでございます。その交付金、地方創生推進交付金事業に係る検証シートというのがございまして、その中に、外部有識者による意見記述欄というのがあったり、あるいはKPI未達成の理由とかあるわけです。これを、まず最初にKPI、重要行政評価指標というふうに日本語に訳されているらしいんですけれども、サツマイモの生産面積とか、この未達、目標が10アールに対して、29年度末の実績値が半分の5アールですね。平成31年度末、つまり令和元年度の目標が40アールなんですけれども、こんなことで、この事業がKPIが達成できるのかなと思うんです。

もう一つは、法人等の売り上げが、29年度末目標値が20万円なんですけれども、実績値が7万円という結果になっていて、KPI未達成の理由というふうに書いてありますけれども、「平成29年度中にはKPI達成ができなくなってしまった」と書いてありま

す。過去形で書いてありますけれども、令和元年度が最終年度なんですけれども、これ達成できるのかなというふうに、非常に強く思うんですね。

もう一つが、外部有識者による意見と書いてありますと、この事業そもそもが生産農家を中心として組織して、生産者へのヒアリングも実施すると。いろいろなことをやって事業化、読みますと、「6次産業化をマネジメントすることにより、生産・加工・販売体制を構築する」というふうに書いてあるんですよ。最初、生産農家との話し合いがあったのかなと思ったならば、外部有識者による意見でも、法人化への賛否があると。それから、後継者を欲しているかなどの意向をもう一回尋ねたほうがいいのではないかと書いてあるわけなんですよ。

今言いましたように、法人化の賛否だとか、後継者を欲しているかなんていうのは、この事業を始める前のイの一番に決めておくといえますか、とにかくやらなければいけないことで、ここからこれが見通せて事業がスタートするのではないかと思うんです。

質問なんですけれども、これ達成できるんですか。それともう一つ、今言った法人化への賛否とか、後継者を欲しているかなんていうボタンのかけ違いみたいな話し合いの中で、物事が進んでいるかどうか、そのような実態をお答え願いたい。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 平形議員からは、丸干し乾燥芋生産体制構築事業につきまして質問をいただきました。

その中で、検証シートを見るKPI未達成の理由ということでございますけれども、小倉乾燥芋の6次産業化に関しては、当初より地方創生事業の目玉事業として、町として取り組んできた経緯がございます。この間、組合員の方々と何度も話し合いを重ね、本来なら地域の合意のもとで進められるべき事業でありましたが、最終的には組合全体での賛同が得られず、有志を中心とした協議会形式での事業実施を余儀なくされたとのことでございます。

そこでは、吉岡町のブランドとしての小倉乾燥芋を末長く残すため、有志の方を初め県や関係機関の方々とともに、知恵を出し合い、将来的な展望も見据えた上で生産性の向上を初め効率的な加工、販売方法の確立を目指し、さまざまな試みを繰り返してまいりました。

そのため、当初の計画には遠く及びませんが、この間、導き出された知見や分析結果により、少なからず生産体制を構築するための道筋をつけることができ上がりつつございます。

今年度が最終年ではありますが、目標に向けて引き続き事業を推進してまいりたいと考

えております。

議 長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 今、既存の生産農家の中だと思うんですけれども、数名の方と役場が組んでやっているんだということで、これは国から交付金をいただいているわけなので、やはり失敗に終わりましたというわけには、なかなかいかないと思うんですよね。ですから、何としても達成年度、令和元年度の達成は無理かなと思うんですけれども、町長の力で何とかこれを事業化に結びつけてもらいたいというふうに、私は強く思うんです。

これは、今、吉岡町が交付金だとか町税を利用して、交付金を利用して、いろいろな施策をやっておりますけれど、このアイデアをやることによって、交付金というお金を国からいただくことができ、事業ができるわけです。これをやるというのは、今まで従来やってきた役場の仕事のやり方と、全く違うことだと私は思うんですね。ですから、これをやはりきちんと、おくれてもいいから一生懸命やるんだと、やり遂げるんだという姿勢を強く出して、ぜひとも達成していただきたい。

それからもう一つ思うんですけれども、これだけ国からお金をいただいていると、未達となると何かペナルティーがあるかなと思うんですけれども、そこら辺はいかがなんでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現在、丸干し乾燥芋生産体制構築事業は、地方創生推進交付金を活用し取り組んでいるところですが、自立可能な会社組織の設立については、非常に厳しい状況にあると認識しています。

当該事業における地域再生計画においては、継続的に安定供給するため、乾燥芋生産農家を中心とした自立可能な会社組織を設立するという目標や、法人等の売り上げ等のKPIを掲げておりますが、それらを達成するため、外部有識者による委員会を開催し、検証を続けてまいりました。

国の示している推進交付金の要綱等には、目標が達成できなかった際の交付金の返還等の記載はございません。目標の達成が困難な場合は、どうして達成できなかったか、何が原因だったかを委員会で検証し、計画を変更する必要があります。いずれにしろ、地方創生推進交付金を活用して行ってきた、この3年間の取り組みを踏まえて、これからも法人設立に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

1 2 番（平形 薫君） 頑張っていたきたいなと思います。

次の質問にまいります。

多選自粛条例について提案と書いてありますので、時間の関係もございまして、端的にお伺いします。これは、首長のみなんでしょうか。あるいは議員も含まれるんでしょうか。それともう一つ、多選とは何選以上を言うのでしょうか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 多選自粛条例の提案は、町長のみか議員も含まれるかということでございますけれども、まず、多選自粛条例の対象につきましては首長のみとして考えております。そして、私としては、より多くの目で町行政の執行体制を確認していく意味で、一定の任期を確立していく必要性を感じているのですが、ことし4月の統一地方選において、東京都大田区、神奈川県大和市では、任期を3期までとする多選自粛条例をみずから提案し、制定しながら、4選を果たした首長もおり、多選自粛の考え方が見直されてきていることも事実ですので、多選を何期とするかについては、状況を見きわめながら判断していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔1 2 番 平形 薫君発言〕

1 2 番（平形 薫君） 話というか、質問する前ですが、もう一つ聞いておきたいんですけども、これは多選自粛条例ですから、自粛条例、つまり努力目標の条例を提案しようとしているのか、それとも、町長今、何選ということは明言したくないとおっしゃっていましたがけれども、禁止ではないのか。努力目標なのか、禁止ではないのか、どちらなんですか。これを明確にしていきたい。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 自粛に関しては、拘束力を持った禁止ではなく、努力目標として捉えております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔1 2 番 平形 薫君発言〕

1 2 番（平形 薫君） 町長も、多選自粛条例を提案とありますので、下調べみたいなのが多分あったというふうに理解はしておるんですね。その中で、禁止となりますと、世の中でさまざまな意見がある。つまり、憲法違反ではないかとか、それから平成19年5月に、総務省が首長の多選問題に関する調査研究会みたいなのを開いて、いろいろな学者さんを集めて、この結果は、こういう禁止条例をつくるのは違憲ではないという学者さんのご意見

なんですね。十数名の法学者の意見です。

ところが、神奈川県で唯一日本で禁止条例を制定しておるんですけど、これが公職選挙法とか何かそういうのが、法をいじらないと、条例の施行日、制定はされたんですけども、条例の施行日は別途条例で定めると書いてあって、別途条例というのは、要するに公職選挙法とか法改正を含めないといけないよという話になっていて、実際は効力を発揮していないというんですね。

それで自粛ということだと思うんですけども、自粛条例の幾つかの例をとりますと、要するに公職にある同一の者が、長期にわたって在任することに伴い発生するおそれのある弊害を防止するために、市長の在任期間について定め、もって将来にわたって清新で活力のある市政を確保することを目的とするという、これは横浜市長の在任期間に関する条例なんですけども、そういう目的があって、第2条に、連続して3期やっちはいけませんよということが書いてあるんですよ。

今、町長は任期を特に定めない、在任期間を定めないで多選自粛条例を提案と書いてありましたけれども、今、日本で多選自粛条例、これを制定している市区町村というのは、結構あるんですけども、ほとんどが何期以上だめだと書いてあるんですね。そうすると、何期以上というのを定めないで多選自粛条例を提案と言われても、提案するのは結構なんですけども、審議するのは議会ですよ。私、議員ですけども、個人的な意見ですけども、非常に困ってしまうのではないかなと。

任期を、例えば3選はだめだよとか、4選はだめよとかということで提案していただければ、議論の対象になると思うんですけども、何選がということになると、それはもう首長自身の、個人の考え方だと思うんですよ。そういうことで提案するのかどうか、そのところを、もう一回お願いできますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員ご指摘のように、首長の交代は選挙で選択されるという考え方が基本でございます。こうした状況を踏まえて、今後提案する、しないも含めて、議員の皆さんとも意見交換をしながら検討し、結論を出していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） そういうことであるならば、在任期間を定めないで条例化というのは、かなり条例化が難しいのではないかなというふうに、私個人的には思うんですよ。ですから、現行のシステムで、例えば3選、4選で立とうが、主権である有権者が投票によってその人をふるいにかけるという方法、現行の方法が、選挙で行うというのが一番いいかな

と。条例ということになってきますと、今言った町長の話ですと、条例化する根拠と申しますか、これが非常に明確ではないなと思ひまして、よく考えて提案をしていただきたいなというふうに申し上げておきます。

もう一つは、オリンピックですね、先ほどありましたように、町長等特別職の給料カットで吉岡中生徒を2020オリパラへと書いてありますけれども、これは普通に1行で書いてありますので、普通に読みますと、三役の給料カットで浮いたお金で中学生をオリパラに連れていってもらえるんだなというふうに読んでしまうんですね、有権者は。だから、公約の段階、後援会だよりで言うんだったら、別に私も差しさわりはないかなと思うんですけども、町長の所信表明で言うておりますので、これは一つ疑義があるのが、給与カットで浮いたお金で中学生を連れていくというふうに読んでしまった場合には、公職にある者に禁止されている寄附行為に抵触する可能性が十分にあるんですよ。

町長は、みずからの所信表明の中で、そうじゃないよと、三役のカットをするのは財政を軽減させるためだよと、負担を軽減させるためだよというふうに、ここに書いてありますので、そこのところはクリアになったかなと個人的に思うんです。ただ、町長の所信表明で、一応そういうふうに1行で言い切ったということは、どこかでそれは違いますよということを説明していただかないと、有権者は、このまま読んでしまうと、今申し上げたようなことで受けとめると思うんですよ。それは非常にまずいなと思うんですよ。だから、どこかで訂正を、私は2行に書いたほうがいいのではないかなと通告で言いましたけれども、そういった方法で、どこかで、このところの疑義が、禁止されている寄附行為というのを逃れられるような方策を、町長みずからすべきではないかなと思います。

もう一つが、町長と特別職の給与カットで、これも後援会だよりで言う中においては、私はこれは先ほど言いましたように、選挙で勝つための一つの道具、手法だと思ひますので、それは別に構わないのではないかなと思うんですよ、疑義があるかもしれませんが。ただ今、町長が今言ったということになってきますと、道義的な話になってしまうんですけども、まだ副町長、教育長というのが、これから人事で議会に同意を求められて、それで議会が同意するというので、副町長、町長がスタートするわけですね。その前に、町長みずからが特別職の給与カットをすると言い切ってしまうのは、これはいかなものかと思うんですよ。

町長、ご存じだと思うんですけども、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出するときは、変えるといっても勝手にいかなわけなので、条例を変えなくては行けないので、特例条例をつくるわけなんですけれども、特例条例をつくるときにおいても、副町長及び教育長の給料の額に関する条例に該当しますので、これを議会に提出するときは、「あらかじめ当該報酬等の額について審

議会の意見を聞くものとする」という特別職報酬等審議会条例があるわけです。これを町長が諮問して、答えを聞いて、そして議会へその提案をしていただくと、特例の条例ですね、という手続になるかなと思うんですけども、それをやってから、町長の所信表明のところで、町長の給与カットでと書いてもらえれば、私もそんなこと言わないんですけども、町長と特別職の給与をカット、副町長と教育長の給与カットまで言うてしまうのは、これはちょっと言い過ぎではないかなと思うんですよ。

これは、いかがですか、お尋ねしますというふうに通告者が書いてあるんですけども、時間の都合上もありますので、そういう考えを持っている議員もいることで、理解願いたいと思います。

それからもう一つあるんですけど、吉岡中学校の生徒をいざなうと書いてありますけれども、これって中学生というのは、全生徒ですか、それとも3年生のみ、そこをちょっと明確にしていきたい。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 対象は全生徒かというご質問ですけども、吉岡中学校の生徒にオリンピック観戦できる機会を提供できたらとの思いからの事業を選択したものでありますので、できれば全生徒を対象にしたいところがございますけれども、暑さ対策や引率体制等、生徒の安全管理を最優先に考えた場合、対象となる人数枠をある程度限定した形での事業実施はやむを得ないと考えております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） わかりました。

そして、この前、課長に聞いたんですけども、この対象は、オリンピック・パラリンピックのどちらかになるということなので、オリンピックということの内々に聞いておるんですけども、その内々の話はいいんですけども、一番問題なのは、東京都とか開催県あるいは東日本大震災の被災3県以外の県は、学校連携観戦チケットというのをインターネット上から申し込んでやらないと買えないと。買うにも抽せんだということなんです。それはどうやってやるかという、方法がありまして、リクエストシートというんですか、リクエストシートを学校長の名前で出さなくてははいけない。それが6月28日が締め切り日だと書いてあるんですね。6月28日が。もう間もなくなんですけれども。

そして、一番大変なんですけれども、万が一、出して抽せんに当たったということになってきますと、組織委員会がEメールを、本チケットに当せんした参加校に送信した時点で本チケットの売買契約が成立すると書いてあるんですよ。売買契約です。ということは、

これは7月のいつになるかわからないんだけど、7月から8月と書いてあるんですけども、来た時点で売買契約が成立するというをあらかじめ承知の上、申し込むわけですから、その前に、議会に予算化、つまり補正予算を組んでもらわないとだめだということになる。その準備は当然考えていると思うんですけども、時間の都合がありますので、やるかやらないか。やるとすると、相当な議員からの質問が出てくると思うんですよ。ただ単純に本会議に出してやればいいのかというものではないのではないかなというふうに、私は思うんですよ。あらかじめ、概要をやはり論議する場を設けていただきたい。これは、議会基本条例の第8条に書いてありますから、議会が要求すれば、執行側はそれを行わなくてはならないこととなります。背景だとか、予算措置のためだとか、今後どうするんだとか、そういうことを全部聞いていいという基本条例が制定されておりますので、そのところを、やるかやらないか、ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この事業そのものが、自分の思いでここに掲げさせていただいております。そういった中で、補正を対応としてお願いしたいということで考えております。

12番（平形 薫君） 繰り返しになりますけれども、まだ30秒残っていますので……

議長（山畑祐男君） 平形議員、発言の許可を求めてから発言してください。平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） あと20秒ですけども、当選したとすると、抽せん当たったとすると、相当なこと、いっぱい考えなくてはいけない。結構ハードルが高いですね。だから、そういった質問が補正で出てきたとき、いろいろあると思いますので、そのところをいろいろ考えていただきたい。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、平形 薫議員の質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開は11時10分といたします。

午前10時51分休憩

午前11時10分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 7番五十嵐善一議員を指名します。

〔7番 五十嵐善一君登壇〕

7番（五十嵐善一君） 7番五十嵐です。通告に従い、町長所信表明に対する質問を行います。

まず弱者支援制度に関してでありますけれども、2点お尋ねいたします。

手話言語条例の早期制定に向けての町の考えをただすとして、平成30年3月議会定例会で岩崎議員と現町長、当時の柴崎議員から一般質問がなされました。また、1年後のことし3月定例会において、岩崎議員は再度、本条例の制定を求むとして一般質問を行うとともに、発議第1号吉岡町手話言語条例の提出者となっております。そして、発議の賛成者3名のうちの1人が町長であったことは、記憶に新しいところであります。

町長の本条例制定への思いというものが、強く感じとることができました。私も、当時文教厚生常任委員会の委員として、委員会に付託された本条例の審査に加わったところでもあります。私も、本条例が真に大切で必要なものであることに異論はなく、早期にその制定を望むところでもあります。

しかし、草稿条文の各所に関係機関等との詰め甘さが見られたり、何より地方自治法第22条第1項を軽んじているものと受け取らざるを得ず、苦渋の決断で継続審査という判断に至ったものであります。

当時の柴崎議員が、町政をあずかる為政者となった今、この件に関しては真っ先に取り組んでいかれる案件と思っております。

そこですで1つ目ですが、「手話言語条例については、町の現状を踏まえ早期制定に向けて調査研究を行う」と表明されましたが、3月時点の思いからすると、ややトーンダウンしているかに見受けられるのは私一人ではないのではないのでしょうか。一日も早い本条例の制定を待ち望んでおられる関係者の方々のためにも、早期制定に向けての具体的道筋をどのように考えておられるのか、お示し願います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 五十嵐議員から弱者支援制度に関して、手話言語条例の具体的な道筋を質問いただきました。

手話言語条例につきましては、第1回議会定例会にて議員発議で提案はされたところですが、執行側としても、群馬県の手話言語条例がある中で、町としてこういった施策を盛り込んで策定するかは、現在検討中でございます。

そんな中、手話言語条例につきましては、吉岡町として制定をしていく方向で検討を進めているところでございます。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） 町としても、早期制定実現に向けて検討していくということでございます。ぜひ、その言葉どおりに実効性を伴った手話言語条例の早期制定というものを期待しつつ、次の質問に移らせていただきます。

次に、地域福祉交流施設の拡充と、ケアラズカフェの運用開始についてであります。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計として、町の総人口は2045年から2050年ごろまで増加し、2050年以降は減少に転ずると見込まれております。

一方、65歳以上の老年人口はというと、2025年には25.1%、いわゆる町民の4人に1人が65歳以上となり、またいわゆる団塊の世代が75歳以上となることから、介護が必要となる住民が急激に増加すると考えられます。

本町では、住まい・介護・医療・生活支援・介護予防を充実させ、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、また認知症になっても、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組み、2016年に「渋川地区在宅医療介護連携支援センター」を渋川市、榛東村と共同設置をし、2017年4月には「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター内に設置、さらに同年12月には駒寄小学校の近くに地域福祉交流施設を整備するなど、高齢者の保健福祉施策、事業等に取り組んでいただいているものと認識いたしております。

特に、地域福祉交流施設は、現在のところ認知症カフェの位置づけで、元気になるカフェ「よしおかロバロバ」を毎週木曜日の午前中に開催し、好評を得ているところでもあります。また、本町の元気になるカフェは、もう1カ所、JA北群渋川南部福祉センター・デイサービスJAげんきの一室をお借りし、JAげんき喫茶室として明治地区でも開催しております。

私も、元気になるカフェささえ隊のボランティアとして、若干協力をさせていただいておりますが、その中で感じることは、利用される方が高齢者の方々ですと、主に徒歩で来られるということから、どうしても施設周辺の方々に偏ってしまっている点が、少し気になるところでもあります。昨年6月の定例会で、この点に関しては、一般質問の中で要望事項としてお伝えいたしましたものでありますが、町民の誰もが、さらに利用しやすくなるよう、町の空き家解消策とも連動させながら、地域福祉交流施設をスポット的にふやしていただきたいと思いますと考えますが、町長の思いをお聞かせください。

また、2015年に策定された認知症対策の国家戦略、いわゆる新オレンジプランの7つの柱の1つに介護者支援が掲げられ、2018年3月に策定された吉岡町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の基本施策第5章地域包括ケアの構築として、認知症高齢者見守り事業の1つに、認知症介護者支援が明記されておりますが、行政の具体的な支援策ということになると、まだまだ乏しいのが実情ではないでしょうか。家族介護に追われ、疲れ果て、心身が不調になったり、社会で孤立を深めてしまうケースが少なくない、認知症高齢者や障害者らを家族で介護する人、すなわちケアラーと称される人々が集い、息抜きをしたり、仲間同士で交流するケアラズカフェというものが、今、注目され、各

地で取り組みが始まっているところでもあります。

そこで、地域福祉交流施設のさらなる活用策の1つとして、本町でもケアラズカフェの運用を開始することを提案したいと思いますが、あわせて町長の考えをお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 地域福祉交流拠点施設の拡充とケアラズカフェの運用ということで、五十嵐議員のほうから質問をいただきました。

また、五十嵐議員におかれましては、認知症カフェささえ隊のボランティア活動に従事していただき、その作業をされていることに感謝申し上げます。

地域交流拠点施設については、地方創生交付金の活用により整備したもので、駒寄小学校西側に整備したものです。したがって、現在ではJAげんきと2カ所で認知症カフェを開催しているところです。議員ご指摘のスポット的ですが、新たな施設の整備は予算の制約もあるので難しいかとは感じますが、各地域には、集落センターや集会所といった施設もあり、筋トレやサロン会場として、よく利用されておりますので、自治会等の協力を得られるならば、そういった場所を認知症カフェとして活用という考えもありますが、現状は、その担い手とする人材が不足しています。まずは人材育成に主眼を置いて事業実施をしたいと考えます。

もちろん当然のことながら、施設が整備されれば、認知症カフェだけの運営では施設の有効利用にはなりませんので、議員ご指摘のケアラズカフェやその他サロンなどでの利用も有効かと考えております。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） やはりこういった交流施設をスポット的になりますと、予算上の問題もありますから、私もすぐにはできると考えてはおりません。しかし、そういったことを念頭に置いて、空き家解消策とも連動させながら、今後検討していただければありがたい。やはり、町民の誰もがひとしく気軽に立ち寄れる機会、そういったものを提供していくためには、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、地域のいろいろな施設、既存の施設を利用することも一つの方法だと思います。そういった利用の中で、少しでもふやしていただきたいと思います。

もう一つは、やはり担い手不足ということで、確かに現実の問題としてボランティアの方が数的にも不足しております。そういった方の養成も含めて、今後前向きに取り組んでいただきたいと思いますし、ケアラズカフェの運用に関しても、やはりこれは介

護する方の思いというものを、周りの者が酌み取って手を差し伸べる、こういった共助というんですか、そういったことも必要だと思いますので、ぜひともその辺もあわせて検討をお願いしたいことをお伝えして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、農業振興策に関して3点お尋ねいたします。

2016年4月1日施行された新農業委員会法のもと、本町においても2017年4月から8名の新農業委員と、やはり8名の新たに設けられた農地利用最適化推進委員のご努力により、農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入者の促進等、農地等の利用の最適化を積極的に推進していただいているものと認識いたしております。

2016年3月、第5次吉岡町総合計画後期基本計画が策定され、農業に関する基本目標に「意欲的な担い手や農業生産法人の育成、優良農地の保全・整備、農地利用の集積と遊休農地の有効活用を図るとともに、農産物のブランド化や6次産業化を促進し、都市近郊農業を目指します」と明記し、さらに認定農業者数、農業生産法人数、遊休農地の面積、そして新規就農者数について、その数値目標を掲げております。

そこでまず1点目として、町の遊休農地や耕作放棄地の現状と、それらへの今後の対策をどのように考えているのか、説明をお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町の遊休農地・耕作放棄地対策はということで質問をいただきました。

町の遊休農地については、農業就業者の高齢化や担い手不足により、若干増加傾向にあることは否めません。そのような状況の中、農業委員会において、毎年1回、地域内の全農地の利用状況を調査し、遊休農地と遊休化のおそれのある農地を把握した場合には、その所有者を対象に利用意向調査等を行います。その後、所有者に対して農地中間管理機構に貸し付けるか、みずから耕作をするかなどの意向を調査し、貸し付け希望者には担い手との農地のマッチングを推進するなど、遊休農地解消に努めております。

また、町では「人・農地プラン」の作成と見直しなど、地域の話し合いを通じて担い手への農地集積や新規就農・参入の促進により、遊休農地の解消だけでなく、遊休農地になる前の未然防止策として毎年座談会を実施しております。

このような事業を通じて、今後も遊休農地・耕作放棄地対策を推進してまいります。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） それでは2点目ですけれども、認定農業者数と新規就農者数の現状値、それから認定農業者や新規就農者といった農業後継者の育成に、今後、関係機関とも連携しながら、行政としてどのようにかかわっていくつもりなのか、考えをお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 高齢農業者のリタイアが増加すると見込まれる昨今、後継者のいない農家の農地について、担い手による有効活用を図るとともに、将来、日本の農業を支える人材となる青年層の新規就農者を確保し、定着を促進することが喫緊の課題となっております。

そのような状況の中、吉岡町では、現在20名の認定農業者がおります。残念ながら、昨年度は新規就農者はおりませんでした。数名ではありますが、新規に農業に従事したい希望を持つ方には、県農業指導センターと連携し、農業経験のあっせんや受け入れ先の選定など、きめ細かな対応をとっております。

今後、地道な活動ではありますが、後継者育成の一助となるよう取り組んでまいります。

議 長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7 番（五十嵐善一君） それでは、3点目としてなんですけれども、都市近郊農業を目指すとした町の農業の未来像というものを、具体的にどのように描いているのか、説明をお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町の農業の未来像はということですが、吉岡町の農業を取り巻く環境は、上武国道や県道高崎渋川バイパスの全線開通などによる道路交通網の発展により、年々厳しさを増しております。現状では、大型小売店舗の進出や住宅建築が進み、農地と振興住宅が入り乱れてしまう、いわゆる混住化が進んでおります。

そのような状況ではありますが、地理的優位性を生かしながら、地域のすみ分けと守るべき農地を明確にすることで、効率的でバランスのとれた地域発展を目指していければと考えております。

議 長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7 番（五十嵐善一君） 3点にわたって、細かい点をお聞きしたところでありますけれども、やはりこれは、今の日本が置かれている低い食糧自給率といった問題、それからやはり少子高齢化に伴う労働力不足、それとやはり後継者不足問題、そういったもの、さらにはTPPの妥結の行方、いろいろな問題をはらんだ中で、今日の農業を取り巻く課題というのは山積みしております。特に、昨年度、認定農業者は20名、新規就農者はゼロというこ

とでありました。新聞に載っておったんですけれども、2018年3月末現在における新規農業者の認定状況においては、群馬県は全国47都道府県の中でも、富山県が44、東京都が45、奈良県が67、大阪府が74に次いで77経営体ということで、5番目に低い、そのような状況になっております。やはりこの原因というのは、いろいろ考えられると思うんですけれども、私なりに調べてみましたけれども、その中でやはり青年等就農計画制度、これの周知徹底と利用促進、そういったものを盛り込んで、さらなる農業振興策の展開というものが、絶対にこれは必要不可欠なものであるということをお伝えして、3番目の質問に移らせていただきます。

3つ目は、先ほど平形議員のほうからも質問がありました、多少ダブるところはありますけれども、多選自粛条例の提案に関してお尋ねいたします。

2018年7月の産経新聞に「多選歓迎？ 4選以上の首長急増 言行不一致、統一地方選にも欲 自粛条例は曲がり角」との見出しで、多選自粛条例に関する記事が掲載されておりました。

記事の内容を紹介しますと、総務省によると、平成22年末時点で連続4選以上の都道府県知事は5、政令指定都市を除く市区長は44、町村長は109人だったのが、29年末にはそれぞれ13、114、169にふえた。多選自粛を決めた市長らのその後の対応は三者三様だ。その中で、徳島県阿南市の岩浅嘉仁市長は、みずから制定した連続3期限度の多選自粛条例を廃止して、27年に4選を果たす。同様の条例を制定し、3選任期後の28年に有言実行の退任を果たした神奈川県綾瀬市の笠間城治郎市長のケースもあります。笠間氏は、辞任前に条例を廃止しており、立つ鳥跡を濁さずの引き際だったということでもあります。

一方、言行不一致が際立ったのは、埼玉県の上田清司知事だ。上田知事は、初当選後の16年、同様の条例を制定。ところが、条例を廃止しないまま27年の知事選に出馬して4選を果たした。やはり多選を批判し、同様の条例を制定した神奈川県大和市の大木 哲市長も、条例の見直しをすることなく、ことし4月の市長選に出馬して4選。東京大学の森 彌名誉教授は、多選首長の増加理由について、人口減少時代到来による行政サービスの縮小懸念で、多選首長による地域と行政の持続可能性が重視され、首長交代への期待が薄れた。このため、多選自粛を掲げた首長は、ほごにしやすいと分析しているということでもあります。

地方自治体の首長が長期間在任しないように求める規定であるが、何のための多選自粛条例なのか、実効性を伴わない条例を制定したところで何になるのか、いろいろと問題が浮かび上がってくるようにも感じられます。

そこで、1点目ですけれども、町長の考える多選とは、具体的な数値ということなんで

すが、先ほど所信表明の中でも具体的な数値は、今、申し上げられない。ただ、町長の個人的な思いとしては、何期も続けるのではなく、一定の任期を確立した上で全力投球をしたいということではありますが、今時点で、それでは一定の任期、全力投球で掲げるための期数というのは、どれくらいになるか、そのお気持ちをお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 多選を具体的な数字であらわすとすればということで、質問をいただきました。

先ほど、平形議員の質問の際にも回答させていただいたのですが、多選を何期とするかについては、よく状況を見きわめながら判断していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） わかりました。

2つ目ですけれども、多選自粛条例を制定することによるメリット、デメリットがあると思うんですけれども、それをどのように考えておられるかお答え願います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） メリットについては、所信表明の中でも申し上げましたが、まずは多くの目で町政の執行体制を確認していくことができるということです。これにより、町政に対するチェック機能が働き、新たな多様な政策提言がなされることもあろうかと思えます。ほかにも、政策の偏りの防止、新人の立候補促進などが挙げられると思えます。

デメリットとしては、長期的な視点に立った施策の実施がしにくくなる。リーダーシップが強化されにくい。優秀な人物が長く町政運営を担うことができなくなるなどが挙げられるかと思えます。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） そのようなメリット、デメリットについてのお考えを持っていらっしゃるということで、一応、理解いたしました。

次に3点目なんですけれども、それでは、本当にこの条例制定というのは必要なんだろうか。条例の必要性というものを何に、またはどこに町長自身は求めておられるのか、説明をお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本条例の必要性につきましては、今後提案する、しないも含めて、先ほどお話し申し上げましたように、議員の皆さんと意見交換しながら検討し、結論を出していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7 番（五十嵐善一君） 昨年、文教厚生常任委員会の行政視察研修で訪れた茨城県猿島郡境町、若い町長さんですけれども、この方の例を紹介させていただきます。

氏は、もともとは町職員でありました。4年ほど勤めた後、思いがあるんでしょう、町議会議員に立候補されまして、それを2期ぐらい務められた後、今度は町長選に立候補したと。そして、平成26年3月に38歳という若さで初当選しました。そして、平成30年の3月には、やはり2期目の再選を果たしております。42歳であります。町政全般にわたる町長みずからのプレゼンテーションというものを拝聴し、氏の発想力豊かで行動力にあふれる人となりというものを十分に私は感じ取ることができました。

やはりこのように、有能で若くして首長につかれる方もおります。有権者とすれば、長きにわたり行政のかじ取りをお願いしたいと思うのではないのでしょうか。このような場合に、多選自粛条例で縛りをかけることが果たして行政にとってよいことなのか、またあるいは悪いことなのか、大いに疑問の念を抱かざるを得ないのは私だけではないのではないのでしょうか。

やはり、多選の弊害というものは、一般的にはいろいろ言うことができても、首長となった人の年齢とか識見等によって左右される問題なのであり、最終的には有権者の審判を受けるということになるのであるから、私としては、あえて条例を制定する必要はないのではないかということをお伝えして、最後の質問に移らせていただきます。

高齢者対策に関してであります。

最後に、2040年問題を踏まえて、今や高齢者対策は最重要課題の1つであるとも言えます。しかし、町長の所信表明の中に、このことへの言及がなされておりましたので、あえてお尋ねいたします。

人生100年時代に突入しつつある高齢者対策について、どのようなビジョンを描いておられるのか、お気持ちをお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 高齢者対策に対してと、2040年問題を踏まえてのビジョンはということでお尋ねをいただきました。

私自身が団塊の世代、真っ盛りでございます。そういった中で、その団塊の世代が75

歳を迎える2025年、団塊ジュニアが65歳となる2040年は、日本の人口が1億1,000万人ほどになり、1.5人の現役世代で1人の高齢者を支え合う社会構造になると予想されます。吉岡町では、推計によると65歳以上の老年人口の比率が約30%と、全国平均よりも緩やかにですが、2人で1人の高齢者を支え合うこととなります。当然のことながら、社会保障費は増大すると考えられます。

このような予想がありますので、町としては、今のうちから、いつまでも健康で元気な高齢者でいられるような施策をしていかなければならないと考えます。現在でも、いつまでも住みなれた地域で暮らせるよう、在宅医療介護連携支援センターを中心に、在宅医療と介護を一体的に提供するための体制づくりを進めております。

また、認知症カフェや各地域で行っているサロンなどでひきこもりを予防し、また介護予防事業における口腔ケア、体力チェックなどを開催し、いつまでも住みなれた地域で元気で暮らしていけるよう、またそのような事業の担い手となる人材の育成を図るべく、新たな施策を検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7 番（五十嵐善一君） さまざまな施策を考えていただいているということで、少しは安堵しております。やはり、人口減少と少子高齢化が急速に進む日本において、65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年ごろをどう乗り越えるかが、やはり各自治体にとって大きな課題ともなっております。しかも、高齢者の高齢化といった超高齢社会に対応するためには、さまざまな生きがいがづくり、それから健康支援策といった高齢者福祉の拡充施策、老老介護といった問題、さらには買い物支援問題などへの効果的な処方箋というものを早期に検討し、施していく必要があるということをお伝えし、私の全質問を終わらせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、五十嵐善一議員の質問が終わりました。

ここで、昼食休憩をとります。再開を13時といたします。

午前11時40分休憩

午後 1時00分再開

議 長（山畑祐男君） それでは、会議を再開いたします。

議 長（山畑祐男君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

1 3 番（小池春雄君） それでは、柴崎町長の所信表明に対する質問を行いますけれども、まずは

就任おめでとうございます。

まず第1点目でありますけれども、町長の所信表明の中に、「町民との対話の場をつくり」とありますけれども、実際に考えていることはどういうことなのかというのが、いま一つわかりません。対話をする、先ほども何名かから質問がありまして、聞いていると、何か集会があったとか、そういうところで対話をするんだというふうに承ったんですけれども、そうでなくて、私は対応するんだというのであれば、やはりまずは、どんなときに、どんな場所で、どんなことをというテーマを持ったようなものが必要ではないかと思えますけれども、先ほどの回答では、私はどうも町長が公約に掲げたほどのものではないなというふうにしか思えませんので、もう少し、自分なりの考えがあろうかと思えますので、その点について、まずお伺いをいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 午前に続きましてご苦労さまでございます。

ただいま小池議員から、所信表明について、大枠に質問をいただきました。

1つ目の町民との対話の場を取り上げますが、実際に考えることは何ですかと。いつ、どこで、何が見えてきませんか。具体的に述べてくださいということでございます。

自分としては、住民との対話の場については、人が集う場の機会には、可能な限り自分が顔を出させていただいた中で、直接声をいただくことはもちろん、各所属で行われる会議、会合等でいただいた意見は、それぞれ担当を通じて展開、集約していきたいと考えております。具体的な場については、さまざまな場ということで、機会ということで捉えているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、町民との一般的に、普通、対話と思えば、やはりいろいろな集会があるというのは必ず目的があります。目的があつて集会がなされていますから、そうすると、そこではもう議題というのは限られた議題についてのお話になると思うんですよ。話であつたり、問題があつたりしての集会ですから。ですから、町長がまず住民との対話だと言うのであれば、自分が住民から何を聞きたいんだということになれば、じゃあ私はこんなことを町長にお願いしてみようかなということ、そういう考えを持つわけですよ。家に帰って女房と相談したり、また奥さんが旦那と相談したり、子供と相談したりして、またあるいは、子供が親と相談をして、じゃあこんなことを、まちづくりであつたり、教育であつたり、いろいろな場面で話し合いをしてみようと。そして、自分たちの考えをぶつけて、そしてそれが改善できれば、またいい方向に向けば、私たちの生活がよくなるん

だろうなというふうになっていくんだと思うんですよ。

だから、物のついでに何か対話をしようという、そういう考えは、私は、認識がちよつと違うのではないかなと。やはり住民との対話という以上は、まずはテーマを設けてもいいし、設けなくてもいいし、いろいろなケースがありますよね。でも、町長の考えを言って、そして住民から、まずは町長が何を引き出したいかというところがないと、何かの集会のついでだったら、やはり大したもの集まってこないですよ。集約できないと思うんですよ。だからやはり、自分のほうから、そういう考えがあるのであれば、しっかりとそのことを、自分の思いを住民に伝えて、だから皆さん、私はこういうことを思っています、あるいは皆さんがこの町に何を望んでいますかと、ぜひ皆さんの意見を聞かせてくださいというような形で、行政区ごとにそういう話し合いの場を持つとか、あるいはそれは方法はどうでもいいですよ。年代別に人との対話をするとか、だからそういうふうを決めていかないと、私は対話というのは進んでこないし、何かのついでというのは、やはり出てくることは、やはりついでのことになってしまうんですよ。

ですから、しっかりしたそういう思いがあるのであれば、その自分の思いを住民に伝えて、そして皆さんの意見を聞くというような形での対話集会なり、そういうものを開くのが、私は本来の対話だと思うんですけども、いかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 確かに、テーマを決めて集会を開くという、そういう住民とのやりとりもあろうかと思えますけれども、自分のやり方としては、自分がいろいろなところへ出て行って、いろいろな声を聞いて、その町民との対話を図っていきたい、これが自分のスタンスとしてやっていきたいと。これが現在の、今時点の考え方でございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、その程度の対話ですか。やはり私は、住民との対話というのであれば、直接問いかけるわけですから、だからやはり、何かあるときというのは、それは目的があつて皆さんが集まっているわけですよ。そこのところへ行って、目的外のことをちょこちょこ、ちょこちょこ聞くというのではなくて、やはりしっかりと構えて、何でもいいですよ、皆さん意見を聞かせてくださいという場をつくって、時間をかけないと、相手も準備していませんよ。こちらが聞くんだと、どんなことでもいいから、皆さん思っていることを聞かせてくれというのであれば、皆さんは、先ほど言ったように、皆さんの家族とか、また友達同士で相談をして、じゃあこんなことを提言してみようと、聞いてみようということになると思うんですよ。

ですから、主題が町民との対話なんだと。目的を持ったところで、何かほかに目的があって、例えば町民運動会でもあったり、バレーボール大会があったりして、そのところで何か聞くというのは、これも確かに対話かもしれませんが、それは物のついでですよ。物のついでではなくて、しっかりと自分で受けとめるには、相手も準備をする時間がある、必要ですよ。だから、私はそういうのが本来の対話だと思うんですよ。

だから、そういう物のついでじゃなくて、しっかりとした住民の意見を聞いて、それを行政に反映させるというのであれば、自分たちの意見というのが行政に反映されるんだなというふうに思えば、また住民もそれなりの考えを持って参集すると思うんですよ。それをだから、私は主張の中に、いつ、どこで、誰が何をというふうに書いてありますけれども、そういう意識を持った中で皆さんの意見を聞かないと、なかなかお知恵は、しっかりとした意見は出てこないと思うんですよ。だから、物のついでじゃなくて、しっかりとしたそういう位置づけの中で対話を求めていく必要があるというふうに思いますけれども、いかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自分は、物のついでとは思っていません。いろいろな行事の中に顔を出させてもらって、その中でいろいろな方とお話をしていきたいという、そのスタンスは変えずにいきたいと思っています。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私は、そこで対話することがいいとか悪いとかというのではなくて、やはり人が集まる時というのは、そこに集まるための目的があるわけですよ。そこで聞くことも、それは大いに結構ですよ。しかし、町民との対話というのであれば、皆さんに直接意見を聞きたいというときには、ちゃんとした、それを主目標に置いた対話というのが大事だと思うんですよ。

だから、ちょっとした集会とか会合、大会の中で聞くのも、それはそれでいいですよ。でも、ちゃんと皆さんの声を聞くんだと、対話なんだというのであれば、それを主目的に置くことが、私は大事ではないかなと。物のついでじゃなくて、それを主目的にしての対話をしていくことが、これからは大事なのではないかとというふうに考えますけれども、いかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどからちょっとかみ合っていないんですけども、物のついでとは、

自分は思っておりませんので、そういうスタンスは変えずにいきたいと思っています。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 物のと言ったって、町長、何か集会とか何かがあったときというのは、そこに主目的があって、そこに人が集まっているわけですから、そうすると、その主目的が議論されて、残った時間だとか、ちょっとした半端な時間のところにちょこちょこお話をします。これが、今聞いていると、町長の住民との対話というふうにはしか聞こえてこないんですよ。だから私は、そうじゃなくて、それはそれでいいんですよ、だけど、住民との対話というのであれば、対話集会を開きますというので、皆さんお集まりくださいと、意見を聞かせてくださいと、これを主目的にした対話が必要ではないんですかと、私は言っているんですよ。かみ合っていないのは、ちょっと町長のほうがかみ合っていないんですよ。私の言っていることは理解できると思うんですけども。いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） そういう手法もあるということは承知しております。今後、考えてはいけたらと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） なるべく多くの、多様化する時代ですから、多くの町民の意見をしっかりと聞いて、それを行政に反映させる、これが町長の仕事だというふうに私は思いますので、ぜひそのような考えでやっていただきたいと思います。

2番目でありますけれども、八幡山グラウンド拡張整備の再検討とあります。どのような考えがあるのか、現在の計画で不都合だと思われるところはどこですか。全面見直しなのか、それともあるいは一部の見直しなんでしょうか。

これまで町長が議員のときには、この八幡山グラウンドの拡張整備のときには賛成をしてきたと認識しているんですけども、反対したとは思ってないんですよ。出された案について、予算でも賛成していますから。だから、今までそれを賛成していたものを、今度は町長が新たに拡張整備の再検討とあるものだから、どういうことなのかと思っていました。

今まで、八幡山整備計画がありましたけれども、それは私は反対だよというのであれば、それは拡張整備は私反対だから再検討するよ、私が町長になったら再検討するよというのは、それはわかるんですよ。ですけれども、今まで賛成してきた中で、今度町長になったら、自分の考え方を捨てたとは私は言い切れませんが、賛成していたものを、今度

は再検討というふうになると、どうも町長の考えていること、今までの自分との行動とが首尾一貫しないなと思えるんですよ。

そういう中で、また細かく書いてありませんから、八幡山グラウンドの拡張整備の再検討だけです。だから一部なのか、それとも全体の再検討なのか、そこについてはどのようなお考えをお持ちですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） まず、自分が議員のときにどうのという話があったんですけども、確かに議員のときには賛成をして、そちちのほうで進めさせていただきました。ただやはり、町長に出るに当たって、いろいろな地域の声、町民のみんなの声を聞いた中で、今回のこういう提案がされてきたということ、まずはご理解いただきたいと思います。

そういった中で、八幡山グラウンド拡張計画の再検討でありますけれども、どのような考えかということなんですけれども、吉岡町では、平成26年度に基本設計を行っており、本年度においても、旧文化財事務所の撤去等、町有地の有効活用を目的とした暫定的な整備を予定しているところでございます。

議員ご質問の拡張整備の再検討についてですが、基本設計から4年が経過している中で、八幡山グラウンドの基本設計の見直しを求める利用者からの声がいまだにあるということ、踏まえ、今後は近隣施設との関係性や、近年問題視されている中学校の部活動の事故防止の視点なども含めた形で、吉岡町緑地運動公園、いわゆる八幡山公園多目的屋外運動場の基本設計の見直しに取り組めればと考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） その中で、再検討は一部でしょうか。それとも全面見直しという考えなんですか。どちらなんですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今のところは、現在の基本計画をベースとした見直しになると考えています。吉岡町緑地運動公園としての八幡山公園の中の多目的運動場であるという位置づけを考えた場合、来年度策定予定の総合計画の中で、改めて検討する必要があると考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 確かに首長がかわれば考え方も変わる、それは当然だと思いますけれども、

また他方で、行政継続の原則というのがあります。途中でやりかけたものをひっくり返すというようなことではないんでしょうけれども、やはりその辺は、そこへ到達するまでに相当な、教育委員会であるとか関係課とも協議をした中で、この方向がいいだろうと、その中で見直し、見直しをしていきながら、ほぼ形として決まってきたのかなど。その中には、今、町長が言われたようなさまざまな問題があって、学校との協議の中でもいろいろあって、そして私は落ちついてきたのかなというふうに思っておりますけれども、そういう中で、新たに用地でも確保できたというので、また今までのようなこういう形にしなくても、もっと違う形でよくできるんだというのであれば、それは私は再検討の余地はあると思うんですけれども、さほど状況の変化がない中で、それをまた再検討するとなると、これまで行政がやってきたことに対する、また議員もそれについて、それでいいんじゃないかというふうに、議会のほうでは、それをよしとして、了として議決をしてきたわけですから、それを余りにも変えてしまうと、また大きな問題に発展しかねないと思うんですよ。

ですから私は、町長の今回の所信表明の中にあります再検討というのがあったから、気になりました。その部分につきましては、これから、文言だけですだからね、しかし、ちゃんとしたものができてきませんからわかりませんが、今まであった経過というものも大事にしながら、ぜひとも改善すべきは改善していただきたいと思いますので、それ以上の答えは求めませんが、その部分というのは、経過も大事にしたいと思います。

続きまして3番目でありますけれども、幹線道路等の整備は集中と選択とありますけれども、どのようなことを考えているのかが、いま一つ見えてきませんが、集中と選択についてお尋ねをいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 3つ目の幹線道路の整備は「選択と集中で」とはという質問なんですけれども、文字では「幹線道路等インフラ整備は集中と選択で取り組みます」という、そういう自分は記入をさせていただいているかと思います。

あっちもこっちもというのではなくて、計画的に、町が今掲げている主となるインフラ整備を順次進めていきたいという思いでタイトルに列記させていただいたものでございます。

まずは、学校の設備が挙げられます。そういった中で、吉岡中学校の校舎増築や駒寄小学校の体育館改築、それから駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化、あるいは仮称でありますけれども林道栗籠・井堤線新設等々を主に挙げさせていただく予定でございます。

ます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それ聞いた話だと、ただそれは今までの計画のただの延長ではないですか。だから、町長があえてこの中で集中と選択というふうに言いますと、聞いていると、既定路線を進むということですから、ではなくて集中と選択というんだから、その中で私はふるい分けをするんだというふうにとれるんですよね。であれば、その中に町長なりのポリシーというのが見えてくるのかなと。そうであれば、町長のポリシーというものはどういふものなのかなというものを聞きたかったんですけども、そうでもなさそうなんですよ。今の町長の答弁ですと、既定路線の、当初予算であったとおりに進めていくと。学校が足りなくなる、これは誰もが承知していることですから、体育館であるとか、校舎増築、これ既定路線ですよ。

もう少し、だから、私は細かく重箱の隅をほじくるつもりはないんですけども、集中と選択というときには、ふるいにかける作業だと思うんですよね。だから、どういうふるいにかけるのかなというところが聞きたかったんですけども、そのところは短時間では、町長も言い尽くせないでしょうし、私も聞き尽くせませんから、この辺にとどめておきます。

それでは、4番目の自治会役員等の負担軽減とありますけれども、何が負担で何をどのようにしたいのか、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自治会の役員さんの負担軽減につきましてですけども、昨今の社会情勢により、役場から各自治会に依頼している事業等、自治会役員らの負担がふえている状況は見られます。各自治会に依頼している業務内容について、自治会連合会等で意見を聞きながら、役場の内部において軽減できることはないか検討し、自治会役員等の負担ができる限り軽減されるように考えております。

ただ、各自治会によって負担軽減の声のトーンの差があるということは事実でございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 以前の区制度であれば、それは行政の末端でありますから、ある程度のこととはできます。しかし、自治会というのは役員がどういう仕事をしているかといえば、それはそれぞれの自治会によって、自治会が決めたことですから、そして町が自治会にお願

いしていることというのも決められたことですよね。それをだから軽減するということは、私は不可能ではないかというように思っているんですよ。今あるものを減らすことはできない。

ですから、一つ間違えると、自治会というのは独立した組織ですから、それに対する自治会役員の負担軽減というのは、文言としても意味としても、私は不適當ではないかと思うんですよ。自治会というのは、みずから自分たちで決めて、自分たちでやるんですから、それは自治会の問題ですから、自治会の問題に行政が意見を挟むということは、これは越権行為でありますから、そこは十二分に気をつける部分だと思っております。そのところは、町長おわかりですよ。

ですから、いろいろなことを所信表明で述べられているんですけども、ちょっと見ても、やはり首をかしげるところが多かったものですから、そういうことが、もう少し職員とでも練った中で、どうかというふうに私はするべきだと思います。ぜひそのことも考えていただきたい。

最後になりますけれども、何人かから質問がありました多選自肅条例の提案と言っておりまして、議論が盛んにあったところでありますけれども、そもそも町長の多選、恐らく町長選挙に当たって石関さんが3期やって、もしかしたら4期目も出るんじゃないかと、そんなに長く出られてはかなわないなと、面白くないなというようなところから、私は出てきたのではないかと思っているんですよ。

それは選挙戦ですから、その程度のことはあっても、それは構わないでしょう。しかし、それを条例とすることには、いささか問題がある。憲法の規定の中では、職業選択の自由というのがあります。これは町長になろうが、町議員になろうが、年齢に達していればなれます。それで片やもう一方では、憲法の規定に由来して公職選挙法があります。その中には、選挙権と被選挙権があります。知事、参議院では30歳以上、町会議員、市町村長、衆議院は25歳から被選挙権がございます。そこには、上の上限はありません。多選禁止条例というのは、そこに上限をつけるべというのが多選禁止ですから、これは憲法上も法律上も大きな問題があるわけです。

しかし、自分が選挙には、もう1期か2期やったら出ませんよというのは、それは自分が思っていればいいんですよ。今の柴崎町長の場合、ご年齢が72歳ですか、72歳から私はどう見ても20年も、30年もするとは思えないんですよ。

何期からが多選かという議論がありましたけれども、そうすると、自分のことを考えれば、別にそこで条例をつくる必要も全くないんですよ。全くつくる必要ない。しかし、町長が所信表明でこういうことを出してくるから、これが議論になってくるんですよ。やりたくなければ、別に言わなくたって1期やっても、2期やっても、それでやめればいいん

ですから。でも、だからこうして多選禁止条例なんて出してくると、これはだから、町長が町長に当選する以前の考えだったことを出しているんですよ。これまた同じことを所信表明でも出しているから話がおかしくなるんですよ。そうでしょう。憲法も公選法も、一つ間違うと否定する考えになりますから。やはりこれは、自分の考えは甘かったと、こんなものはやはりないほうがいいんだなという考えに立てば、私はこういう議論をここでしなくてもいいんですよ。どう思いますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 平形議員、あるいは五十嵐議員の質問もいただいておりますけれども、こうした状況を踏まえて、繰り返しとなりますが、今後、提案する、しないも含めて、議員皆さんと意見交換しながら検討、結論を出していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長これ、議会と相談する問題ではないですよ。議会と相談する問題ではない。議会も、こんなこと相談されても困る。これ、町長個人の問題ですよ。あるいは政党とかそういうのがあって、あるいはまた会派があって、その中で多選は禁止せよと、その中で自分たちで決めるのは構わないですよ。でも、条例となれば、町長が提案すれば、提案されたものをどうするかという判断をするのは、出されれば議会ですよ。議会と相談してと言われても、議会もこれ、相談されても困りますよ。

だから、この多選自粛条例が、さまざまに問題があるということは、明らかですよ、公にすると。ですから、町長の先ほどの回答にもありましたけれども、出しておいて、だけど施行日は決めておかないと。それは決められないですよ。そんなことできないから。そういう中途半端なものになるんですよ。だから、そういうものは、もう出さないと。やはり町長の、この所信表明でも問題があったというふうに言えば、そこで済む問題ですよ。それをまた議会で皆さんで協議しようなんて言われたら、協議を求められた議会も困りますよ。いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議会ではなくて、議員さんとそれぞれ相談をさせていただきたいという、そういうつもりでおります。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 議会ではなくて議員だという、そういう言い方もあるのかもしれませんが。

いずれにしても、どなたと相談するか知りませんが、もう少し議会として、議員としても、町の町政に対して、必要な真剣な議論が必要な場面というのはたくさんあります。そんなところで、無駄な時間を私は費やす必要はないと思います。

そういう中で、町長も今後、しっかりと精査をして行政運営に臨むことをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、小池春雄議員の質問が終わりました。

以上で、町長所信表明に対する質問を終わります。

ここで、機械調整のため暫時休憩をとります。

午後1時30分休憩

午後1時31分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程第5 報告第4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告

議長（山畑祐男君） 日程第5、報告第4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告を議題といたします。

町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 提案説明を申し上げます。

報告第4号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告について説明を申し上げます。

株式会社吉岡町振興公社の平成30年度第17期の事業概要及び決算の状況、並びに令和元年度第18期の事業及び予算に関する計画書の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類を添えて議会に報告するものであります。

なお、報告書につきましては財務課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、添付書類の事業報告書並びに事業計画書を説明させていただきます。

議案書を1枚めくっていただきますと、平成30年度（第17期）事業報告書の表紙がありまして、さらに1枚めくっていただき、事業報告書2ページをごらんください。

1として、事業の経過及びその成果について掲載されています。

それでは、（ウ）の今年度の主な取り組みと成果についてごらんください。

平成30年度についても、吉岡町振興公社が指定管理している当該施設の優位性を生かした特徴的な機能を最大限発揮させることを目標として、さまざまな事業に取り組み、吉岡町振興公社全体の売上高は1億9,264万7,000円、前期比222万2,000円の増となり、売上総利益は前期比397万5,000円増の1億5,606万2,000円となりました。

経費に関しては、消耗品費、修繕費などが減少したものの、人件費や原油高に伴う燃料費の増加などにより、販売費及び一般管理費は前期費103万6,000円増の1億4,985万7,000円となりました。

その結果、営業利益は前期比293万9,000円増の602万5,000円、経常利益は前期比312万7,000円増の1,022万9,000円、そして最終的な当期純利益につきましては、前期比138.8%、218万8,000円増の782万8,000円となりました。

続きまして、3ページ、2の部門別の状況をごらんください。

(ア) よしおか温泉リゾートピア吉岡についてですが、①から⑤には、よしおか温泉リゾートピア吉岡の今期の主な取り組み内容が記載されております。その結果、今年度の入館者数は前期比2.5%増の28万3,141人で、前年に対し7,035人の増となりました。これは、4時間券の有料入館者が5,295人増加したことなどに伴うもので、入館者数は平成29年度の途中から増加傾向となっております。

収入につきましては、下の表にもあるとおり、物品売上高が減少したものの、食堂売上高、受け取り手数料収入、通年券利用料収入が増加し、特に温泉施設売上高は前期比205万円の増、また食堂売上高も161万5,000円の増となったことから、温泉全体の純売上高といたしましては1億5,695万9,000円となり、前期比で102%、302万9,000円の増となりました。

次に、1枚めくっていただき、4ページ(イ)吉岡町緑地運動公園をごらんください。

①から④につきましては、緑地運動公園の今期の主な取り組み内容が記載されております。

下段の表にもあるとおり、緑地運動公園全体の利用者数は合計で前期比2,505人減の3万6,777人、利用料は合計で前期比96万5,000円減の1,700万4,000円でした。夏場の猛暑の影響により、全ての部門において利用者数及び利用料ともに減少となっております。

次に、5ページ中段の(ウ)道の駅よしおか温泉をごらんください。

平成30年度についても、下の表にあるとおり、今年度各種団体によるイベントを開催し、今年度の新たな取り組みとして、町内保育園及び幼稚園の園児と保護者の交流会を実

施いたしました。また、花と緑のぐんまづくりin吉岡のサブ会場としてもイベントが開催され、吉岡町振興公社では、それら催し物に対しまして積極的に協力を行ってまいりました。

次の6ページには、平成31年3月31日現在の、3.株主、4.役員、5.運営組織及び従業員の状況、また6.安全衛生管理、7.救急救命・避難訓練実施状況が記載されております。

次に、添付書類の説明をさせていただきます。

7ページには、2期比較損益計算書、次の8ページには、年度ごとの温泉の入館者数月次推移表及びグラフ、9ページには、株式会社吉岡町振興公社の組織図が掲載されております。

引き続き、添付書類の決算報告書の説明をさせていただきます。

11ページ及び12ページの貸借対照表をごらんください。

まず資産の部ですが、流動資産の計が6,003万1,123円、少し下にいらっしゃっていただきまして、固定資産の計が1,038万7,885円、繰延資産の計が30万円となり、資産の部の計として7,071万9,008円となっております。

負債の部といたしましては、全て流動負債で2,853万1,685円、純資産の部は資本金の1,000万円と、12ページの利益剰余金3,218万7,323円を合わせて4,218万7,323円となり、負債及び純資産の部の計は7,071万9,008円となっております。

次に、13ページ及び14ページの損益計算書をごらんください。

まず営業損益についてですが、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益が1億5,606万2,416円となり、そこから販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は、620万5,346円となりました。

13ページ下段の営業外収益402万3,841円から、次の営業外費用179円を差し引いた額に営業利益を足した額である1,022万9,008円が、14ページの経常利益となりますが、そこから法人税・住民税・事業税の240万1,400円を差し引いた額782万7,608円が当期の純利益として計上されております。

続いて15ページは株主資本等変動計算書、16ページは個別注記表です。

最終の17ページには、監査役により監査報告があり、適正かつ正確であったことが認められております。

それでは、続きましてもう一つのつづり、令和元年度（第18期）事業計画書をごらんください。

1枚めくっていただきまして、2ページから3ページが令和元年度（第18期）の事業

計画となります。

まず1では、令和元年度の吉岡町振興公社の方向と事業計画として、昨年度に引き続き複合施設としての優位性を前面に打ち出した取り組みを進めるとともに、利用者の健康増進の場としての利用促進の取り組みや、マスコミ効果の活用などPR活動の充実により、より広域的な誘客活動に取り組むことが記載されております。

2では、部門別の事業計画が記載されており、(1)よしおか温泉リバートピア吉岡では、①緑地運動公園利用者の取り組み、②ファミリー層の誘客促進、③芝生広場の利用促進、④利用者満足度の向上の4点、そして(2)吉岡町緑地運動公園としては、①町民の健康増進を目的とした利用促進、②滞在型施設としてのPR活動、③魅力向上策の検討の3点が、(3)道の駅よしおか温泉としては、①利用者満足度の向上、②おもてなしの拠点としての活用促進の2点がそれぞれ重要課題として取り上げられております。

4ページには、収支予算書として、前期実績と当期予算の2期比較損益計算書が記載されております。

18期では、17期に引き続いて燃料費の高騰やパソコンやコピー機の更新による備品消耗品の増を見込みました。これらに伴い、販売費及び一般管理費が増加することが想定されるため、最終的な当期純利益といたしましては、前期実績費185万4,000円減の597万4,000円を見込んでおります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長(山畑祐男君) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番(小池春雄君) まず6ページですけれども、安全衛生管理の(1)(2)とあります中で、(2)でありますけれども、(1)も含めて(2)の①で館内、浴室の従業員による巡回点検、②の入館者からの諸要望聴取及び即対応と、安全管理の中で事故が発生したときの対応の件が載っておりますけれども、9ページになりますと、お風呂に入っているときに湯当たりであるとか、滑ってけがをしたとか何かで、ここにありますが、事故の発生が33件あったということなんですけれども、お風呂ですから、一つ誤ると、お風呂は高齢者も多いものですから、溺れ死んだりもしますけれども、働いている人を見ますと、短時間の清掃員とかそういう者はおりますけれども、安全確保のための職員の配置は十分かどうかというところが問題になってくると思います。それがどうなっているかということと、あとはここにあるように、事故発生防止策という中で、これは7番ですね、救急救命、避難訓練も含めますけれども、救命訓練、いざというときに、この人たちが消防署から救急

車が来るまでの間、その訓練もしているんでしょうけれども、それは絶えず開館時にはちゃんとした対応ができる手だてがしっかりとできているかどうかということの確認をしておきたいと思います。やはり、事故があって、事故があることはやむを得ないんですけれども、それが不幸な事故につながらないためにも、ここの部分というのはしっかりとしておかなければならない部分だと思いますけれども、おろそかにしてはならない部分だと思いますけれども、ここは十分に対応し切れているかどうかについて確認をいたします。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） まず、議員さんのおっしゃる1点目、安全管理の問題の職員体制の問題、これは議員さんのおっしゃるとおり、一節としては事故を起こすということが一番、それを防ぐということが一番重要なことだと考えております。

振興公社でも、当然、それに対する巡回を必ずするというような形、ただ基本的には、やはり巡回だけでは足りないところ、ただお客様がいるときに、お客様がやはり知らせてくれるというのが現実的に結構多いという形には聞いております。ただ、お客様が2人とか1人とか、そういうときも当然ありますので、そういうときには、必ず受付のほうでも、今現在ちょっと少ないなということはあるという形で対応しておるといって、そのような中で、その都度巡回はしているという形を聞いております。

職員体制に関しては、今のところ、十分であるかと言われれば、私どももそこを全部確認したわけではないので、今のところは、ただ、毎月の報告、役員会をやっております、その毎月の報告の中で、今月は何がありましたという報告を必ず受けております。その中では、そういう対応を聞いている中では、現体制で確実に安全体制は確立されているものだと感じております。ただ、職員の管理、やはり人数的にもきっちりした形で配置できればと考えております。

また、事故発生防止策としては、議員さんおっしゃるとおり、ここにも書いてあるとおり、救急救命の訓練を年2回、当然休みの日に職員が四、五十人出てやっております。これは、必ず今の社長が出てきなさいという形で、「あれ、何でこんな休みの日なのに」と思ったら、たまたまそういう訓練をしていたということがありまして、私もそれは確認させていただいております。

そういった中で、安全管理には今後も一番気をつけるように指導してまいりたいと思いますし、振興公社としても、そこは一番気をつけている点だと思います。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今、課長の答弁の中で、「だと思います」という回答がありました。やは

り、「だと思ひます」ではなくて、やはり安全については、そこはやはり十二分に確認をしておく必要があると思ひます。やはり、何でもそうですけれども、事故が起こったといひつては、あのとき、ここをもう少しこういふふうにしておけばよかつたねといふ反省が必ずつきものです。なるべくそういう事故を未然に防ぐためには、ある程度手を抜いてもやむを得ない部分と、ここだけは手を抜いてはならない部分といふのがあると思ひますよ。それは、先ほど言ひました、事故が発生したときに、すぐ即応体制ができるといふことが一番大事になつていくと思ひます。この部分については、「だと思ひます」ではなくて、やはり胸を張つて、「それはもう心配には及びませんよ」と「心配しないでください」とまでは言ひませんが、それに近い状態にあるといふ覚悟はしていただきたいと思ひます。

議 長(山畑祐男君) 高橋財務課長。

[財務課長 高橋淳巳君発言]

財務課長(高橋淳巳君) 十二分に今後も指導して、その辺はきつちりと確立をさせていただきたいと思ひます。

議 長(山畑祐男君) ほかにありませんか。

岩崎議員。

[11番 岩崎信幸君発言]

11番(岩崎信幸君) 今回、最終的な当期純利益は782万8,000円、前年比138万8,000円、218万8,000円の増となりました。昨年度も約500万円の増であったわけですが、今回のこれからの令和元年度に関しましては185万4,000円の減と、そういう形でなっておりますが、私は、これはこうと思ひていないんです。

私は、職業柄、前橋市から提出されました前橋市新設道の駅整備運営事業基本計画概要版、これを入手しました。これに関しては、この3月に私は一般質問をしました。(仮称)道の駅まえばし、これに対する計画書でございます。これはなかなか、手に入れるのは私ぐらいの立場の人間かなと思ひるので、これに対しては皆さんも全然わからないので、ちょっとだけ、要点だけ説明させていただきます。

こうなっているんですよ。基本計画実現について、本基本計画は、国道17号線上武道路沿線関根町、田口町に前橋市によって新設される約7ヘクタール、2万1,000坪の前橋市新設道の駅に対し、今後、道の駅事業を推進するために整備、運営、維持管理等に関する基本的内容を取りまとめたものである。基本計画の策定に当たっては、事業者公募における提案書を基本的計画と位置づけ、その基本計画をもとに、(株)ヤマト、OC、OGグループによって検討を重ね、協議を行った。このOCというのが(株)オリエンタルコンサルタント、OGというのが(株)オリエンタル群馬となっております。また、本

基本計画は、道の駅においてPFI、特定事業を規定しているため、特定事業契約は基本契約に付随するものである。

このPFI、特定事業に関しましては、民間主導により独立採算制の経営事業ということになっております。これが昨年、平成30年10月24日、前橋市長山本 龍、ヤマト・OC・OGグループ代表企業、株式会社ヤマト代表取締役社長執行役員町田 豊となっております。

これが、基本的な位置づけであって、これなくてやるとやはり大変だから、少しあれかな。これに関しては、もし提出があれば、このまま財務課のほうでコピーして渡して配ったほうがいいかなと思うので、余り長くなると失礼なので、ただ問題は、この中で建築物の構成、全天候型の大屋根と、その下に集まる箱型の建築物、光を通しながら野外大空間をつくる壁によって、組み合わせによって分棟等形式の回遊性と、木々と調和一体型の環境効率性と象徴性の双方を両立されている。これが構成ですね。

やはり、これは言わなきゃなと思うんですよ。各施設の概要。駐車場が3万3,453平米で、駐車台数が589台、トイレが562平米、観光案内所が300平米、畜産農産物直売所が1,006平米、地産レストランが340平米、芝生広場が1万2,496平米、防災施設150平米、ラウンジ1,225平米、あと農園・温室が3,683平米、温浴施設363平米、災害対応型ガソリンスタンド1,700平米、これ全部合計すると、約延べ床面積が1万1,000平米。

(仮称)道の駅まえばしが約7万平米ですので、約7分の1の、施設としても広がっているものですね。さすがにこれだけの広さというのは、太刀打ちできないところはあるわけなんですよ。

一番問題なのが、一番最後に説明しますが、新計画ですね、これが設備費が全体で53億6,600万円、そのうち前橋市が43億9,400万円で、周辺道路整備費が、前橋市が全部で4億7,500万円、その後の15年間の維持管理運営費が36億9,900万円のうち、前橋市が24億900万円。前橋市が大体全部計画の予算を占めている。ただ問題は、この3月も私が言ったとおり、前橋市に国、国交省選定となっておりますので、これは国の補助金ということに当然なるので、3分の1以上は多分、国からの補助金になるというわけなので、前橋の負担が、それがなくなってくるわけで、予算的には莫大な金なんですけれども、国からの補助金のほうが多いから、そこら辺でしていくと思うわけなんです。

問題は、今言ったとおり、これだけの大きな計画なものですから、最終的な計画は、ことしいっぱい用地買収を終え、議会の議決を受けて、来年度、令和2年の4月から造成施設工事が始まります。それで、来年、再来年の令和3年7月から全体開業という形にな

るわけなんですよ。これが概要ですけれども、この計画はもう出ていると思うんですね。ということは、再来年にはこれがオープンして、この巨大な（仮称）道の駅まえばしがオープンするわけなんです。

といいますと、先ほど申しましたとおり、一応今年度は大変な利益が出て、来年度は私の考えでは、現在、今、渋川近辺7つの温泉地が、はっきりいって、ていたらくなんです。実質問題として、それで特に考えるのは、ここに私も関係がありますので、スカイテルメ渋川、ユートピア赤城を民間へ売却といったとおり、渋川は余りいい経営、7つとも経営状態が悪いんですね。ということは、ある意味吉岡が、まだそこで伸びる可能性があり、また上武道路からこっちに入る集客というものは、まだ吉岡の場合は、しっかりとした集客力があるわけなんです。ということは、来年も私の考えでは、利益は確保できると思うんですよ。

ただ問題は、今申したとおり、前橋の上武道路の道の駅の施設、今年度もう16億4,231万円計上してつくるわけなんですよ。用地買収が当然一番多いと思うんだ。やはり、これに対して、どれだけうちのよしおか温泉がオープンに対してしっかりと施策をとっていかなければ、再来年には売り上げがどんどん落ちこちる。これを私は危惧しているんです。

それなので、まずはそれに対して、来年度の7月に開業する（仮称）道の駅まえばしへの対応がどんなものになるか、お答えをお願いしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 今回の報告が30年度の事業報告と元年度の計画を受けての議会への報告ということになっておりますが、当然、振興公社、また町としても、当然前橋市の道の駅というのは影響があるのではないかと考えております。ただ、そんな中でも、私たちの道の駅よしおか温泉は、その名のとおりに温泉施設があり、さらにパークゴルフやケイマンゴルフ、グラウンドゴルフなどもある。しかも利根川河川敷の豊かなロケーションにも恵まれております。前橋にはない施設をさらに有効活用できるよう、昨年度、パークゴルフ全国公認コースの認定も取りました。今後も、道の駅よしおか温泉にしかない魅力を最大限発揮した施設となるような、町と公社一体となり、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） その努力は、これからもずっと続けてもらって、対応してもらわなければならないと思うんですけれども、この中で、私も今年度、今申したとおり、780万円の

利益が出て、昨年度も約500万円で、来年度も利益が出ると思っているんですよ。今の状況から考えますと。ただ問題は、利益が出たものに関しまして、ある意味、私は民間会社でやっているものですから、特に社内留保ということを考えております。私も長年経験していて、バブルのころは、ある意味変な言い方だけれども、どこももうかったんで、うちなんかもある意味もうかまして、社員の給料もボーナスも上げ、福利厚生費で北陸とか北海道、九州とか、韓国とか行って、福利厚生費で出して、そこら辺は社員のためという形では当然やってきて、今までやっているんですけども、ただ問題は、今言ったとおり、ある意味最悪の事態が起きてきた場合、それは社内留保という形で、ある意味貯蓄をしていくのが当然ことだと思っているんです。

私の考えは、昨年、今年、来年という形で、また再来年の6月ぐらいまでは、当然利益が出ると思うんですよ、今までの状況から見ますと。先ほど申しました近隣の温泉施設が余りよくない経営状態でありまして、実質的によしおか温泉は、上武から考えますといいところなので、そこら辺で、ある意味社内留保で、これからのことを考えて、しっかりとそこら辺は貯蓄するような形をとってもらいたいと思っておりますし、また、この中の、特にケイマンとかパークゴルフに関しまして、昨年在猛暑の影響により、利用者は緑地運動公園全体で3万6,777名、前年比2,505人の減という形になって、大分減少しているわけでございます。

これは、どうしてもニッパチという形になりますと、もうどこも猛暑、厳冬というのは、お客は当然少ないんです。特に8月に猛暑になった場合は、がた落ちするのが当たり前なんです。それが、今までの経営という形になっている。

そこで、例えば経営するに当たっては、ある意味変な言い方なんだけれども、うちなんかもそういうことは、たまには自分の店でやるんですけども、夏場だったらペットボトルの1本を、1本と言ったらまずいんだ、をサービスというような、そういう広告を打つと、それなりに客は来るんですよ。冬だったら、温かいペットボトル、お茶のサービスをやったら、お客は来るんですよ。そういう努力がなければ、今まで、多分来年、再来年もまだ余裕があると思いますけれども、そういうことを考えて経営しなければならない状況に落ちてくると思うんですよ。だから、そこら辺を、厳冬あと猛暑という感じで思っていますけれども、これのしっかりと対策をしてほしいと思うんです。そこら辺、まずどうですか。考えてもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 今回の報告にもあるとおり、猛暑の影響で完全に人数等が落ちております。議員さんのおっしゃるとおり、今年度、早急に要は猛暑対策、当然、お客様を呼んで、そ

れでまたお客様が、今度は逆に倒れてしまったとかということがないように、ただサービスの一環として、そういう利用者のサービス向上のために利用者数の増加を図りたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） そこら辺は、これからの努力だと思ってお願いしたいと思います。

最後に、3問目なので、やはり役員構成です。

今回、代表取締役の大友さんが、前の石関町長がやめたときには、私も引き際かなんていうことを一応言っておりましたので、それに対してちょっと私も期するところがありまして、ですから今回、当然ながら役員に関しましては、取締役が柴崎町長という形になって、次が当然、副町長という形になって、次に代表取締役をという形になるんでしょうけれども、そこら辺の、変な言い方なんだけれども、これから来年、再来年、多分、これからは大友さんがやめるという形になれば、人事面で、変な言い方なんだけれども、再来年、売り上げが落ちこちてくると、普通の人だったら予想される場所を引き受けてくれる人がいるか、いないかというのが、ちょっと、その人物によっているんですけど、今回の役員構成に関して、人事面で、今、大友さんがやめるか、やめないかと、あとこれからの役員構成のことで、ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、お願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 誰が答弁しますか。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 人事面につきましては、今、担当のほうとまた相談をさせていただきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） それでは、私のほうから3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1つ目なんですけれども、先ほどの小池議員の質問ともちょっとダブるんですが、6ページ目の安全衛生管理について、事故、疾病の発生状況、33件あったと。そのうち湯あたり27件、その他が6件、そして救急要請をしたものが5件というふうに記載されているんですけども、その他6件というのは、具体的にはどのような案件であったか。

それと、救急要請を5件されていますけれども、救急要請された後のてんまつというのは把握しておりますでしょうか。要するに、恐らく健康状態がすぐれないような人というのが、そのような救急要請の対象になる可能性もあるので、そういった人への入館時の配

慮というものが、どのようになっているかということも、ちょっとお聞きしたいと思いません。

それから2つ目は、令和元年度の事業計画書の2ページ目でございます。

利用者満足度の向上に関して、利用者の声を反映させることによりとあるんですけども、具体的に、現在どのような方法で利用者の声を聞き取っているのか。そして、件数というのはどれくらいあるのか、教えていただけたらと思います。

それと、その同じところで、やはり老朽化が目立つ施設の改修に計画的に取り組むとあるんですけども、確かにいろいろな人のお話を伺いますと、リニューアルは1回していますけれども、どうも温泉浴室内、いまいち清潔感に欠けるという意見が聞かれています。そういった中で、洗い場と浴室全て含めて、再度リニューアルの計画というものをお持ちであるかどうかをお聞かせ願いたい。

それから3つ目は、同じ次の3ページ目のところで、今度は道の駅よしおか温泉の件に関してなんですけれども、ここに「道の駅よしおか温泉は、平成22年3月のオープン以来、数多くのドライバーの方々に利用されています。令和元年度も道の駅としての充実を図るため」とあるんですけども、よく通常、道の駅ですと、お客さんが言う一つの目的が物産館ですね。あそこに行けば、どういうものがあって、おいしいものが買えるとか、吉岡の道の駅の場合には、物産館は、ちょっと系列が違うということで全然触れていないんですけども、やはりこれは同じ場所に立地している施設でありますから、やはり物産館とのコラボも視野に入れた集客体制というのも、当然考えていく必要があると思うんですよね。その辺に対する考えというものを、お聞かせ願えますでしょうか。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、まず6ページ、安全性管理（1）のその他6件につきましては、ほとんどが風呂場での転倒に伴うけがですね。そういうところとなっております。

あとは、救急車要請するものにあつては、ほとんどが湯あたりに関してのものとなります。当然、意識がないとかという形になりますので、救急要請をここでは5件しておりますが、ほとんどの場合が救急車が来るまでに、その方が少し元気になられてというか、落ちついたという状態で、救急車を呼んだけれども、搬送しないでそのままということのほうが多いという、そういう報告は受けております。

それと、あとは利用者の声という形になります。これについては、温泉のほうにも利用者の声の書くものがあるという形は聞いてはおるんですけども、私どもでは、その中でも基本的に町でも影響があるような、ここをどうしてくれ、ここをああしてくれという報告はあるんですけども、細かい内容については、全て報告が上がってくるものではない

ですので、今後は、そういう小さいことにも、町としても耳を傾けていきたいと考えております。

また、あとは温泉のリニューアルを今後はどうするのかという形になるんですけども、当然、今までリニューアルして、また数年たっております。22年くらいですので、もう10年近くたつことになります。そんな中では、当然、風呂場がカビがまた出てきてしまったということで、一昨年には全面改装というか、木の部分を取りかえたとか、解消させていただいたというのはございます。

ただ今後も、先ほど岩崎議員もちょっとお話がありましたけれども、留保している繰越利益剰余金等も3,000万円を今年度で超えている状況でありますので、そういったものも活用しながら、サービス低下にならないように努めてまいりたいと考えております。

最後の物産館の関係につきましては、これは物産館の経営というものが、そのものが、今、振興公社とは全く離れてしまっています。その関係では、所管が産業建設課となっておりますが、これについても、今後また庁内で調整をしていきたいと考えております。以上です。

議長(山畑祐男君) ほかにありませんか。

五十嵐議員。

[7番 五十嵐善一君発言]

7番(五十嵐善一君) 温泉施設のリニューアルに関してなんですけれども、こんな声も聞かれております。確かに統計的にも、今、入館者数が一時減って、またふえてきていると。いい傾向の中にあるわけなんですけれども、行ってみると、結構高齢者の方が多いとか、利用者がですね。あとはやはり、あそこは大型トラックが休憩できるということで、長距離トラックの方が一時休憩のために、休まれている間に自分も入浴するとか、そういった比較的高齢者、大人の方ばかり多くて、子供連れで行った場合に、子供がなかなか思い切り入れるとか、そういう状況下にならないような現状ということも伺っております。ぜひ、リニューアル等をされる場合には、そういった利用者層の年齢別なことも考えて、配慮していただければありがたいかなと思います。

それと、物産館の件なんですけれども、確かに所管が違うといっても、これはやはり道の駅よしおか温泉を盛り上げていくためには、所管云々ではなくて、やはりそれはコラボという形で、あの地域資源は有効活用していかなければ、大きなマイナスになってしまいますので、ぜひとも所管の壁を、垣根を越えて、いい施策を考えていただきたいと思います。以上です。

議長(山畑祐男君) ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番(平形 薫君) 去年の12月の渋川市定例会ですか、その中で、旧赤城村にあった温泉施設と渋川市の半田にあった温泉施設、これを赤城村のほうは、たしか1,500万円、スカイテルメのほうは3,500万円で民間へ売却という話が決まって、運営に関しては、数年間は現状の温泉として、入館料はどうか分かりませんが、継続して渋川市民が、それを利用できるようにということで民間に売却したと聞いておるんですけど、その温泉施設そのものは、我がリバートピア吉岡とほぼ同時期にできたかなというふうに、私は思っているんですけども、リバートピア吉岡ができた、何年ごろできて、今、何年ぐらい経過しているか。それと、耐用年数というのは、いつごろまでを想定しているのかというのを聞いてみたいと思います。

議長(山畑祐男君) 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長(高橋淳巳君) リバートピア吉岡につきましては、平成10年にオープンをしております。ということは、もう既に20年近くがたっているという形になります。耐用年数につきましては、当然、建物の構造等からすれば、鉄骨造という形になりますと50年とかそういう形にはなってくるとは思うんですけども、ただ、ああいう温泉施設ですので、当然、要はほかの建物よりか傷みが激しいというか、そういう部分もありますので、そういったところは50年という形ではないと思うんですけども、構造的には50年という形を考えております。

議長(山畑祐男君) 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番(平形 薫君) 50年というと、20年ぐらい手をかけて、リニューアルをしつつやっっていけば、結構あと30年ぐらいはもつということかなというふうに理解したんですけど、リニューアルするためにはお金が必要ということになってきますと、先ほどの議論で出ていますと、例えば15ページとかを見ますと、利益剰余金がありまして、その中で3,200万円ほど当期末残高がありますね。そうすると、リニューアルするとき、普通に考えると、この3,200万円を取り崩して、そしてリニューアルしていくということなんでしようけれども、もう一つの考え方として、今、30万円を超える金額の一般補修だとか、あるいは建物補修だとかいうことについては、役場のほうからお金が出るという約束になっておりまして、そちらのほうからお金が出ていると思うんですけども、今言った3,200万円をリニューアルのために直接株式会社振興公社で取り崩して使うのか、それともこの3,200万円を株主配当か何かにして、一遍役場にお金を出して、30万円以上の補修費という格好で役場からまた株式会社振興公社のほうに資金を投入するというか、

補修費を補充するといえますか、そういう方法でやっていくのか。どちらを考えていますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この剰余金に関しましては、これから検討させていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 数年前までに、振興公社で出た当期純利益がありますね。ここのところ数期にわたり黒字になっておるわけなんですけれども、一時期赤字になったこともあるんですけれども、その前までは、当期純利益の前に営業外費用として、町に対して寄附金という格好でお金を出していたという経緯がございます。寄附金は、多分税金がかかるかなというふうに思うので、私が前に聞いたときに、これを寄附金にしないで、株式会社振興公社でプールしておく。要するに内部留保したほうがいいのではないかということで、ここ3期ぐらいはずっとやっておらないんですけれども、その寄附金で、このところずっと500万円とか、600万円とか、700万円の利益が出ておる。これを見ますと、今、指定管理料収入というので、約2,000万円のお金が役場から振興公社へ管理料として出している。この経営が安定していくようであるならば、例えば指定管理料を下げるとか、そういった格好で純利益を、かさ上げ高を、累計を調整するというのも、また振興公社の株主、100%町でございますので、経営のコントロールはもちろんできるわけなので、そういう方向も考えられるかなと思うんです。リニューアルはいつになるかわかりませんが、資本金1,000万円に対して3,000万円の内部留保というのは、余りにもちょっと多いような気がするんですよ。これを明らかに目的として、リニューアルのために使うんだということであるならば、その理由づけで説明がつかないかなと思うんですけれども、この内部留保は少し多過ぎるというふうに商法上は思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員の意見を参考に検討させていただきます。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は、報告でございますので、これにて終結いたします。

ここで休憩をとります。再開を14時35分といたします。

午後2時22分休憩

午後2時35分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

日程第6 報告第5号 平成30年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書

議長（山畑祐男君） 日程第6、報告第5 平成30年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第5号 平成30年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告を申し上げます。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを報告するという地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては財務課長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、2ページをごらんください。

平成30年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

今回報告させていただく平成30年度の繰越明許費は、全部で15事業でございます。

まず1段目が2款総務費1項総務管理費のプレミアム商品券事業で300万円が全額翌年度繰り越しとなり、財源内訳につきましては全額未収入特定財源で国庫支出金となります。事業の進捗状況ですが、現在、システム改修及び関係団体との調整を行っているところでございます。

次に2段目でありますが、3款民生費2項児童福祉費の私立保育所等施設整備助成事業で2億2,270万8,000円の全額が翌年度繰り越しとなります。財源につきましては未収入特定財源で、国庫支出金が1億9,618万5,000円、残額の2,652万3,000円が一般財源です。本事業における町の支出は補助金となりますが、実際の工事につきましては、本年10月31日に完成予定となっております。

次に3段目、6款農林水産業費2項林業費の林道栗籠・井堤線新設事業2,017万4,

000円で、全額が翌年度繰り越しとなります。財源につきましては未収入特定財源で、県支出金が1,000万円、残りが全額一般財源となります。事業の進捗状況ですが、株式会社原沢組と契約を締結しており、5月30日に工事が完了しております。

次に4段目、8款土木費1項土木管理費の道路用地登記業務52万円は、その下の町道大藪12号線道路改良事業の用地買収に関連する所有権移転等の登記業務で、全額翌年度繰り越しとなり、財源につきましては全額が一般財源です。年度内に業務が完了する予定となっております。

次の5段目からの5事業につきましては、全て8款土木費2項道路橋梁費となっております。まずは5段目、町道大藪12号線道路改良事業393万円ですが、こちらは用地買収費などで全額翌年度繰り越しとなり、財源につきましては全て一般財源となります。こちらにつきましても、年度内に事業が完了する予定です。

次に町道三宮・駒寄線道路改良事業ですが、こちらは用地測量業務で435万8,000円の全額が翌年度繰り越しとなり、財源につきましては全て一般財源となります。事業の進捗状況は、株式会社地測設計と契約を締結しており、7月31日に事業完了予定となっております。

次の町道片貝・吉開戸線道路改良事業ですが、こちらは測量設計業務で713万9,000円の全額が翌年度繰り越しとなり、財源につきましては全て一般財源となります。事業の進捗状況は、関東測量株式会社と契約を締結しており、12月27日に事業完了予定となっております。

次の町道熊野・吉開戸線道路改良事業も、同じく測量設計業務となり、720万円です。こちらも全額翌年度繰り越しとなり、全て一般財源となります。事業の進捗状況ですが、株式会社測研と契約を締結しており、8月30日に事業完了予定です。

次に橋梁維持補修工事の3,726万4,000円ですが、全額翌年度繰り越しとなります。財源につきましては、未収入特定財源として1,585万3,000円が国庫支出金、残りの2,141万1,000円が一般財源となります。事業の進捗状況ですが、勝野建設株式会社と契約を締結しており、7月31日に事業完了予定です。

次に最下段の10段目、4項都市計画費都市計画図書作成業務250万円ですが、全額翌年度繰り越しとなり、全て一般財源となります。事業の進捗状況ですが、三陽技術コンサルタント株式会社と契約を締結しており、7月31日に事業完了予定となっております。

3ページをごらんください。

8款土木費4項都市計画費駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業5,806万2,000円ですが、全額翌年度繰り越しとなります。財源につきましては未収入特定財源として1,512万8,000円が国庫支出金、2,615万3,000円が諸収入

で、こちらは前橋市からの負担金となります。そして残額の1,678万1,000円が一般財源となります。事業の進捗状況の主なものは、まず工事につきましては株式会社飯塚組と契約を締結し、4月19日に既に完成しております。また、ネクスコ東日本及び前橋市への負担金につきましては、7月中を予定しております。

その下、2段目の南下城山防災公園整備事業7,800万円ですが、全額翌年度繰り越しです。財源につきましては、未収入特定財源として6,149万5,000円が国庫支出金、1,650万円が地方債で緊急防災・減災事業債、残高の5,000円が一般財源となります。主な事業の進捗状況ですが、工事の補助事業分といたしまして、植栽工事を株式会社飯塚組、また勝野建設株式会社とそれぞれ契約を締結しており、どちらも6月28日に事業完了予定です。また、工事の単独事業分としては、公園周辺の道路及び側溝整備工事など、7月以降に契約及び事業に着手し、年度内に完了する予定となっております。

次に、9款1項消防費、防災無線デジタル化事業は1億1,315万8,000円の全額が翌年度繰り越しです。財源につきましては、未収入特定財源として8,101万1,000円が国庫支出金、3,210万円が地方債で緊急防災・減災事業債となり、残額の4万7,000円が一般財源となります。事業の進捗状況ですが、藤田エンジニアリング株式会社と契約を締結しており、6月28日に事業完了予定です。

次に、10款教育費2項小学校費、駒小体育館改築事業は、体育館の解体工事となりますが、予算金額3,628万8,000円のうち2,289万6,000円が翌年度繰り越しで、財源につきましては1,710万円が地方債の学校教育施設等整備事業債となり、残額579万6,000円が一般財源です。事業の進捗状況ですが、株式会社飯塚組と契約を締結しており、6月28日に事業完了予定です。

最後、10款教育費6項給食センター費、給食センター個別施設計画策定業務250万円は、全額翌年度繰り越しとなり、財源につきましては全て一般財源となります。事業の進捗状況ですが、株式会社福島建築設計事務所と契約を締結しており、6月28日に事業完了予定です。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 3番飯塚ですが、2ページの土木費、上から3つ目、町道三宮・駒寄線道路改良事業ですが、これは設計調査が7月に完了というふうに報告を受けましたけれども、その後の計画は、どんな計画になっているのでしょうか、これをお聞かせください。

それから、3ページの9消防費、防災無線デジタル化事業ですが、これはもう3年ほど前から話があって、6月28日に完了と報告を受けましたけれども、これに対応する電話機その他が、自治会その他に、個人宅も含まれると思いますけれども、配布されるというか、希望すれば購入できるようになると思いますけれども、それはどんな計画になっているのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） まず、町道三宮・駒寄線道路改良事業の関係でございます。この事業につきましては、内容が用地測量業務となります。この繰り越し理由についてですが、これにつきましては関係地権者との境界確認に時間がかかり、繰り越しをしておるものでございます。今回、地権者の同意が得られるような状況になっておりますので、今後、測量業務のほうに入っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 今、続いてその後の状況をお聞かせ願いたいということなんですけれども、測量調査が終わったら、次、実際の工事になると思うんですけれども、それらについても予定計画をお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 用地測量関係、この業務が終わった後ということでございますけれども、当然、この後につきましては、改良工事というような運びになっていこうかと思えます。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 防災無線デジタル化事業の繰り越しにつきましては、世界的なCPUの需要の増加によって、供給不足を受けまして、各戸に配る予定でありました戸別受信機の製造がおくれたものによります。そしてまた、先ほど質問にありました戸別受信機の今後の対応ですが、令和3年まで、順次戸別受信機を設置していく予定であります。以上であります。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第7 報告第6号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算繰越計算書

議長（山畑祐男君） 日程第7、報告第6号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算繰越計算書を議題といたします。

町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第6号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

平成30年度水道事業に係る繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、上水道室長に説明させていただきますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中澤上水道室長。

〔上水道室長 中澤早人君発言〕

上水道室長（中澤早人君） 報告第6号 平成30年度吉岡町水道事業会計予算繰越計算書について、町長の補足説明をいたします。

繰越計算書をごらんください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。

第1款資本的支出第1項建設改良費の、事業名老朽管布設替予算計上額1億365万8,000円に対しまして、翌年度繰越額1億365万8,000円です。内容につきましては、老朽管布設替（北下地区）工事は、平成31年1月からの工事着手となりましたが、この路線が通学路であることから、関係各所との調整が必要となり、予定していた期間内に完了することが難しく、工期延長して5月23日で完了しました。また、3月補正で計上した老朽管布設替（上野田地区）工事では、今月下旬に発注しまして、10月に完成する予定です。それに伴い、工事、施工監理業務等も工期延長となり、その結果、建設改良費を次年度に繰り越すものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（山畑祐男君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第8 議案第36号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第8、議案第36号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第36号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

内容につきましては、福祉医療費の支給対象となる医療機関等の範囲の明記などが主なものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、福祉医療費の支給対象となる医療機関等の範囲の明記及び生活保護を停止されている者の取り扱いについての改正になります。

それでは、吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案ということでお願いするものでございます。

1ページ、第2条第4項中下線「並びに柔道整復師法」を「、柔道整復師法」に改め、規定する柔道整復師の次に「並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」を加える改正規定につきましては、福祉医療費の支給対象となる医療機関等の範囲に関し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を明記するものになります。

次に、第3条第2項第1号の改正規定につきましては、生活保護を停止されている者に関する取り扱いの明記に伴う改正となります。

議案書に戻りまして、1ページをごらんください。

附則とし「この条例は平成31年4月1日から施行する」であります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第9、議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、被用者保険の拡大に伴い、国民健康保険事業の運営に関する協議会においても、被用者保険等保険者を代表する委員の参画により、多種多様な意見等を聴取するため改めるものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員に、被用者保険を代表する委員を新たに加える改正で、これは、高齢者医療制度により各被用者保険者等が前期高齢者加入率に応じて負担を調整する仕組みが導入されていることから、国民健康保険事業の運営に関する協議会において、被用者保険を代表する委員から意見等を聴取し、国民健康保険事業の運営の参考にするため、本条例の改正を行うものであります。

それでは、吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が現行、左側の列が新で改正案ということをお願いするものでございます。

1ページ、第2条に第4号被用者保険等保険者を代表する委員1名を加えるものです。

議案書に戻りまして、1ページをごらんください。附則とし、「この条例は公布の日から施行する」であります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） この提案理由に、多種多様な意見を聴取するためとありますけれども、そのためには、それなりの識見のある方を選ぶということが必要になると思いますが、どのような方を、どのような方法で選ぶのか、お聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の条例が可決されましたら、被用者保険代表ということでありますので、一般的に協会けんぽであるとか、共済保険でありますとか、そういった保険に加入している方を人選として探したいと思っております。また、選考内容につきましては、現在検討中ということでお願ひします。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第38号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第10、議案第38号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第38号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い改めるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、本条例の改正を行うものであります。

本条例は、本年10月以降の消費税率引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されることに伴う所要の改正が主なものになります。

それでは、吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で現行、左側の列が改正案ということでお願いするものでございます。

1ページ、第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める改正は、元号改元に伴う改正となります。

第2項から第4項までの改正につきましては、第1号被保険者の所得段階のうち、第2項が第1段階、第3項が第2段階、第3項が第3段階の保険料の軽減額を増加することによる率の変更に伴う改正ということになります。

議案書にお戻りください。

附則とし、「1、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する」

「2、平成30年度以前の年度分の保険料については、従前の例による」であります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第38号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第39号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第11、議案第39号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第39号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、厚生労働省関係省令の公布に伴い改めるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、厚生労働省令の施行に伴い、本条例の改正を行うものであります。

本条例は、いわゆる学童保育事業を運営するに当たり必要となる基準を定める条例ですが、今回の省令の施行後、放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされていましたが、権限移譲により指定都市も実施できることになったことに伴い所要の改正を行うものです。

それでは、吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案ということで、お願いするものでございます。

第10条第3項第1項中の「都道府県知事」を「都道府県知事または地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」に改める改正は、指定都市の長が行う研修も該当する改正です。

議案書にお戻りください。

附則とし、「この条例は公布の日から施行する」であります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第40号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第12、議案第40号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第40号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては、厚生労働省関係省令の公布に伴い改めるものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、厚生労働省令の施行に伴い、本条例の改正を行うものであります。

本条例は、保育者が保育者の居宅等で保育を行うに当たり必要となる基準を定める条例ですが、今回の省令の施行に伴い、代替保育に係る連携施設の確保の要件の緩和及び食事提供に関する自園調理の原則の適用を猶予する経過期間を10年とすることとするものであります。

それでは、吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案ということでお願いするものであります。

第6条第2項及び第4項を加える改正は、卒園後の連携施設の確保を不要とすることができる改正となります。

第5項を加える改正は、第4項で不要とすることとなった場合に連携協力を行わなければならない施設の定義の改正となります。

次に、2ページをごらんください。

第16条及び3ページ附則第2条の改正につきましては、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育の自園調理の経過措置を10年間とする改正となります。

2ページにお戻りください。

第45条及び3ページ附則第3条の改正は、満3歳以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業者について、町長が適当と認めるときは連携施設の確保を不要とすることができる改正となります。

議案書にお戻りください。

附則とし、「この条例は公布の日から施行する」であります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第44号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第13、議案第44号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第44号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、審議の上、ご可決くださいませようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を受け、選挙に関連する非常勤特別職の報酬について、改正後の法律と同額とすべく改正を行うものでございます。

それでは、議案書のページをはぐっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

左側に新と書いてあるものが改正案、右側に旧と書いてあるのが現行の条例となります。

上から選挙長及び開票管理者の報酬を「1万600円」から「1万800円」に、投票所の投票管理者の報酬を「1万2,600円」から「1万2,800円」に、期日前投票所の投票管理者の報酬を「1万1,100円」から「1万1,300円」に、投票所の投票立会人の報酬を「1万700円」から「1万900円」に、期日前投票所の投票立会人の報酬を「9,500円」から「9,600円」に、開票立会人及び選挙立会人の報酬を「8,800円」からそれぞれ「8,900円」といたします。

1 ページにお戻りいただきまして、附則でございます。法律の施行年月日は5月15日
です、それ以降に公示または告示される選挙から適用されます。

町といたしましては、公布の日から施行とすることにより、同様の効果を持たせたいと
考えております。具体的には、次の参院選、知事選から適用されることとなります。

以上、町長の補足とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第44号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第14 議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議 長（山畑祐男君） 日程第14、議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第1
号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）について
提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ691万6,000円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4,691万6,000円とするものであり
ます。

今回の補正の増減内容を申し上げますと、まず歳入では、15款国庫支出金が381万
3,000円の増額、16款県支出金が144万3,000円の増額、19款繰入金金が1
66万円の増額でございます。

次に、歳出では2款総務費32万4,000円の増額、3款民生費659万2,000
円の増額となっております。

詳細につきましては、財務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いた
だきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）
の1ページをごらんください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額でございますが、町長の提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれ691万6,000円を追加いたしまして、総額79億4,691万6,000円とするものでございます。

第2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの「第1表・歳入歳出予算補正」によるものでございます。

続きまして10ページをごらんください。

ここから補正の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

初めに歳入でございますが、まずは15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金4節老人福祉費国庫負担金、低所得者介護保険料軽減負担金（現年度分）で277万9,000円の増額でございます。これは、10月からの消費税増税に伴い、低所得者の介護保険料の軽減措置拡充に対する国庫負担分で、負担率は2分の1となっております。

その下、2目民生費国庫補助金3節児童福祉費国庫補助金で、子ども・子育て支援事業費補助金103万4,000円の増額でございます。これは、幼児教育無償化に対応するためのシステム改修費の国庫補助金で、補助率は10分の10となっております。

次に16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金6節老人福祉費県負担金、低所得者介護保険料軽減負担金（現年度分）で138万9,000円の増額でございます。先ほど説明いたしました低所得者に対する介護保険料の軽減措置拡充に対する県負担分で、負担率は4分の1となっております。

その下、11ページの16款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金5節選挙費県委託金の参議院議員及び県知事選挙費で、それぞれ2万7,000円の増額です。こちらは、先ほどの議案第44号で上程させていただいた投票管理者などの報酬の条例改正に伴うものとなっております。

次に、19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、166万円の増額となります。これにより、補正後における財政調整基金からの繰り入れは6億6,009万6,000円となります。

次に、歳出でございますが、12ページをごらんください。

2款総務費4項選挙費2目県知事選挙費及び5目参議院議員選挙費1節報酬で、投票管理者等の増額ですが、こちらも今回の条例改正に伴うものとなります。その下の11節需用費修繕料27万円の増額ですが、開票集計システムの改修に係るものとなります。

次の3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費28節繰出金介護保険事業特別会計繰出金は、555万8,000円の増額です。こちらは、一般会計の歳入で受け入れた介護保険料の軽減措置拡充に対する国と県負担金の金額及び町負担分を介護保険事業特別会計へ

繰り出すものとなります。

最後、3款民生費2項児童福祉費3目児童保育費13節委託料の子ども・子育て支援システム改修業務委託料103万4,000円ですが、幼児教育無償化に対応するためのシステム改修費となります。

以上が、今回の補正予算の内容となります。

また、参考資料といたしまして、本補正予算の説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第41号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第15 議案第42号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（山畑祐男君） 日程第15、議案第42号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第42号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,784万7,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、補正予算の主な内容を説明させていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

7ページをごらんください。

歳入の部第5款第1項第1目保険給付費等補助金につきましては、8ページの歳出の部第1款第1項第1目第13節委託料の電算業務委託料に伴う補助額となります。補助率は

10分の10になります。電算業務委託料につきましては、国民健康保険税システムの改修に伴うものとなります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第42号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第43号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第16、議案第43号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第43号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、本年10月以降の消費税率引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されることに伴う歳入予算の組み替えを行うものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

こちらの補正につきましては、議案第38号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例に伴う補正となります。

4ページをごらんください。

第6款繰入金につきましては、国・県・町が応分の負担をすることから、その同額が第1款第1項の介護保険料の減額となるという補正になります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17 同意第5号 吉岡町教育委員会教育長の任命について

議長（山畑祐男君） 日程第17、同意第5号 吉岡町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第5号 吉岡町教育委員会教育長の任命について提案説明させていただきます。

本案は、大沢 清氏が教育長を辞職されたことにより、次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

同意を求めたい教育長候補者は、山口和良氏でございます。

生年月日及び住所は議案書に記載のとおりです。

同氏は、玉村町生まれで玉川大学を卒業後、長年にわたって教職につかれ、この間、小中学校の教頭、校長を歴任し、平成21年度から平成23年度の3年間は駒寄小学校の校長も務められております。また、平成30年度には群馬県小学校長会の会長を務められるなど、人格が高潔であるとともに教育、学術及び文化に関し識見も豊かで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定も満たしています。なお、新教育長の任期は、議会の同意をいただいた後、前任者の任期である令和元年9月30日までとなります。

何とぞ、同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今回、前橋市の方を任命したいということなんですけれども、任命に当たっては、吉岡にも大変立派な人材があらうかと思っておりますけれども、吉岡の町からという考えは元来なかったんでしょうか。そしてまた、吉岡の人ではなく、町外からの人を選任するという理由は、どういうところから来ているのかお尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） やはり、教育行政に精通した方ということ、まづもって自分は考えました。そういう中で、群馬県下全体を見渡して、この人をということで選ばせていただきました。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町内からという考えはございませんでしたか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん、町内の方も入っておりました。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町内には、なかなか適当な方がいなかったという理解でよろしいでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） いなかったということではなくて、群馬県全体を見渡して選ばせていただきました。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております同意第5号は、吉岡町議会会議規則第37条3の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議 長（山畑祐男君） ただいまの出席議員数は、議長を除き13名です。

次に、立会人を指名します。

吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番小林静弥議員、2番富岡栄一議員、5番富岡大志議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。無記名投票です。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙を配付〕

議 長（山畑祐男君） それからもう1点申し述べます。

吉岡町議会会議規則第80条、投票による表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

念のためもう一度申し上げます。

無記名投票です。賛成か反対かを記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

議 長（山畑祐男君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

中島議会事務局長。

〔点呼により投票〕

議 長（山畑祐男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

1番小林静弥議員、2番富岡栄一議員、5番富岡大志議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議 長（山畑祐男君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、うち賛成13票、反対ゼロ。

以上のとおりです。

賛成が多数です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第18 同意第6号 吉岡町副町長の選任について

議長（山畑祐男君） 日程第18、同意第6号 吉岡町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほどは、教育長同意、ありがとうございました。

同意第6号 吉岡町副町長の選任について提案説明させていただきます。

本案は、堤 壽登氏が副町長を辞職されたことにより、次の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

同意を求めたい副町長候補者は、野村幸孝氏でございます。

生年月日及び住所は、議案書に記載されたとおりでございます。

同氏は、当町生まれで、高校卒業後、日本国有鉄道（現JR東日本）に勤務なされ、その傍らで勉学に励み、中央大学の二部を卒業されました。その後、群馬県庁に入庁し、土木行政を中心に経験を積み、藤岡土木事務所、安中土木事務所及び県土整備部特定ダム対策課の次長、契約検査課の検査主幹などを歴任し、平成30年3月に群馬県庁を退職しております。その後、平成30年4月から民間企業に勤務なされ、現在に至っております。

このように、同氏は約30年の行政経験から、行政に精通しており、また企業勤務経験からも幅広い視野で行政運営に携わっていただける方であり、さらに人格も高潔であることから、副町長として適任者であると考えております。

なお、副町長の任期は4年でございます。何とぞ同意をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております同意第6号は、吉岡町議会会議規則第37条3の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決を行います。
この採決は無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議 長（山畑祐男君） ただいまの出席議員数は、議長を除き13名です。
次に、立会人を指名します。
吉岡町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番金谷康弘議員、7番五十嵐善一議員、8番村越哲夫議員を指名いたします。
投票用紙を配付します。
念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。無記名投票です。
それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙を配付〕

議 長（山畑祐男君） それからもう1点申し述べます。
吉岡町議会会議規則第80条、投票による表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。
念のためもう一度申し上げます。
無記名投票です。賛成か反対かを記載願います。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

議 長（山畑祐男君） 異状なしと認めます。
それでは、ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
中島議会事務局長。

〔点呼により投票〕

議 長（山畑祐男君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

6番金谷康弘議員、7番五十嵐善一議員、8番村越哲夫議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議 長（山畑祐男君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、うち賛成13票、反対ゼロ。

以上のとおりです。

賛成が多数です。したがって、同意第6号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議 長（山畑祐男君） ここで休憩いたします。再開を16時10分とします。

午後3時45分休憩

午後4時10分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

この休憩中に、副町長と教育長が任命されました。

野村副町長と山口教育長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

最初に野村副町長。

〔副町長 野村幸孝君登壇〕

副 町 長（野村幸孝君） ただいまご紹介に預かりました野村幸孝と申します。

このたび、議員の皆様のご特別のご高配を賜り、ご同意いただき、ただいまご紹介いただきましたとおり、先ほど副町長を拝命いたしました。

微力ではございますが、柴崎町政を誠心誠意支えてまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご指導、ご鞭撻を賜りたく、お願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 次に、山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教 育 長（山口和良君） ただいまご紹介に預かりました山口和良と申します。

このたび、議員の皆様のご特別のご高配を賜りまして、ご同意いただき、ただいまご紹介いただきましたとおり、先ほど教育長を拝命いたしました。

今までの教育行政の経験を踏まえまして、微力ではございますが、吉岡町の教育行政の発展のため、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

皆様のご指導、ご鞭撻を賜りたく、お願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いたします。

日程第19 請願第1号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直しを求める 請願

議長（山畑祐男君） 日程第19、請願第1号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直しを求める請願を議題とします。

紹介議員の小池春雄議員は、この請願について発言がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） ございませんね。

ただいま議題となっております請願第1号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第20 発議第3号 地域開発対策特別委員会の設置について

議長（山畑祐男君） 日程第20、発議第3号 地域開発対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について、提出者の金谷康弘議員の提案説明を求めます。

金谷議員。

〔6番 金谷康弘君登壇〕

6番（金谷康弘君） 6番金谷です。

発議第3号、議案書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

発議第3号

地域開発対策特別委員会の設置について

標記の議案を、地方自治法第112条第2項及び吉岡町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年6月5日

吉岡町議会議長 山畑祐男様

提出者 町議会議員 金谷康弘

賛成者 町議会議員 富岡大志

提案理由

町内の開発や道路整備など土地利用についての調査研究を行うもの。

地域開発対策特別委員会の構成及び調査事項の内容。

1. 地域開発対策特別委員会の調査研究。
 - (1) 企業誘致や道路整備などの土地利用についての調査研究。
 - (2) 開発等に伴う農地保全や自然環境の保護に関する調査研究。
 - (3) この特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができる。
 2. 委員の定数 6人。
- 以上です。

議長（山畑祐男君） 提案説明が終わりました。
質疑を行います。質疑ありませんか。
小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

- 13番（小池春雄君） ただいま提案をされております、この地域開発対策特別委員会の設置でありますけれども、調査事項の内容ということで、（1）企業誘致や道路整備など土地利用についての調査研究。（2）開発等に伴う農地保全や自然環境の保護に関する調査研究。（3）この特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができる。（1）（2）ですよね。今、提案しているのが、まさに金谷康弘議員は総務産業常任委員長ですよね。総務産業常任委員長が、自分の所管事務の一番中心を特別委員会に出してしまうというんですけれども、そうすると、確かに産業と総務が一緒になったから、委員会の事務というのが大変ふえたと思いますよ。しかし、これからの吉岡町を展望したときに、総務産業建設委員会が、それこそ中心になって行わなければならない事業を、特別委員会に出してしまうんですよね。それは出してしまうんですよ。

必要なときというのは連合審査でも何でもできます。しかし、私はこれは所管委員長が自分の所管の中心になる事業を、果たして特別委員会へ出してしまうていいんだろうかという大きな疑問があるんですよ。本会議の場でもありますので、私はどうもはてながつくんですけれども、その部分、もう一度自分で胸に手を当ててみて、考えて、どのような事情で、そういうことを総体的にトータルで考えて出すのか、確認をしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

- 6番（金谷康弘君） 胸に手を当てて答弁します。

吉岡町議会委員会条例第2条、委員会定数、所管には「1、総務産業常任委員会7人、町政一般、企画、庶務、産業、経済、土木、建築及び上下水道その他、他の委員会に属しない事項に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る」とあり、その範囲は多岐にわたっています。

また、皆さんご承知のとおり、吉岡町は県下において人口がふえている町であり、開発が進んでいる町で、除外申請の数は県下においても上位と聞いております。その状況下において、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化や大型商業施設ジョイフル本田の進出があります。開発にますます拍車がかかる状況下にあります。

そのような中において、地域開発特別委員会の設置において、町の開発や道路整備など土地利用についての調査研究は不可欠なものと認識します。

総務常任委員会の所管エリアは広範囲であります。地域開発特別委員会は特化を持った委員会です。地方自治法第6章議会第5節委員会第109条、「普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる」とあります。また、議員必携の特別委員会の欄には、「特別委員会は常任委員会と異なり、臨時特定の事件について設置されるものでありますから、その事件の審査や調査が終了したときに消滅する」とあり、予算、決算、基本構想案などの審査や、企業誘致対策や地域開発対策などの調査のために設けている例が多いとあります。何らのふぐあいがあるものではありません。

以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私は、提案者が総務産業建設常任委員長というところに、はてなと思っ
ているんですよ。というのは、一般的には、それは特別委員会設置はできます。できることは大前提です。しかし、総務委員会の所管事項である部分を、その委員長が提案者として、そこの中心のところを特別委員会をつくってよそで審査してもらいましょうと。本来というのは、自分のところでできないのであれば、それはそれとしてありますよ。しかし、所管委員会ですから、所管委員会が十分に吟味するというのが本来の総務産業常任委員会の仕事ではないかと思えますよ。まさに、今言われたように、駒寄インターが本格インターになる、ジョイフルが来ると。その周辺の整備をどうするかというのは、まさに総務委員会の私は出番じゃないかというふうに思っているんですよ。

だから、それは総務委員会でやらないで、よそに出す理由が、その正当な理由というのが、なかなか見当たらない。総務委員会で、私は十分にできるし、やるべき問題だというふうに、私は思っているんですよ。それでもどうしてもやりたいんだというなら、様子は見ますけれども、一度ここに出した以上は、そうですかと引っ込めるわけにはいかないかもしれないけれども、そうすると、この部分というのは、出すと自分の委員会では審査しないんですか。同じものを両方の委員会ですということ、余りないんですよ。余りないんですよ。同じ、今ここに載っている企業誘致、道路整備、土地利用、開発に伴う

農地保全や自然環境の保護、同じ議会の中で、こっちの委員会とこっちの委員会で同じものをやっているという例というのは、ほとんどないんですね。

本来は、だからそこでできないものを出すというのが特別委員会ですから、そうすると、総務委員会では、ここのところは、もうよそへ出したんだから、ここのところは、総務委員会では遠ざかっていようという考えになるんですかね。その確認だけしたいと思いますけれども、どうですか。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） それは、ケース・バイ・ケースによると思います。私は、特にこの特別委員会において、特化して専門に調査研究をやるつもりで、そういうつもりであります。以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、それはだから、別に専門委員会ができて、専門委員会だとそこに特化する。そうすると、その委員会がこれをやりますよね。そうすると、総務産業建設常任委員会の委員長として、そっちに行ってしまうんですから、委員会に行ったほうが特化しますよね。そうすると、本来の総務委員会がそこが抜けるじゃないですか。そうすると、総務委員会のこの部分での仕事がなくなってしまうけれども、そういう考えでいいんですかということを確認しているんですけれども。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） それは、その場の状況に応じて、ケース・バイ・ケースで考えていきたいと思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 調査事項の内容の中の（2）で、開発等に伴って農地保全や自然環境の保護に関する調査研究とあるんですけれど、これは金谷議員は自然環境の保護ということについて、私は文化財のことも入ってくるのかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺はいかが思いますか。開発すると、土地の下に文化財が眠っているような場合がありますまして、文化財の調査が入る場合がありますよね。法的にどうしても文化財の調査をやらなくてはならないというところもあって、駒寄スマートインターなんかが出てしまって、調査のために計画がややおくれるというようなことがあった。自然環境の中には、埋もれ

ている文化財の調査も入ってくるのではないかというふうに思うんですよね。この調査研究の中の。そこら辺は、金谷議員はいかに思いますか。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 文化財とかの調査関係におきましては、教育委員会の所管であります文部科学委員会等もありますので、そちらとの兼ね合いも考えながらやっていきたいと思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 私は、今、話になっています総務産業常任委員長になられていると。自然環境の中に文化財が入るとすれば、私は入ると思うんですけど、そうすると文教委員会で所管というふうになりますよね。特別委員会であれば、たとえ文教で扱う事例であっても、この調査研究の中に自然環境という中の意味が文化財の調査も含まれるということであれば、総務、文教、要するに所管事務ではない特別な委員会を設置する理由がそこにあるのではないかなと思って、委員長のご意見を伺いたいとお尋ね申し上げているんですよ。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 開発に伴い、農地の保全などありますので、開発に伴ったことで自然環境の保護などが出てくるケースがありますので、その場合において、状況下においていろいろ検討していきたいと思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ご苦労さまです。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発議第3号 地域開発対策特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 賛成多数。

ご苦労さまでした。

起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第21 発議第4号 人口問題対策特別委員会の設置について

議長（山畑祐男君） 日程第21、発議第4号 人口問題対策特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について、提出者の五十嵐善一議員の提案説明を求めます。

五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君登壇〕

7番（五十嵐善一君） それでは、議案書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

発議第4号

人口問題対策特別委員会の設置について

標記の議案を、地方自治法第112条第2項及び吉岡町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和元年6月5日

吉岡町議会議長 山畑祐男様

提出者 町議会議員 五十嵐善一

賛成者 町議会議員 村越 哲夫

提案理由

人口の増加や減少に転じたときの対策についての調査研究のため。

人口問題対策特別委員会の構成及び調査事項の内容につきまして、

1. 人口問題対策特別委員会の調査研究。

（1）人口増加に対応した施策の調査研究。

（2）人口減少に転じたときの施策の調査研究。

（3）この特別委員会は、議会の閉会中も調査研究を行うことができる。

2. 委員の定数として7人。

以上でございます。

議長（山畑祐男君） 提案説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 提出者に難癖をつけるわけではないんだけど、五十嵐議員は文教厚生常任委員長ですよね。文教厚生常任委員会。まさに文教厚生常任委員会の所管事項ですよ、人口問題というのは。増加も減少も。ですよ。本来は、文教厚生常任委員会、厚生ですよ、そこが、人口がふえれば学校をどうする、減ればどうすると、今、吉岡町は人口がふえていますから、今、盛んに学校をどうする、さまざまな研究をしなければならぬのが文教厚生常任委員会ですよ。それと人口問題に関連して高齢者福祉ですよ、その一番主要なところを、これも先ほどの総務常任委員会と同じで、よその委員会に、ここを出してしまうという話なんです。ということは理解できますよね。

本来は、文教厚生常任委員会で審議すべき、中心となって審議すべきところを出そうということですから、委員長として、果たしてこれでいいのかなというふうに自問自答したことは、一度もありませんでしたか。どこを押すと、こういう結論を導き出せるんだか、ちょっと私は理解できないんですよ。私にも、このことがなるほどというふうに理解できるご回答を求めますけれども。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） ただいまの小池議員の質問にお答えいたします。

確かに、所管事務といいますと広範囲にいろいろわたってくると思うのですが、今回の人口問題対策特別委員会ということは、やはり今、どこの自治体でも問題になっております2040年問題を控えて、これは特別に特化して、やはり重点的に調査研究が必要なものと考えております。そのような意味合いから、文教厚生で行うというのではなく、やはり特化した調査研究課題ということで、この委員会設置に至ったという次第でございます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これ、文教厚生常任委員会では、この問題ができないんですか。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） できるとかできないという問題ではなくて、やはりこの場合は、非常に

重要な案件でありまして、繰り返しになりますけれども、特化して深掘りをしてやっていくという意味では、やはり特別委員会を設置する理由に当たると思います。やはりそのような中で、調査研究を行っていくという考えでございます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 勘違いされると困るんですけども、特別委員会と常任委員会の差というのは、どこにあるかということなんですけれども、常任委員会はどうなにか深掘りもできますよ、特別委員会に出さなくても。私は、せっかく出したんだから反対しようと思っているのではないんですよ。でも、やはり出す以上は、やはり出した人の思い、考えを聞いたかったんですよ。

そして、特別委員会というものは、その調査が終われば自動的に消滅しますから、消滅するんですよ、消滅しますから、調査終了したときに。だから、あえてそれに反対しようとは思いませんけれども、でもやはり、こういう条例を出す以上は、やはり聞いている人になるほどなど、それはどうしてもこの町にそれが必要だよなというふうに思えるものを出すのが、私は適当だと思うんですよ。

ですから、やはり文教厚生常任委員長は五十嵐さんですから、五十嵐議員の、私は、本来であれば委員長となって、委員長となってですよ、委員長となって、このことを、それこそ五十嵐さんの手で深掘りをして、文教厚生常任委員長になったんですから、自分の思いでできるんですよ、幾らでも深掘りできるんですよ。でも、里子に出してしまったら、里子に出した子が深掘りするか浅くしちゃうか、それはわからないでしょう。

そういう意味では、私は五十嵐議員の常任委員長という形で委員会をまとめてやったほうが、深掘りができたのかなというふうに思うんですよ。それでもどうしても特別委員会にこれを出したいんだというのであれば、それを私は否定するものではありませんけれども、再度、私の言っていることがおかしいかな、それとも五十嵐さんが言っていることが正しいかなと、私とちょっとした議論の中で、感想でいいですけども、3回目ですから、お答えいただいて私の質問は終わりにします。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） 小池議員のおっしゃっていることもよくわかっております。ただ、そういった中であっても、やはり全てを所管事務について深掘りしていくというのは、やはりいろいろな意味で難しい面もあることとございます。そういった意味では、これは本当に全国的な問題として2040年問題ということが、今、言われていますので、それに対する特化したところでの調査研究という意味では、私はこの委員会は必要なものだ

というふうを考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ご苦労さまでした。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発議第4号 人口問題対策特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

ご苦労さまでした。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議 長（山畑祐男君） ただいま、地域開発対策特別委員会と人口問題対策特別委員会の設置が決まりました。

ここで、両委員会の委員の選任を議事日程に追加したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認め、議事日程を追加します。

事務局に追加議事日程を配付させますので、暫時休憩します。

午後4時38分休憩

午後4時39分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

ただいま時間が、あと少しで17時になろうとしています。

吉岡町議会会議規則第8条第2項の規定によって、会議を30分延長して17時30分まで続けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） それでは、17時30分まで引き続き会議を行います。

議事日程第1号の追加1により、会議を進めます。

追加日程第1 地域開発対策特別委員会委員・人口問題対策特別委員会委員の選任

議長（山畑祐男君） 議事日程第1号の追加1の第1、地域開発対策特別委員会委員・人口問題対策特別委員会委員の選任を議題とします。

特別委員会の委員の選任については、吉岡町議会委員会条例第5条第2項に、議長が会議に諮って指名するとあります。

議長により指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 希望をとってやってください。

議長（山畑祐男君） 指名の前にですね。

13番（小池春雄君） そうです。

議長（山畑祐男君） わかりました。

それでは、今、異議がございました。希望をとってという意見がありましたけれども、そのことに対して賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

少数でございます。

議長の指名により決定したいと思います。

それでは、指名します。

地域開発対策特別委員会、2番富岡栄一議員、4番廣嶋 隆議員、5番富岡大志議員、6番金谷康弘議員、10番飯島 衛議員、12番平形 薫議員、以上6名です。

人口問題対策特別委員会、1番小林静弥議員、3番飯塚憲治議員、7番五十嵐善一議員、8番村越哲夫議員、9番坂田一広議員、11番岩崎信幸議員、13番小池春雄議員、以上

7名です。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、地域開発対策特別委員会、人口問題対策特別委員会の委員が選任されました。

ここで、直ちに地域開発対策特別委員会、人口問題対策特別委員会の招集を、吉岡町議会委員会条例第7条第1項の規定により行います。

また、第2項の規定により、地域開発対策特別委員会のうち年長議員である廣嶋 隆議員に、人口問題対策特別委員会は村越哲夫議員に、正副委員長の互選に関する職務を行っていただきます。

地域開発対策特別委員会は委員会室で、人口問題対策特別委員会は全員協議会室において正副委員長の互選をしてください。

その間、暫時休憩します。

午後4時43分休憩

午後5時04分再開

議 長（山畑祐男君） 再開します。

それでは、各特別委員会の年長議員から、互選の結果を報告していただきます。

地域開発対策特別委員会の結果報告を廣嶋 隆議員よりお願いいたします。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4 番（廣嶋 隆君） 4番廣嶋。地域開発対策特別委員会の正副委員長の互選結果につきまして、委員長、飯島 衛議員、副委員長、富岡栄一議員に決定しましたので、報告いたします。

議 長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

人口問題対策特別委員会の結果報告を、村越哲夫議員よりお願いいたします。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8 番（村越哲夫君） 人口問題対策特別委員会の正副委員長の互選結果につきまして、報告申し上げます。

委員長に村越哲夫議員、副委員長に岩崎信幸議員と決定しましたので、ご報告申し上げます。よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告のとおり、正副委員長が決定されましたので、委員長から副委員長の紹介を含め、就任の挨拶をお願いいたします。

最初に、地域開発対策特別委員会委員長飯島 衛議員にお願いいたします。

〔地域開発対策特別委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

地域開発対策特別委員長（飯島 衛君） 10番飯島です。

ただいま、地域開発対策特別委員会委員長に任命になりました飯島でございます。副委員長の富岡栄一議員ともども、よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

続いて、人口問題対策特別委員会委員長村越哲夫議員、お願いいたします。

〔人口問題対策特別委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

人口問題対策特別委員長（村越哲夫君） 人口問題対策特別委員会委員長の村越哲夫でございますが、このたびの委員長の大役を仰せつかりました。副委員長岩崎信幸議員ともども、微力ながら頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） ご苦労さまでした。

散 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午後5時07分散会

令和元年第2回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和元年6月6日（木曜日）

議事日程 第2号

令和元年6月6日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
7番	五十嵐 善 一 君	8番	村越 哲 夫 君
9番	坂田 一 広 君	10番	飯島 衛 君
11番	岩崎 信 幸 君	12番	平形 薫 君
13番	小池 春 雄 君	14番	山畑 祐 男 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	笹沢 邦 男 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	教育委員会事務局長	小林 康 弘 君
上下水道室長	中澤 早 人 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日と明日の両日、一般質問を行います。

通告のあった7人のうち、本日は4人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

5番富岡大志議員を指名します。5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5番（富岡大志君） 議長への通告をもとに、一般質問を行います。

まずは、町長の所信表明にあった学童保育の定員の拡大を含め、施設整備を検討、これに関しての質問です。

きのう少しお話ししたところなんですけれども、現在の学童の待機児童というのが全国的な課題であり、特に4年生から6年生の待機児童が増加していきまして、本町においても高学年を中心に待機児童が発生している状況です。資料的には、厚生労働省が「平成30年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」を昨年12月に発表していきまして、それによりますと、学童の待機児童、全国で1万7,279人ということで、前年比109%増と過去最多の人数となっています。また、平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、学童の対象が4年生から6年生にも拡大したため、制度普及によるニーズの顕在化ですね、これを背景に4年生か6年生については待機児童が778人増加しているところなんです。低学年だけではなく、高学年になっても学童保育を利用したいと考えている世帯が多いことがわかります。

本町においても、昨日、町長のお答えにあったように、本年度の入所申請に対し、高学年を中心に少なくない数の不承認待機児童が出ているということで、もちろん、学童保育所の新設等も進んでいますし、低学年を中心に待機児童を減らすべく対応されているのは存じておりますが、それでも6年生を中心に不承認待機児童が多数発生しているのは事実であります。

本町では、若い子育て世代の転入が続き、共働きの核家族を中心に学童保育を必要とする世帯が増加し、子供たちが放課後や学校休業日に安全に安心して過ごせる場を求める声

は、今後さらに高まり、高学年についても今まで以上にニーズが多くなるのではと考えられます。そんな中で、今後の学童保育の整備はこの町の大きな課題であると考えますが、お尋ねします。

町長、所信表明では、拡大を含め施設整備を検討とありますが、今後の需要に合わせた学童施設の整備は、早急にしていくべきではないかと。急ぎ取りかかっていただけないといけなのではないかと思えます。このままだと間に合わないと、対応が追いつかずに待機ですと言われても、保護者の立場としては納得できないと思うんです。先を見越した上で進めていただきたいと思えますが、こちらに対する町長の見解についてお聞かせください。

議長 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議会2日目、きょうから明日と7人の議員より一般質問を通告いただいております。誠心誠意、答弁させていただきたいと思えます。

まず、富岡議員より学童保育に関して質問をいただきました。答弁をさせていただきます。

定員の拡大を含め、施設整備の検討の見解はということでございますが、富岡議員ご指摘のとおり、吉岡町ではここ数年来、学童保育の施設整備については吉岡町子ども・子育て支援事業計画に基づき整備してきましたが、学童保育入所希望者が増大し、本年度4月1日現在で待機児童が発生しました。このことと今後児童数の増加が見込めることから、本年度策定予定の子ども・子育て支援事業計画により施設整備について検討をしていくものでございます。

議長 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 国のほうも制度を進めていくという中で、町もそういうところどんどん進めていっていただければなと思うところですが、新設というのも視野に入れていくことになると思うんですけれども、ちょっと、もしつくるとなったら、つくっていく段階での話なんですけれども、柵とか段差などで安全面での配慮も十分していただければと思うんです。完成後にクッションで対応するとかでなく、設計時にきちんと配慮していただきたいと思えますが、こちらに対する町としてのお考えについてお聞かせください。

議長 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長に答弁させます。

議長 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 仮に新設ということになれば、建築設計事務所などに委託することになりますから、学童クラブの入所の児童の安全を確保するのが最優先ですので、議員ご指摘の件につきましては、設計段階から現場の先生の意見を参考にしながら考慮していきたいと考えます。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） わかりました。現時点で、ロッカーの角が気になる、また、床がめくれているのも気になります。そういう設計にならないようにいろいろご配慮いただければと思います。次に進めます。

次は、開所時間の拡大をということで質問させていただきます。

学童保育の終了時間についてですが、先ほど言いました放課後児童健全育成事業の実施状況によると、全国的には午後6時半、18時半を超えて開所している学童クラブが増加傾向、平日で55.2%になっています。これについては、本年3月の予算決算常任委員会で、学童保育の開所時間の拡大について質疑いたしました。答弁では、町にも要望が上がっていて、ニーズ調査などの検討を進めるということでした。でも、サラリーマンだと帰り際に急な仕事が入ったりすることもありますし、いろいろな形で、渋滞とかでおくれることもありますし、また、勤務先がある程度遠いところだったりもします。少なくとも19時までの延長については、より具体的に考えていく必要があるのではないのでしょうか。

また、夏休みまであと1カ月ちょっとなんですけれども、学童保育ではこの夏休み期間についての課題もあります。一般的なサラリーマンの勤務ですと、利用時間が8時からだと送った保護者が仕事に遅刻してしまうのではないのでしょうか。世帯によっては夫婦交代で時間休をとるなどして対応しているようです。新町長におかれましては、子育て支援、子育て世代への支援として、この課題に関してもぜひ検討していただければと思います。

予算決算常任委員会において質問したところですが、新町長が就任されたので、改めてお尋ねしたいと思います。

お尋ねします、開所時間の延長と長期休み期間中の早目の開始に関しては、町としてどのような見解をお持ちでしょうか、お答えを求めます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 当然、利用のニーズが多数であれば、開所時間の拡大については考えられますが、時間拡大となれば、学童クラブ側の放課後児童支援員の確保が必要となります。延長保育を希望しない児童もいれば、延長保育を希望する保護者との均衡を図るため、受益者負担も当然発生することから、本年度策定する子ども・子育て支援事業計画策定の中

で、先ほど来ご指摘の施設整備、開所時間の変更等検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） その構造計画に盛り込む内容として、地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取り組みというのも新放課後子ども総合プランのところでも書かれていることなので、対応していただければと思うんですが、これに関して、予算決算常任委員会でニーズ調査の検討という答弁をいただいているんですけども、委員会があったからこれまでの間に、どのような調査や検討をされたのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） ニーズ調査につきましては、先ほど町長の答弁にありました本年度策定の吉岡町子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、平成30年度にアンケート調査を実施しました。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 単に調査や内部課題とか、検討段階とかせずに、より具体的な取り組みになることを強く望むところであります。

次は、八幡山グラウンドの拡張事業に関して質問します。

こちらに関しては、本年度に八幡山グラウンドの拡張事業費として一般財源をもとに3,000万円の予算が計上され、周辺道路の線形設計及び造成工事を中心に行うことになっていますが、生涯学習としてのスポーツの推進に新町長も力を入れていく中で、所信表明にあるように、この拡大整備を新町長のもとでしっかり再検討していただければと思います。

これについては、前の町長も今の町長が議員のときに施政方針への質問をしたところ、答弁で、計画についても再度見直しを図っていかなければならないというような趣旨の答弁があり、その面で私も、町長も議員のときに、この予算案に賛成したと。見直しをするという答弁があって賛成したものだとは僕は理解しているところなんですけど、拡張整備に関しては、個別の再検討を要するところではないかと。まずは、予定されている200メートルのトラックについては、これはぜひ400メートルにするべきではと思っています。県大会の競技場は400メートルトラックです。この基準が基本であり、かつベストであ

るのではと思っています。上位大会などで使用される400メートルトラックと比較して、200メートルだとコーナーが急なため、選手の足への負担がかかる、よいタイムが出にくい、競技大会と同じ条件で練習できないなどの問題があります。これに関して、ある陸上競技の専門家に問い合わせをさせていただいたんですが、競技場が400メートルであるので、練習場にも400メートルが絶対必要であると。200メートルであえて設計するなんて、陸上選手のことを考えたらあり得ない話だという趣旨の回答をいただきました。このような専門的な意見もしっかり取り入れていくべきではないかと思います。

また、群馬県の群馬県立敷島公園補助陸上競技場とかいろいろあるんですけども、400メートルトラックのインフィールド、内側をサッカー場にすることも可能です。サッカーの試合は芝のグラウンドで行われるわけですね。スライディングやゴールキーパーのセービング練習に芝の環境は欠かせません。吉中の、多分サッカーの子供たちは土の上でやっていると思うんですけども、これは非常に危険なんじゃないかなと思うところでもあります。サッカーは競技人口が多く、関係者からもインフィールド利用を前提とした400メートルトラックの整備の要望があります。こちらについても検討されてはと思っています。

そして、この400メートルトラックとインフィールドを整備することで、陸上競技大会や地域のチーム、中学部活等での利用拡大、陸上競技選手や団体への練習場の提供、こういうものも考えられ、これらによりスポーツ交流人口の増加に伴う地域活性化が図られるのではないかと思います。

以上のことを考えてお尋ねしますが、町長にはこのような要素も考え合わせた上で、八幡山グラウンド整備計画の見直しを行っていただければと思います。そして、計画を進めながらでの再検討ではなく、しっかり再検討をし直してから進めていくべきではないかと思うところではありますが、こちらに関しての町長の見解についてお聞かせください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 八幡山グラウンド拡張事業に関して再検討をとご質問いただきました。

吉岡町では、平成26年度に八幡山グラウンド拡張計画に伴い、町議会議員や学校教職員、PTA役員、自治会関係者、体育協会関係者、スポーツ推進員、文化協会役員らによる研究懇談会を立ち上げ、基本設計を検討しました。

その中では、想定した計画区域の中にそれぞれの施設をいかに配置していくかが課題となったようでございます。最終的に、この基本設計では、中学生から社会人の軟式野球に対応した野球施設と、国際サッカー連盟規格のサッカー施設、1周200メートル、直線100メートル、7レーンを備えた陸上トラック、1周578メートルの外周トラックを

備えた屋外多目的運動場の計画が示されております。

吉岡町では、この基本設計策定後、八幡山グラウンド拡張計画につながる取り組みとして、文化財センターの新設や仮設広場の設置などに取り組んでおり、本年度においても旧文化財事務所の撤去等、町有地の有効活用を目的とした暫定的な整備を予定しているところでございます。

議員ご質問の基本設計の見直しについてですが、このことについては、前町長も過日の議会で言及しており、私も八幡山グラウンドの基本設計の見直しを求める声が多くあるということは認識しております。

よって、今後は、先ほど議員からご提案のあった内容のほか、南下古墳公園や策定時にはなかった文化財センターなどとの関係性、近年問題視されている中学校の部活動中の事故防止の視点なども含めた中で、場合によっては計画区域の拡大も視野に入れつつ、吉岡町緑地運動公園八幡山多目的屋外運動場の見直しに取り組めればと考えているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 計画区域の拡大等を検討されていかれるということで、ぜひ進めていっていただければと思うんですが、ここでちょっと突っ込んでお聞きしたいんですけども、今、さっき、400メートルトラックとか芝のサッカー場という部分についてお話ししたんですけども、その部分の必要性という部分について、町長はどのようにお考えなんでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほども申し上げましたが、多くの八幡山グラウンドの利用者皆様や、そこにかかわる関係各位のたくさんの声は伺っております。改めて見直しが進められればと考えております。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） この選挙戦、また、町長も就任後にたくさんの方から八幡山グラウンドを見直してほしいという意見はたくさん寄せられていると思うんです。今のトラックの状況、サッカー場、野球場、このままではちょっと問題がありなんだと思うので、しっかりまた検討されていってください。

次ですね、財源の確保ということで質問します。

整備に関しての財源としては、スポーツ振興くじとか、企業版ふるさと納税の活用につ

いても検討していくべきではないかと思いますが、これらに対しての町の見解についてお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 事業化の際には、できるだけ特定財源の確保を図りたいと考えております。社会資本整備総合交付金や立地適正化計画に関連する支援策の活用のほか、議員のお話のとおり、スポーツ振興くじや企業版ふるさと納税等についても検討していくことになると考えております。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） わかりました。続けて、ナイター設備のことについて質問したいと思いません。

ナイターで野球やサッカーの練習や試合が行われることを前提とした照明設備の設置に対するお考えはいかがでしょう。利用される方は、昼間お勤めの方が多く、また日中は大変暑いこともあり、試合、練習などは夜間にできることが必須条件ではないかと思いますが、これに関する町の見解についてお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 八幡山グラウンドでは、今も夜間利用を行っております。ナイター照明設備については、現在の基本設計の中でも設置が予定されております。今後の見直しの中で、野球場やサッカー場等の配置計画が見直されれば、照明の計画も必然的に変更されることとなりますが、本施設は住宅地に面していることから、近隣住民の生活環境を守る必要もあることから、計画の見直しに当たっては、そのあたりも十分配慮しなくてはならないと考えております。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 近隣の話もあるんですけども、ただ、苦情が出たという部分でだめだというのではなくて、現在の照明についてはもちろんそうなんですけれども、きちんと近隣の人たちの意向を確認していけるような形にしていただければなと思うんですね。ここ、突っ込みどころ満載なんですけれども、ちょっととりあえず置いておいて、次に進めます。

町の体育施設として、また、手狭になっている中学校の運動場を補う施設として、八幡山グラウンドの拡張は大変重要なものです。計画については町長のもとでしっかり再検討してから進めていただければと思います。

次、障害者施策の課題に関して質問します。

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例が群馬県議会において可決・成立し、平成31年4月1日に施行となりました。前文にあるように、「全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」、これを群馬県、そしてこの吉岡町にも期待していきたいと思えます。

町長は町議のとき、障害者に関する課題については、現在の大林県議と私の3人で、文字どおり膝を突き合わせて議論し、共通の認識のもと共同歩調をとってきたのではないかと考えています。現在、吉岡町の障害者に関係する課題の中には、大きく改善が進んでいるものもある一方、なかなか改善が進まない、あるいは未解決のままのものもありますが、柴崎町長のもと、一つでも多くの課題が改善されていくことを期待しています。

まずは、障害の社会モデルの理解の推進に関して質問なんですが、障害のある個人の方が社会に合わせるべきだという考え方は、これは障害の個人モデル、もしくは医学モデルと呼ばれていますが、それに対して、多様な人たちにとって住みやすくなるように社会のほうが変わるべきだというのが社会モデルという考えであります。

現在、世界中でこの考え方が一般的なものでありながら、日本の社会の中、そして吉岡町の中でも、まだまだこの考え方への理解が進んでいない感があります。町長におかれましては、これまで一緒にいろいろな講習やセミナーに参加されてきましたよね。なので、非常に深く理解されているものと思っていますが、その町長が先頭に立って、障害の社会モデルに関する理解の促進に努めていただければと思うんですけども、こちらに関する町長の見解についてお答えいただければと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 障害者差別のない共生社会づくりをということで質問をいただきました。

町としては、平成29年度に吉岡町障害福祉すまいるプランを策定しました。本計画では、「トライアルサポート吉岡～障害がある人も、ない人も住みよいまち～」を基本理念としております。この基本理念に基づき施策を進めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 町長ができるだけ先頭に立って進めていただければと思います。こちらに関しては、また後ほど関連した質問をするところなんですが、次に、所信表明にあります手話への対応なんですけれども、所信表明の五十嵐議員の質問の答弁で、吉岡町として制定に向けて検討を進めるということですので、大変ありがたいなと思っているところですが、今後の手話に関する課題の改善、新たな予算編成ですね、特に、執行などに具体的な部分

については町長の十分な配慮をいただき、手話でコミュニケーションのとれるまちづくりを積極的に進めていただきたいと思います。こちらに関して、既にいただいている部分もありますが、再度お答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 手話言語条例につきましては、第1回議会定例会で議員発議で提案されたところですが、執行側としても群馬県の手話言語条例がある中で、町としてこういった施策を盛り込んで策定するかは、現在検討中です。手話言語条例につきましては、吉岡町として制定をしていく方向で検討しているところでございます。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） はい、わかりました。

次に、文化センター前の障害者等用駐車場の整備についてなんですけれども、これもぜひ再検討していただきたいと思います。私が以前から問題視しているところなんですけれども、文化センターには建物に隣接している障害者等用駐車場がありません。同センターを利用する場合は、現在ある障害者等用駐車場から町道を横断しなければならない状況にあって、特に荒天時、天気の良いとき、またはイベント開催時には横断中の危険が増加します。過去2回一般質問で隣接する駐車場の設置及び町道へ駐車スペースの設置について質問し、両方とも設置は難しいという回答でしたが、合理的配慮というものを考えると、やはり必要なのではないのでしょうか。これについては継続して検討していただきたい案件ではと思いますが、これに関して町としての見解を求めます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） ご指摘のとおり、既存の障害者駐車場は道を隔てた西側の駐車場に設置してあるため、ちょうど横断しないと文化センターには入れない状況であります。文化センターに隣接した場所に専用駐車場を設けてはとのご質問ですが、構造上及び安全管理上の観点から、文化センターの西側敷地内に専用駐車場を設置することは難しいと思われまます。ただし、道路を横断する必要のない文化センターの北側駐車場の一部ならば、そのような用途に転用することができるかもしれませんので、今後検討したいと考えております。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 今、新しく北側の一部でも検討できるのではという話、これも何度か今まで教育委員会のほう、小林局長とは話してないかもしれませんが、してきたところで、ここ、駐輪場のところを通して正面玄関に行くなり、ちょっとこれは難しいかもしれないんですけども、通用口ですね、通用口からスロープみたいな形で入っていけるという部分があるので、そういうところも含めて、この課題が改善されることをしっかり考えていただければと思います。

次は、障害のある子供への手厚い支援をとということで、障害のある子供たちの課題について質問します。

来年度に設置予定の「子育て世代包括支援センター」ですが、同センターは、皆さんご存じのとおり、妊娠期から子育て期にわたる多様なニーズに対し、総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点となるものです。昨日も言いましたが、できるだけ早い設置を望みます。町長所信表明では、「妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援を行います」とある中で、特に障害のある子供たちについては、大きくなるまで、できれば18歳ぐらいまで切れ目のないサポートをしていただければと思いますが、これに関する町長の見解をお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 子育て包括支援センターにつきましては、当然のことながら妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対し、ワンストップで支援していくことから、障害のありなしにかかわらずサポートしていく考えでございます。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 特に障害のある子供たちについて切れ目のないサポートを求めます。

その子育て世代包括支援センターは、保健センターに設置されていくことになるのかなと思うんですが、その保健センターの保健師ですね、もうずっと質問し続けていることなんですけれども、その中で増員が続いていることは大変ありがたいなと思っているところなんです。一方で、子育て世代を中心に、まだまだ人口がふえ続けていますし、子育て世代包括支援センターの設置ということもあります。今後のことを考え、人員の確保を早い段階からしていただければと思います。以前よりこちらに関してはお答えをいただき、対応を進めていただいているところですが、改めて新町長のもとでこちらに関する方針についてお答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長に答弁させます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 平成30年第2回定例会で富岡議員から同様の質問を受けていますが、子育て世代包括支援センターには保健師を1名以上配置することが原則となっております。専門職の配置が必要となることから、専門職の確保については人事部局と調整の上、計画的に対応するよう検討していく考えです。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 現状、足りていると思っておりますか、保健センターの保健師が現状足りていて、それで回っているという部分についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 当然、人数がいればいるほどよろしいかと思いますが、現状、毎年人事部局のほうのご協力を得て、定期的に採っていただいております。以上です。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ちょっと突っ込みどころなんですけれども、障害のあるお子さんをお持ちのお母さんが相談に行くと、この部分については、これまでの答弁において、これは前の課長さんのほうなんですけれども、開設日に、子育て何でも相談室の話なんですけれどもね、開設日に関係なく相談があった場合は随時保健センターで職員に来ていただき、面接したり、自宅への訪問や電話相談など、その都度行っているという話であったんですが、私どもの聞いている限り、障害のあるお子さんのお母さんが相談に行ったら、渋川の何でも相談室に行ってくれと言われたと。これは最近の話で言われているんですね。やっぱりそれが町で相談できないということは、やっぱり足りていないんじゃないかなと僕は思うわけなんですよね。そういう部分も含めて、きちんと考えて進めていただければなと思うところです。

これはまた、何回か質問していきたいと思うんですが、あと、次に、ペアレントメンター、このペアレントメンターというのは、みずからも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援員に関する一定のトレーニングを受けた保護者がメンター、メンターというのは信用できる相談相手ということなんですけれども、となり、発達障害のある子供を育て

てきた保護者の方と同じように発達障害のある子供を育てている保護者の方が子育ての悩みを共感したり、疑問に思うことを話し合ったり、情報提供を行ったりする、こういうものをペアレントメンターといいます。ずっと一人で抱え込んでいたものが、こういう場で話してみると気持ちが楽になったり、同じ立場のお母さんからとてもよいアドバイスが得られているのは町長もよくご存じのことだと思います。現在、吉岡町に住む方を中心とした活動を月に1回ほど行っています。特別支援学級に通う児童生徒の保護者の方が中心ですが、できれば子供の発達に不安を抱える保護者の方にもたくさん来ていただければと思っています。

これに関してお尋ねしますが、このペアレントメンターを町の事業としてぜひ進めていただきたいと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議員ご指摘のペアレントメンターを町の事業として進めていくべきではとの質問でございますが、現在、町の事業として開催可能か担当課にて検討指示をさせていただいているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 非常にありがたいなと思っています。先進事例もありますので、それを参考に、いろいろとこれについてはご検討して、進めていただければと思います。

次、現在、明治小の学区に住んでいる身体的な障害のある児童に対して、駒寄小学校に入学ないし転校するように保護者に案内している、状況に応じてそうする方針であると聞いています。しかし、児童が育った環境、人間関係などを考え合わせ、児童が希望する学校に通い続けることができるように配慮すべきではないでしょうか。これは、障害者差別解消法における合理的な配慮ではないかと思いますが、これに関する町長の見解を求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 全ての学校にそれぞれの障害に適した設備があることが理想でございますが、財政的な観点から考えた場合、その実現は大変難しい問題となります。そのため、吉岡町では拠点校という考えを採用し、小学校では駒寄小学校、中学校は吉岡中学校を拠点校として位置づけて施策を推進しており、この考え方は他の町村でも同様となります。

以下、詳細については教育委員会事務局長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 通常、学校入学前と入学後に障害の種類や程度等に応じてその子にとって望ましい学級または学校への入級などを町教育支援委員会が判定し、その後、保護者との間で調整が行われることとなりますが、最終的にはあくまでも子供や保護者の考え方が尊重されることとなります。その結果、仮に身体的な障害がある児童への設備が整っていない明治小学校へ入学する場合、その児童は特別支援学級に通うこととなりますので、所属クラスは明治小学校の南校舎の1階となります。

ただ、特別支援学級に通う児童は、所属する特別支援学級のほかにその児童の属する学年の中に協力学級というクラスが割り当てられ、児童はその協力学級の中で教科に応じて授業を受けることとなります。低学年のうちならばさまざまな配慮により対応は可能と考えられますが、学年が上がるに従って協力学級も2階、3階、4階となるほか、特別教室の利用もふえていくことになるため、児童への負担や安全上のリスクが高まることも想定されます。このようなことを総合的に考えた場合、該当児童が友達と同じフロアで学べ、無理をせず円滑に移動することができる肢体不自由特別支援学級の拠点校である駒寄小学校への区域外就学を保護者に提案することは十分あり得るということをご理解いただければと考えています。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 子供や母親の意向を尊重ということで進めてほしいんですね。友達という言葉が出たんですけれども、やっぱりその地域のコミュニティーの中で育っている子供が、そのまま施設がないとかいうだけで、教室を、階を上下しなければいけないという部分で、転校させてしまうというのかなり酷な話ではないでしょうかね。例えばの話で、階段での移動が難しい児童がいたとしますよ。明治小にエレベーターの設置は予算的にも難しいのは理解できます。しかし、内閣府の資料をごらんになったかと思うんですけれども、合理的配慮の提供と事例集というのがあるんですが、その児童のクラスが1階になるように、学校によってはエレベーターが設置できないという学校もあるんですけれども、そういう学校で児童のクラスが1階になるように校舎の教室配置を変更するなど、ある程度の配慮でカバーできることも多いのではないかと思います。町長どのお考えでしょう。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 身体的な障害がある児童が設備が整っていない学校で生活する場合、そこにはさまざまなバリアが存在していると思われます。議員がおっしゃるとおり、場合に

よってはある程度の配慮で取り除かれるバリアがあるかもしれませんが、町としても可能な範囲で対応していきたいと考えておりますが、それでも取り除くことのできないバリアへの対応については、その都度考えていくことになると思われま

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 可能な限りということですよ。やっぱり、そのままではけがをしてしまう可能性があるとか、大けがによって命が損なわれるような危険性があるとか、そういう部分が発生したときにはもうどうしようもないなという部分があるんですけども、できる限りの配慮でやっていただければと思うんですね。

ところで、障害の、こういう形であるお子さんに対して、転校を促したり、例えば特別支援級の利用を促したりするのは、どのような方法で決定されることになっているんでしょう。その障害のあるお子さんは、就学前までは保健センターでサポートされていると思うんですけども、就学してからのいろいろなことを決めていくときに、例えば、3年生に上るぐらいのときに、このままではちょっと普通の学級ではいろいろあるから特別支援級に行きませんかというような案内をしていると思うんですけども、その決めていくときに、町の保健センターの保健師さんはどのようにかかわっているんでしょうか。学校と保護者の間でそういう面談が行われると思うんですけども、小さいときからかかわっていた保健師さんは、ここで同席というのはされているんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことにつきましては、教育委員会事務局長、また保健福祉課長のほうから答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 通常、入学前と入学後に、その子にとって本当にためになる教育が行われるよう、町教育支援委員会がそれぞれの障害に応じた就学支援を推進することを目的として、障害の種類や程度等に応じて望ましい学級または学校への入級を判別することとなりますが、最終的には児童生徒と保護者の考えが尊重されるということは先ほどご答弁させていただきました。

また、特別支援委員会の中には保健センターの保健師も含まれておりますが、その後、特別支援委員会の判定を踏まえて、保護者と調整を行う際には保健師は同席しておりません。また、就学してからの児童の対応に保健センターの保健師は介入することはありません。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 学校と保護者の方との面談の際に保健師の同席についてですが、現在、そのような要請はありませんが、町の保健師は乳幼児のころからかかわりがあるわけですから、要請があれば参加していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 実際、それだと就学時に何かサポートから切れて、縦割り行政で切れちゃっているような気はするんですね。これから子育て世代包括支援センターの設置もありますし、町長、機構改革が進んでいく中であるので、連携していただければなと思います。このような相談を行う際には、繰り返しですけれども、同センターの保健師などの同席を依頼していくような形で教育委員会のほうも進めていただければなと思うところがあります。

また、続けて質問していくことにはなりますけれども、町長、教育長、ここ大事なところなので、子供本位に、保護者の方本位に考えていってください。

次に移ります。

次、吉岡町での障害平等研修をということで質問します。

これも一般質問や委員会の中で取り上げてきたことなので、担当課長もよくご存じではないかと思っています。障害平等研修とは、障害とは何かをテーマに、障害のある方自身がファシリテーターを務め、モデルとなる具体例を示しながら、グループワーキングを通じて主体的な気づきや発見の中で理解を求める研修となっています。

群馬県の本年度の障害者差別解消推進施策、これにおいても、DE Tの開催が新規事業として追加されています。つまり、県でも認められている研修であります。既に室長、この吉岡町の室長2人がこのDE Tを受講しているので、内容は理解いただいていると思います。このバリアフリーの基礎となる障害の社会モデルの、先ほど出ましたね、障害の社会モデル、これの指定の獲得や単に知識としての理解ではなく、行動形成を目的とした研修であり、町職員の研修として実施することで得られるものは大きいのではと思います。これまで検討するとしかまだいただいている状況なんですけれども、より突っ込んだ対応を求めたいところです。お尋ねします、町職員への障害平等研修開催を具体的に考えていただきたいです。また、開催に向けては、関連団体であるDE T群馬による協力はもう得られます。まずは町長、このDE Tの方たちとお会いして話を聞いてみてはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 障害のある方への合理的な配慮については、平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法に基づき、吉岡町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱を策定し、職員に対して適切な対応を促しているところでございます。その一方で、実践的な対応を求められる場合を想定した研修については、これまで十分な機会が設けられていない状況であります。障害平等研修はグループワーキングでの発見型学習により障害者差別の解消について学ぶという点で大変意義深い研修であり、障害のある方への合理的な配慮を实践する上で有用な研修であると認識しています。

詳細につきましては、総務政策課長に答弁させます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） ただいま町長からの答弁のとおり、今後、職員を対象としたDE T研修の実施に向けた検討を開始したいと考えております。

その中で、職員のみならず、一部協力団体等も含めるかどうかも踏まえまして検討したいと考えております。

また、DE T群馬への相談等につきましては、その実施段階における過程の中で取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 今、町長のお話しされた吉岡町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領、これの第7条ですよね、人事担当課は職員に対し障害を理由とする差別の解消の推進を図るために、職員に対して必要な研修、啓発を図るものとあります。実施について具体的に取組んでいただくことを期待しております。

次に、小中学生に対しての実施についてですが、この障害平等研修、大人数に合わせた講座の設定も可能だという形で伺っております。既に県内の小中学校、高校でも行われているところですが、例えば、隣の榛東村では、榛東村社協さんの主催で、榛東中2年生130人にこのDE Tを実施しています。吉岡でも小中学校でぜひ実施していただきたいのですが、教育委員会のほういかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町の小中学校では、障害のある人々への理解や触れ合いの学習として手話教室を実施しているほか、小学校では総合的な学習の時間の中で社会福祉協議会の協力を得て、車椅子体験や点字の学習に取り組むなど、福祉については学習指導要領にのっとり年間計画に位置づけて学習をしております。このように障害のある方々への理解や触れ合いの学習を実施しているところでございますが、議員のおっしゃるDETも障害のある方々への理解を図る上では有効な手段の一つであると考えられます。ただし、学校教育の教育課程は、年度の中間変更することは難しく、また、児童生徒の心身の発達に応じた取り組みも求められることから、学校におけるDETの実施については今後学校と協議をしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そうですね、できないことはないのですが、進めていっていただきたいなと思っているところなんですけれども、あと、教育の中の合理的配慮という部分について、また、教育の中での社会モデルという観点について理解を深めていく中で、まず教育委員会として、教育委員会内で、教育委員会のスタッフの中でDETを実施、もしくは教育委員会のスタッフさんの中でDETの開催されているところに参加していくことというのは、これはできるのではないかと思いますのですけれども、こちらに関していかがお考えでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） このことについても、教育委員会事務局長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） DETへの理解を深めるために、そのような研修に参加することは有効であると思われまます。町でも実施について検討するというところでありますので、そのような研修への参加を調整していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 繰り返しますが、障害の社会モデル、これの理解の促進というのがぜひ必要であり、このDETがこれについては一番と思っていますので、進めていただければと思います。

最後の項目で、学校給食に関して、学校給食の補助なんですけれども、近隣の自治体では、隣の渋川では無料化がもう既に実施されていますし、吉岡町では給食費については年

1万450円の補助、全体で年500万円の食材費の補助が行われているところなんですけれども、子育て中の親としては学校給食に関してはもうちょっと踏み込んで補助をしていただければなと思っています。また、毎日、安心安全で、かつおいしい給食となるための継続的な取り組みもどんどん進めていただければと思います。

食材の地産地消も、食への意識の高まり、食育の向上などにもつながります。吉岡町でも地場産食材の使用に努められているようですが、これに対しても例えば、吉岡産米での給食を期待する声もあるわけなんですね。

これらを考え合わせた中でお尋ねしますが、学校給食の改善に対して、町長は現時点でどのようなお考えをお持ちなのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 学校給食についてお尋ねいただきました。議員が言われるとおり、学校給食の改善については、地産地消対応を含め、さまざまな取り組みが考えられますが、今年度、町では、児童生徒に安全で安心な学校給食を提供することを主眼に置き、衛生管理上の観点から調理室の室温の上昇を抑えるための断熱改修や調理室の床の補修等、安心安全な給食を提供するため、リスクとなり得る施設改修を予定しております。また、現在、個別施設計画の策定が進められているところでもありますので、6月中にでき上がる個別施設計画の内容を精査し、竣工から30年余りが経過してあちらこちらにふぐあいが出ている給食センターを今後どのようにしていくべきか、検討をしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そうですね、給食センターのほういろいろ建物の改修等、いろいろのほうも進めていっていただければありがたいと思うのですが、今年度は、先ほどお話もあつたとおり、年間1人当たり1万450円の給食費の補助と、食材費に全体に対して年500万円の補助が行われていますが、この補助の継続及び補助額の拡大については、現在どのようにお考えなのでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 学校給食の補助に関してなんですが、児童生徒1人当たり年間1万4500円という給食費の補助分は直接的に保護者の負担額の軽減に結びついていると考えております。また、平成30年度から開始された食材費の助成分については、実質的に特別会計への上乗せ助成となっていることから、食材の購入に充てられる金額がふえ、その結果、

子供たちに対しておいしい給食が提供でき、学校給食の充実に大きく寄与していると思われまますので、私も当面はこの考え方を基本として、学校給食費への支援を実施していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 給食費の補助というのは、財源という課題があるのは十分承知していますが、これ、ふるさと納税の活用については、物、返礼品という部分についてではなくて、事へのシフトも考えていくべきな中で、例えば、寄附の使用用途にて食材の追加とか、給食費の減額とか、一部無料化とかを選択できるように、寄附先を選択できるようにしたら、そういうのも検討してもらってはいかがでしょうかと思います。

吉岡町に住む児童生徒の皆さんの祖父母に当たる方々は、町外にお住まいの場合が多いのではないかと思います。ふるさと納税でお孫さんの給食費の支援というのも、アイデアとして検討していった方がいいかと思うんですね。例えば、500万円集まったら次年度の給食費に食材の追加をさらに、現在行われているのにさらに追加を行うとか、1,000万円集まったら次年度に1カ月分を無料にするとか、いろいろ考えられるのではないかと思います。これについてはぜひとも前向きな検討に入っていただければと思うんですけれども、町長の考えをお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 学校給食の補助に関してということですが、ふるさと納税の活用につきましては、個人住民税の寄附金税額控除、特例控除の対象となる自治体を総務大臣が指定する制度が始まり、ふるさと納税の返礼品等に係る基準が厳しくなる中、物から事へのシフトも含め、検討しなければならないと考えております。

今後、寄附金の特色のある使い道を全般的に見直す中で、議員がおっしゃる食材の追加につきましては、例えば「増加する児童生徒のための給食食材費の充実など」とし、新たな寄附金の使途として検討していきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 5番富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 大変前向きなお答えいただいたと思っています。子育ての課題についてはまだまだ見解や今後の方針について答えを求めたいところですが、また次の機会ということで、回数を重ねながら質問していきたいと思っております。

では、これにて5番富岡大志の一般質問を終了します。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、5番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時28分休憩

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 12番平形 薫議員を指名します。平形議員。

〔12番 平形 薫君登壇〕

12番（平形 薫君） 12番平形です。議長への通告に基づきまして一般質問を行います。

平成31年、令和元年当初予算は、もう既に第1・四半期を過ぎようとしています。前町長が作成した予算ではありますが、新町長はこの予算にどのように取り組むつもりなのかお尋ねします。

本定例会に特段の補正が上程されていないというふうに思っています。新町長としてここを重点としたいということがあれば、具体的な施策をお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 平形議員の質問にお答えさせていただきます。

当初予算への取り組みについてということでございますが、令和元年度当初予算につきましては、去る3月議会におきまして町民の代表である議員の皆様方に可決いただいたものであります。また、私自身もそのときは議員という立場で本予算には賛成いたしました。まずは予算書に掲げる事業が一つ一つ確実に、そして効率的に遂行できるよう取り組んでまいります。

また、今後は、既存の事業内容をよく精査した上での予算肉づけや、私の掲げたまちづくりを実現するための事業につきましても、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） ソフトランディングということかなと思ひまして、新しい清新な施策ができるだけ早く出てくることを期待しております。

次に移ります。

きのうの町長の所信表明に対する質問でも行ったんですけど、多選自粛条例、これについて再度お尋ねいたします。

多選自粛条例を制定している市区町村が幾つかあります。その場合、次の首長まで拘束

しないために、現職の首長のみを拘束する条例を制定している自治体はかなり多いと感じております。一方、この自粛条例を制定した自治体の首長が、この自粛条例を無視して4選、5選とか果たす例も散見されます。選挙で当選しちゃっているわけなんですね。今申し上げました他市区町村の実態を見たとき、あるいは、きのう二方の議員が質問しておりますけど、その質問を踏まえたときに、私はあえて吉岡町に法的な拘束力を持たない努力目標である多選自粛条例を制定する必要性、理由が町長の答弁からは見当たらないと感じております。首長の任期は地方自治法にもありますように4年であります。住民の考えで、選挙によって選択される今のシステムで、十分に機能しているのではないかなと思います。きのうの話ですと、在任期間を定めないと町長はおっしゃってございましたけれども、それは条例の要件に満たないものであると思います。そのような提案をされても、議会は困ってしまうというふうになるのではないかなと思います。

もう一度聞きますけれども、町長みずからが2期8年とか、あるいは3期12年とかを公約に掲げていただく、高らかに宣言すればそれで済む、それでよいことなのではないでしょうか。この辺のところが多選自粛条例についての提案ということの話の収束点かなと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 現在、多選自粛条例を制定している市町村としては、神奈川県横浜市、厚木市、大和市や大阪府柏原市、大分県中津市などがあります。いずれも任期を連続して3期を超えて在任しないよう努めるものとするという努力義務規定で定めております。施行期日を定めていないため法的拘束力はありませんが、県が多選禁止条例を制定している神奈川県内の市町村や選挙で多選が争点となった市町村などで本条例を制定することは多いものと認識しております。先日の所信表明の際の説明と重複するところがございますが、地域の多様な声を政策に反映させ、より多くの目で町政の執行体制を確認していく意味で、一定の任期を確立していく必要性を感じ、このような提案をさせていただいております。しかしながら、ことし4月の統一選においても、任期を3期までとする多選自粛条例をみずから提案し、制定しながら、4選を果たした首長もおり、多選自粛の考え方が見直されていることも事実です。首長の交代は選挙で選択されるという考え方が基本であるとの論調も高まってきております。こうした状況を踏まえて、今後、提案する、しないも含めて、議員皆さんとも意見交換をしながら検討し、結論を出していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） もう一つ聞きます。

きのうの所信表明でもまたやったんですけども、吉岡中生を東京2020オリパラへいざないますとあります。前段の町長と特別職の給与カットについて等は、きのうもお聞きしましたので、その後、東京2020オリパラへいざないますについてお尋ねします。

オリパラのこの組織委員会から群馬県にことしの4月17日付で学校連携観戦チケットの案内、それから、申し込みの規約が届いているかなと思います。町も見ているというふうに理解しておりますので、それを前提に質問させていただきます。

まず、リクエストシートのEメールでの提出期限が今月の6月28日とあります。所信表明のときにちょっと聞いたんですけども、オリンピック・パラリンピックの中で、オリンピックを選択すると、オリンピックを申し込むようになっているということなんですけど、この準備は完了しておりますでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 準備段階ですけども、現在は学校から組織委員会に対してリクエストシートを請求しているところでございますが、今後送付されるリクエストシートに記載が必要な事項等を確認した上で、6月28日までに提出できるよう、教育委員会や学校と調整を進めているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 申し込みますと、当然、学校連携観戦チケット、これは群馬県のこの吉岡中学校の場合は抽せんということになりますので、その抽せんの結果がリクエストシートを送ったEメールのアドレスのところに組織委員会から届いてくると、その時期が7月、8月と書いてあるので、明確ではないんですけども、早ければ7月上旬かなと私は思っています。きのうもちょっと聞いたんですけど、ここのところがすごく重要で、Eメールを当せんした学校へ送信した時点でチケットの売買契約が成立するものと書いてあるんですね、明記されている。ずっとその下のほうを読みますと、この規約は日本国内の法規を適用すると書いてあるんです。これを読みますと、その前までに予算化をしていただかなければならないという話をきのういたしました。臨時会を開いていただけということですが、本会議のところいきなり補正予算を出されても、議員の質問は1回に3回ですから、もうちょっと前に何か会を開いて、詳細をちょっと説明していただかないと、議員としても判断がつかないんじゃないかなと思ひまして、これは要望なんですけど、臨時会開く前にもう一度説明みたいなものを会を設けていただきたいという要望を一つしておきます。

それから、もう一つ、学校連携観戦チケットの申し込み規約の中に、こう書いてあるわ

けです。厳しい暑さを想定して、引率者には日常的に生徒を指導されている担任の教員等を必ず含めていただき、十分に目が行き届く引率体制でご来場くださいと書いてある。これを読みますと、夏場の暑いときですから、それでオリンピックスタジアムに行くわけなので、教員、特に養護教諭さんにはかなりの負担かなというふうに思うんですけども、教育委員会は、小学校、中学校、養護教諭中学校1人ですから、足りないんじゃないかなと思って、小学校のほうも出ていただくのかなと思いますけれども、この小中学校の校長先生に、合意または承諾は、要するに説明ですね、はしておるのかどうか、お聞きします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 学校との打ち合わせということでございますが、オリンピック観戦事業に関する学校との打ち合わせについては、現在進めているところでございます。この制度では、学校が申請の主体となるため、学校が現地での観戦対応だけでなく、それに係る全ての事務を担うことになるほか、学校では「ようい、ドン！スクール」の取り組みも必要となるため、学校や教員等への負担も増加することになります。そのような観点から、今後本事業に伴う全ての事柄について、学校との調整を図っていくことが必要と考えております。

議 長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） これが7月になってから抽せんで当せんしたとか、抽せんに漏れたとかというふうになれば、仮に当せんしたとなれば、日程だとか、交通手段だとか、宿泊等が徐々に決まってくる。それにつれて保護者との話し合いとか、そういうふうに話になっていくんだろうなどは想像しますので、きちんと丁寧な説明をしていただきたいと思います。

もう一つ、東京都から競技開催道・県ですね、それから、東日本大震災の被災3県、東北3県は、これを読みますと、優先的にチケットの割り当てがあるんじゃないかなと判断できるんですね。それ以外の府・県の群馬県は抽せんとなるわけなんですけれども、仮に当せんした場合、観戦できるのはオリンピックスタジアムでの開会式、閉会式、陸上競技、サッカーです。これに限定されちゃうんですね。サッカーは8月……、忘れちゃけれど、サッカーは女子の決勝なんですよ。それから、開会式、閉会式は入れるキャパが7万人ぐらいですから、ちょっと無理なんじゃないかなという気が私はしているんですね。そうすると、残る選択肢は陸上競技かなと思うんです。この陸上競技というのは7月31日から8月9日の、競技にもよるんですけど朝9時からお昼までとか、朝6時から10時ごろまでとか、それから、夜7時から夜の10時ぐらいまで、オリンピックスタジアム、7万人

の全部入るかわかりませんが、仮に入ったとしても、入出場だけでも数時間かかるんじゃないかなど、私は思っています。そういう日程で行かなければいけないとなりますと、行きたくない生徒とか、あるいは行かせたくない保護者というのがいるんじゃないかなど思うんですね。そこの辺をどのように考えているかお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 平形議員のおっしゃるとおり、当せんが確定するのは7月か8月という大きなくくりになっております。そういった形の中で、対象となるのが来年度の生徒になります。そのため、来年度に向けた取り組みとして、学校だよりや保護者の方々が参加する場などで本事業について情報提供を行っていくことになるかと思えます。そして、本事業では、対象となる人数枠を限定した形での事業実施を想定していることから、その選抜方法は希望者の中からの選考という形になるかと思われます。よって、議員が心配されるようなケースは発生しないと思われますが、もしそれに類似するようなケースが発生した際には、生徒や保護者の考えを尊重することになるかと考えております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） もう一つ、この学校連携観戦チケットを使って観戦したりするための要件として、学校単位でオリンピック、あるいはスポーツ関連の授業を年間の行事予定の中に組み込んだものを出さなければいけないと。それを出すことによって、「ようい、ドン！スクール」というプログラムがあるらしいんですけども、そういうところで認証を受けた学校が、この学校連携観戦チケットを使って観戦できるというふうに書いてあります。その認証期限がことしの12月までとなっているんですけども、準備のほうは大丈夫でしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） ただいま議員が申されましたように、本チケットを購入するためには本年12月末までに「ようい、ドン！スクール」の認証をとる必要がございます。認証手続については、リクエストシートの提出完了後になることを想定しておりますが、学校では「ようい、ドン！スクール」の認証を受けることにより、東京2020教育プログラムの一環としてオリンピック・パラリンピック教育に取り組むことが求められますので、このことについても学校との調整を今後図っていかれたらと思っております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

1 2 番（平形 薫君） 抽せんですから、抽せんに漏れちゃう場合もあるかなと思うんですよね。それで、抽せんに漏れた場合、町長、公約ですよ、これね。中学生を東京オリパラにいざなうというふうに書いちゃっている、あるいは所信表明で言っているわけなんですよ。どういふふうに思うかわかりませんが、万が一町長の公約で抽せんに漏れたから、臨時会で上げた補正予算が不用になりましたというのが、公約としては余りにもお粗末なんじゃないかなと思うんですけど、何かやっぱり抽せんに漏れた場合でも、吉岡の中学生が人生で1回の、多分ですよ、人生1回の東京オリンピック経験というふうになると思うので、競技観戦できなくても何か違った方法でこういうオリンピックを経験したというふうなイベントみたいなものを考えてはいかがかなと、私は思っているんですけど、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） ありがとうございます。子供たちにぜひいろんな意味での体験はさせてあげたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 平形議員。

〔1 2 番 平形 薫君発言〕

1 2 番（平形 薫君） 多感な中学生のときに、世界的イベントである東京オリンピックを何らかの格好で記憶に、レガシーに残したいというふうには、ほとんどの日本の方が思っていると思うんですよ。ぜひそういうことが少しでもできるように知恵を絞って考えていただきたいと思っております。

次の質問に参ります。

次は、町のボランティア活動の促進の取り組みについてお尋ねします。

町は、住民活動の推進、やっているわけなんですけれども、地域福祉とか、防災とか、あるいは環境美化、青少年の応援、こういったことで町民同士で助け合う活動を促進するという事を町は唱えています。ホームページを見ますと、いろんなボランティア団体、NPO団体と調査しているわけなので、その平成25年、ちょっと古いんですけど、これをホームページに公開しています、公表しています。今回は、このボランティア団体12団体の中で吉岡町防犯委員会の活動にちょっと注目してみたいと思っております。

防犯委員会は、青色防犯パトロールや振り込め詐欺被害防止などの防犯啓発活動を行っていることは皆さんご存じだと思います。ところが、どういう組織なのか、また、どのような方がメンバーなのか、活動の詳細がどのようなものなのか、詳しくは認知されていないのかなと思っております。そこで、防犯委員会の設立の経緯だとか、目的、町はどのように防犯委員会に関与しているのか、概略をお尋ねいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 防犯委員会の活動、あるいは関与について質問をいただきました。

吉岡町防犯委員会は、渋川警察署から生活安全推進委員等の委員に委嘱された町民の方々が防犯の志を持つ者36名が集まり、平成3年6月1日にボランティア団体として設立し、明るい社会の実現のため、防犯活動の推進や青少年の育成など、犯罪が起こりにくい地域防犯体制の確立を目的として定期的に防犯パトロールを実施し、振り込め詐欺などの犯罪を防ぐ啓発活動など、地域と一体となった活動を行っております。そして、その功績が認められ、平成27年9月に全国地域安全運動中央大会で功労ボランティア団体・社会安全貢献賞を受賞し、そのほかにも多くの受賞を受けるなど、安全安心なまちづくりを目指して活動されております。そのような吉岡町防犯委員会と町が連携して町の防犯に努めているところでございます。

なお、町の関与については、町民生活課長に答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 町の関与についてでございますが、町と町民が協働して防犯意識の高揚と自主的な防犯の活動の推進を図る目的で、吉岡町地域安全条例を制定しました。その中の第3条に「町民の自主的な防犯活動に対する助成その他の援助」とされておりまして、それに基づき、ボランティア団体として自主的に防犯活動をされている吉岡町防犯委員会に補助金の交付や役場職員が防犯委員会の事務等を補佐するなど支援を行っている状況でございます。

議 長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 先ほども町長からありましたように、メンバーを見ますと、吉岡町の交番連絡協議会員、渋川警察署長が委嘱した地域の代表者、生活安全推進員、同じく渋川警察署長から一定の要件を満たした方が委嘱されていると。それから、もう一つ、少年補導員という方がいらっしゃるんですけど、これは県警の警察本部長から委嘱の要件を満たした方が委嘱されていると、そういう文書がありますので、ここに明記されております。見ますと、ざくっと言いますと、地域の実情に精通して、大変な熱意を持った社会的信望のある方がメンバーであるとなっておりますので、これは町民にとって非常に公安活動ともとられる活動ですので、人のプライバシーに立ち入るところもあるやもしれません。そういう方ですから、メンバーですから、そういった方がメンバーであるということは、安心してその活動に信頼を寄せることができるということじゃないかなと思っております。

そういう方がメンバーとなっている防犯委員会なんですけれども、実際、どのような活動をされているのか。また、その中でも、防犯パトロールとは実際どのようなものなのか、これをちょっとお答え願いたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この質問に関しましては、町民生活課長に答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 吉岡町防犯委員会の活動につきましては、主に、毎月16日の県民防犯の日に合わせて、渋川警察署と連携し、町内の商業施設や金融機関等で防犯啓発活動を実施し、そのほかにも小中学校や町内で開催される各イベントの会場に出向いて吉岡町交番と連携をし、防犯啓発活動を実施しております。

また、定期的に防犯パトロールも実施しております、その内容は祝日を除く毎週水曜日の昼間の午後3時からと夕方の午後6時30分から、それに夜間午後8時から、その3パターンで、そのいずれかの時間帯を3名から4名の会員で、青色防犯パトロール車を使用し、町内における車上荒らし等の犯罪全般の抑止と、不審者等が発見された場合には、速やかに警察に通報するなどの対応に心がけているとのことであります。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 決算書の成果説明書の中に、吉岡町防犯委員会の取り組みということで、防犯啓発活動の内容が列記されております。年間を通して、平成29年度の防犯啓発活動の内容を見ますと、年間を切れ目なく活動に取り組んでいらっしゃるがよくわかります。この活動の中で、防犯パトロールなんですけれども、似たような取り組みに、放課後児童見守りパトロールというのがあると思っています。今言ったものは、町がシルバー人材センターに業務委託していることなんですけれども、この防犯委員会が行っている青色防犯パトロールと、シルバー人材センターに業務委託している放課後児童見守りパトロールというのは、どこがどういうふうに違うんですかね、これをちょっとお尋ねしたいです。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましても、町民生活課長に答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 町がシルバー人材センターに委託している放課後児童見守りパトロー

ルは、児童の下校時間に合わせ、午後2時30分から午後5時までと午後5時から午後7時30分の2組に分け、青色防犯パトロール車を使用し、見守りパトロールを行うものがあります。また、児童等に対する声かけ事案等があった場合には、その場所を注意してパトロールをするなどの対応をしているところがございます。放課後児童見守りパトロールは、主に児童等が犯罪に遭わないように見守るパトロールであることが防犯委員会との違いだと考えております。

違いはありますが、どちらも青色防犯パトロール車を使用し、町内を回ることですので、町内の防犯対策としては効果のある活動になっていると考えております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 先日、吉岡町防犯委員会の委員長にお願いして、青色防犯パトロール車に、後ろに同乗させていただいて、体験視察を行いました。黙って座って見ていたんですけども、いろいろ教えていただいたんですけども、渋川警察署、あと交番の署員だとか、いろんなことを、今言った不審者の情報だとか、そういうのをいただきながら、一定のルートがあるんですけど、それをアレンジしまして、いろんなところを回っているというふうですね。警察署と情報を交換して、いわゆるパトロールのノウハウというんですかね、ただ回っているだけじゃなくて、きちんとそのノウハウを持ってやっているんだなと実感をしたわけなんです。例えば、八幡山グラウンドのトイレだとか、公衆トイレ、それから、関越の下のコンクリートの壁に落書きがしてないかとか、あるいは、人が集まる場所ですね、人が集まる場所の夜8時、9時ごろのそういうところを不審者がいないかとか、ちゃんと見ているんですね。

私の印象としては、警察の方、交番の方が十分に巡回できていないところをボランティアの防犯委員会が巡回しているんだなと、見回っているんだなと思ひまして、引き続きよろしくお願ひしたいなという気持ちになりました。

話は変わりますけれど、防犯委員会の今年度の総会があったわけなんですけど、5月23日ですね、この議案書というのをちょっと見せていただいたんですけど、その歳入歳出決算書を見ますと、歳入のほとんど全て町からの補助金10万円なんです。この歳出の項目を見ますと、当然報酬はボランティアですからないんですけど、事業費がほとんどで、事業費の内訳の詳細を見ますと、新入学児童の記念品だとか、防犯啓発物品の購入代金が70%ぐらいになっているんですね。もちろん活動に必要なパトロール車のガソリン代、ユニフォーム、帽子なんかは町が支援していると思っているんですけど、どの程度まで町が行っているのか、こういう聞き方をするとわからないかもしれないんですけど、どの程度まで町が行っているのか、支援のほうですね、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しても、町民生活課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 防犯委員会に対して町が行っていることですが、まず、青色防犯パトロール車は町の所有の公用車であります。防犯委員会には貸し出しという形で対応していただきますので、車の維持管理、保険の加入、ガソリン代等は町が負担しております。また、青色防犯パトロール車でパトロールする場合には、警察への許可申請が必要となります。そういった手続を町のほうで行っております。また、防犯委員会の支援として、役場職員が事務の補佐をしておりまして、各種行事の準備や各会員への連絡等のお手伝いをしているところでございます。また、防犯委員会のユニフォームであります、ベストや帽子、腕章などの購入も手伝っております。ただ、購入の予算は防犯委員会の予算で賄っているところでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） この補助金をボランティア団体に出しているわけなんですね。そうしますと、報酬等審議会で年に一遍だか、3年に一遍だか、審議するわけですよね、補助金の金額が妥当であるか否か。それは防犯委員会の活動報告書をもとになされるはずだと理解しておるんですけど、その活動報告書というのは、今、事務の手続を町の職員の方がやっていたらとありましたが、活動報告書の作成は防犯委員会がみずからやっているのか、それとも町がお手伝いしてつくっているのか。その報酬審議会等へ提出しているのかどうか。どちらなのかお尋ねいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この質問に対しても、町民生活課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 報酬審議会の活動報告書の作成につきましては、補助金審査委員会より補助金を交付している担当である生活環境室のほうに作成依頼が出てきておりますので、町のほうで作成をしているところであります。なお、平成28年度に実施された吉岡町補助金審査委員会より補助金を継続する旨の答申をいただいたところでありますので、防犯委員会の活動内容に対し、一定の評価をいただいているものと考えております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 防犯委員会の悩みの一つに、委員の高齢化というのがあるんですね。高い目標と熱意と信望を得て行っている活動なんですけれど、やはり寄る年波には勝てないということなんですね。会長さんいわく、今後10年したら今の活動ができなくなってしまうのではないかと危惧をされていて、そうならないようもう少し若い方に会員になっていただくように声かけをされていると言っています。私も思うんですけれど、要するにボランティア活動を町が支えていく、促進する、そういうふうに唱えているわけなので、この防犯委員会はやっぱり今までの活動を見ますと、この前もいろんな大津の事件とかありましたけれど、一定の効果を出していることは、これは間違いないと思うんですよ。そうしますと、やはり会員の若返りだとか、防犯委員会を継続して充実させていくためには、やはり何と言ってもボランティアの数をふやすしかないかなと思うんです。もちろん委員会としてもみずからその活動をやってらっしゃるんですけれども、町としてやはりいろんなところを、機会を捉えて活動を町民に紹介して、奨励して、会員増とか、若返りを目指す手助けをすべきじゃないかなと思うんですけれど、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に対しても、町民生活課長に答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 議員がおっしゃるとおり、安全安心なまちづくりのために、防犯委員会のように自主的に活動されている団体はこれからも活動を継続していただきたいと考えておるところでございます。防犯委員会の会員の皆様の意見を聞きながら、会員確保のために町も協力していけたらと考えております。また、役場職員が事務の補佐をしております、活動等も一緒にしておりますので、協力をしていきたいと考えておるところでございます。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 次の質問に参ります。

ふるさと納税、この取り組みについてお尋ねします。

2017年度、群馬県のふるさと納税による寄附総額、概算で48億7,000万円、一番多いのが草津町の14億円、中之条町が7億円で2番目、みなかみ町が4億6,000万円、渋川市が2億3,000万円。町の29年、30年のふるさと納税の寄附受け入

れ額、それから件数、これをお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） ふるさと納税について質問いただきました。

町の平成29年度の寄附受け入れ件数は550件、受け入れ金額は712万8,005円、平成30年度については、受け入れ件数356件、受け入れ金額763万7,429円となっております。

議 長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） わかりました。

ちょっといただいた資料を見ますと、平成28年が400万円なんですね。29年、30年と700万円台ですから、かなり寄附額がアップしているというふうになります。それで、他市町村なんですけれども、お隣の榛東村が6億円なんですね。この榛東村と吉岡町に特段の地域差があるとは思えないんですよ、私は。これは一体どういうふうなことなのかと、この差が、これをどのように町は分析しているのかお尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件につきましては、財務課長に答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 榛東村の平成29年度の寄附受け入れ額は、6億560万5,000円、平成30年度は2億2,000万円程度と聞いております。総務省からの要請により、返礼品割合を下げた影響で、3億8,600万円程度の減となったわけですが、それでも吉岡町との差は歴然としております。榛東村につきましては、ポータルサイト「さとふる」の開設当初である平成26年度から、サイトを利用したふるさと納税を早い時期から本格的に実施しております。一方、吉岡町がポータルサイト「ふるさとチョイス」の利用を開始したのが平成29年度からですので、3年間の実績の差があること、また、吉岡町においてはふるさとチョイスで本格運用を始めてすぐに、返礼品割合は3割以内とすることなど、総務省からの要請が厳しくなり、地場産品の少ない吉岡町では返礼品の高い魅力ある返礼品を数多く取りそろえることができなくなってしまったことなどにより、ポータルサイトを活用したPR効果も想定より低かったことなどが考えられます。また、榛東村で人気のある返礼品を提供できているのは、提供業者さんの協力も大きいのではないかと感じました。榛東村との差や、その要因につきましては、今後も引き続き分析し、参考にし

ていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） ちょっと言いましたけど、やっぱり28年から今29年にリニューアルして、業者に委託したということから28年度の400万円が29年、30年と700万円台になったと。要するに、町がそういうふうで改善し、努力したことによって、寄附の受け入れ額が伸びたかなと思っておりますので、工夫によってまだまだふえる余地はあると私は思っています。

寄附受け入れ額は榛東村には及びませんが、町としても伸びているわけなんです。これに対して、税額控除があるわけなので、他市町村への町民税の控除額、減収額ですね、つまり財源流出額なんですけど、これはいかほどになっておりますでしょうか。29年、30年ぐらいで結構です。それと、また、収支についてもお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件につきましては、財務課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 平成30年度につきましてお答えさせていただきます。

平成30年度につきましては、寄附金受け入れ額が763万7,429円に対しまして、住民税の控除額は1,045万4,000円となっており、差し引き281万6,571円の赤字となっております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） いただいた資料でいきますと、今、30年度お答えいただいたわけなんですけど、280万円の赤字。平成29年度は、住民税の控除額が690万円、約700万円ですね。収支が15万6,000円の黒字ということなんです。そうしますと、これは吉岡町民が他市町村へ寄附した金額がふえているということだと思えますけれども、このいただいた資料でいきますと、平成28年が900万円、29年度が1,500万円、平成30年度が2,200万円、こういうことで、これまあ当たり前のことなんでしょうけれどもね。

ただし、この30年度のマイナス280万円というのが、財源が280万円なくなっちゃうと。これ、言葉をかえて言えば、町民へのサービスが少なくなるということかなと、金額換算すればですね、なっちゃうわけなので、これは、お尻に火がついた状態だと思う

んですよ。何とかしてこれを黒字にしてもらいたい、知恵を振り絞ってですね、やっていただきたいということかなと思うんですけども、ことしの6月1日から総務省が今までの豪華な返礼品競争の過熱を憂慮して、例えば商品券だとか、家電だとか、そういうことを自粛しなさいと。守らないところは、全国で4市町村ぐらいあるんですけど、それはもうこの税控除のふるさと納税から退場していただくということが新聞で書かれております。吉岡町は返礼品の割合が3割ぐらいに抑えてありますので、そういう自治体には入らないということなんですけれども、そうしますと、今、榛東村さんが6億円から2億数千万円に落ちた、そういう総務省の自粛みたいなことが功を奏しているのかなと思うんですけど、それでも2億何千万円集まるわけですね。ということは、吉岡町はまだまだ集められる余地があると私は思うんですね。

6月1日から総務省が決めた中で、どういうふうに変ったのか、概略をちょっと教えていただきたいかなと。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） その件につきましても、財務課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） ふるさと納税に係る指定制度につきまして、概略を説明させていただきます。

吉岡町についても令和元年6月1日から翌年9月30日までの期間で指定されておりますが、具体的にはふるさと納税に係る個人住民税の寄附金税額控除、特例控除の対象となる自治体を総務大臣が指定する仕組みで、その基準に適合した団体が指定されることとなります。

基準の1としては、寄附金の募集を適正に実施する団体。

基準の2としては、基準の1を満たした団体で、返礼品の割合を3割以下とすること。

基準の3といたしましては、同様に返礼品を地場産品にすること。

これら大きく3つの基準がありますが、基準の1つの中には募集経費を5割以下にすることや、基準の3には地場産品の基準等が制定されております。これらの基準を満たさない場合は指定を受けられず、特例控除の対象にならなくなってしまいます。以上です。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） だから、6月1日から要するに肉とかフルーツだとか、そういったもので返礼品の割合を高くして寄附を集めようという動きはこれからどんどん少なくなっていく

だろうなと思うんですよ。じゃあどうすればふるさと納税、寄附受ける額をふやすことになるのかなということで、ほかの自治体を見てみますと、お隣の渋川市さんが、返礼品の見直しを行ったということが新聞に載っていました。例えば、赤城村の樽の上にある三原田というところに歌舞伎の舞台があるんですけど、この歌舞伎の舞台が創建200年祭、200年になるんだそうですね。この関連事業を上げているんですね。この返礼品に創建祭の歌舞伎公演優先観覧席を用意したと書いてあるんですね。そのほかにも、スポーツイベントを活用した地域活性化関連事業、それから、渋川駅周辺整備事業とか、いろんなことで7項目を上げているんですけども、高木市長さんが、ふるさと納税というのは、最近各自治体での返礼品競争などの本来の趣旨からそれてきていると感じていると。特徴ある個別事業を用途に定めて、それを応援したい人から寄附をいただけるように、抜本的な見直しをしたと書いてあるんですね。渋川市、伊香保温泉がありますから、渋川市ふるさと応援券というのがありまして、1枚1,000円のその券を、寄附した金額の3割を券でいただけるようになっている。それは、渋川市内のいろんな商店だとか、伊香保の温泉だとか、ゴルフ場だとか、そういうところで使えるわけなんですけど、今後ともそういった物ではなくて、三原田の観覧優先席だとか、イベントに何か招くとか、そういった格好の形の返礼品がふえていく、ふえていかざるを得ないといえますか、そういうことで返礼品がふえていくのかなと思っているんですけど。町は、やっぱりふるさと納税を、寄附額をふやすために、今、ふるさとチョイスでしたっけ、やっていますけど、そういう方向にかじを切ったほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけど、いかが思いますかね。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件につきましても、財務課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 寄附金の用途に関する選択肢の見直しにつきましては、吉岡町でも非常に重要であると考えております。

先ほど富岡議員の最後の質問でも町長が少し述べさせていただきましたが、例えば、増加する児童生徒のための給食食材費の充実など、今後は全国でも有数の人口増加率を誇る人口増が続く町としての特色ある使い道、また、議員おっしゃるとおり、イベントなども今後考えていきたいと思っております。また、先進市町村及び渋川市などの県内市町村の事例も参考に、早急に検討し、吉岡町の寄附金額増加につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番(平形 薫君) ことしの第1回、3月の定例会で、地方創生対策特別委員会から議長を通じて町のほうに要望書が出されたと記憶しています。それをちょっと読みますけど、「地元産業の活性化のため、ふるさと納税等の返礼品に活用できる商品の開発など積極的な取り組みを図りたい」というような要望書を出しているんです。町長のきのうの所信表明の中にも、4ページの上の段に、いろんな特色のない吉岡でいろんな地元の名産品と申しますか、特産品と申しますか、そういう事業をJAや商工会と連携しながらつくっていきたいというのがありますけれど、これ、まさしくそのことを要望しているわけなの。所信表明で言っているわけなので、ぜひとも力を入れてやっていただきたいと思います。

もう一つは、産業建設常任委員会から、ふるさと納税等の返礼品に活用できる商品の開発など、これは、今の役場の組織ではなかなか難しいんじゃないかなというふうに私は思います。私もちょっと民間の会社にいたもんで、いろんなプロジェクトチームを立ち上げた経緯があるんですけど、やはりこの多くの事業を展開するためには、各課にまたがった企画を立案する部署、これを、今ある室を格上げするとか、何でも構わないんですけど、専門の部署をつくらないと、なかなかこの動きがうまくいかないんじゃないかなということ、産業建設常任委員会からそういう要望書が出ておりますけど、もう時間もあれですけど、町長、この案いかがお考えでしょうかね。

議長(山畑祐男君) 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長(柴崎徳一郎君) 部署の新設につきましては、現在進めている町の機構改革検討委員会等で委員会の要望等の事項について取り組みの中で検討していく課題であると認識しております。

議長(山畑祐男君) 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番(平形 薫君) 役場の努力で寄附金が多くなって、そのお金をいろんなところに使えるわけですね。使途が限定されているわけじゃない。頑張ってもらっていただきたいなど。財源流出額は何としてもこれ黒字にしたいと強く要望して一般質問を終わります。

議長(山畑祐男君) 以上をもちまして、12番平形 薫議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

議長(山畑祐男君) 会議を再開します。

議 長（山畑祐男君） 1 1 番岩崎信幸議員を指名します。岩崎議員。

〔1 1 番 岩崎信幸君登壇〕

1 1 番（岩崎信幸君） 1 1 番岩崎です。議長への通告に従い、一般質問を行います。

まず、手話言語条例に関しての対応についてですが、昨日、町長所信表明に対する質疑において、五十嵐議員が手話言語条例制定の具体的道筋をとの質問に対して、また、午前中での富岡議員の質問に対して、柴崎町長は手話言語条例については、町の現状を踏まえ、早期制定に向けて進めていくとの前向きなお答えでした。

私も、この条例の制定を求めた当事者として改めて問います。

平成31年第1回吉岡町議会定例会におきまして、発議第1号として吉岡町手話言語条例が提出されました。提出者は、私、岩崎信幸、賛成者は柴崎徳一郎議員、大林裕子議員、富岡大志議員。提案理由は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を定め、全ての町民がともに生きる地域社会を実現したいためであります。しかし、残念ながら、文教厚生常任委員会に付託されまして、委員会では全会一致で閉会中の継続審査となり、その申し出に対する表決では、賛成8、反対7で閉会中の継続審査との結果となったわけです。この条例に関しては、町の聴覚障害者、障害者支援団体、障害者福祉協会及び町の手話サークルなどの関係者の皆様の悲痛な願いによって提出されたもので、絶対に通してもらいたい議案でございました。

残念です。その結果については、私どもにも不備のところがありましたが、吉岡町手話言語条例は絶対制定しなければなりません。賛成者であった柴崎議員が町長に就任したわけですが、今までの柴崎町長の障害者に対してのかかわりから判断しましても、制定しなければならぬと思うのです。

県では、平成31年第1回定例会で「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が可決し、制定されました。障害者に対する効果的な条例ですが、この条例との対応も考えなければなりません。町長は制定に対してこれからどのように考えていくのか、どのように対処していくのか、また、障害者対策の全般にはどのように取り組んでいるかお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 岩崎議員の質問にお答えさせていただきます。

ただいま、障害者対策について、手話言語条例に関しての対応及び障害者対策への取り組みについてということでございます。

先ほどの富岡議員の一般質問でも答弁しましたが、手話言語条例につきましては、第1

回議会定例会にて議員発議で提案されたところですが、執行側としても群馬県の手話言語条例がある中で、町としてどういった施策を盛り込んで策定するかは、現在検討中ですが、手話言語条例につきましては、吉岡町として制定をしていく方向で検討しているところで

す。

また、障害者対策につきましても、平成29年度に策定した吉岡町障害福祉すまいるプランにのっとり、「トライアルサポート吉岡～障害がある人も、ない人も住みよいまち～」を基本理念とし、この基本理念に基づき施策を進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） よろしく頼みます。

次に移ります。

吉岡町におきましては、ようやく男女共同参画基本計画が制定されました。遅かれし之感があります。私が男女共同参画に対する事業を理解するようになった契機は、人権擁護委員のときで、人権擁護委員連合会には5つの委員会が設置されており、その1つが男女共同参画社会推進委員会でした。13年前に就任したのですが、そのころは県も男女共同参画推進条例を制定したばかりで、具体的な施策が行われておらず、ただ啓蒙・啓発の号令ばかりで、県レベルであってもこんなものかと失望した記憶があります。ましてや、町議会議員となり、誰とは言いませんが共同参画の取り組みについて尋ねてみたところ、否定的とは言わないまでも、余り重んじておらず、女性職員の管理職導入については人材とその時点の状況で判断すると言っておりました。やはり町の考えもこんなものかと残念な思いを持った次第であります。

そこで、2014年第1回定例会の一般質問において、質問事項が男女共同参画の推進は、要旨は、1として女性管理職及び付属機関の割合をふやす取り組みにクォータ制を導入してはと、2としては、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策は、との質問をいたしました。共同参画の質問は、平成22年第2回定例会に長議員が質問したのに次いで2回目であると思いますが、残念ながら検討しながら進めていくとの答えでした。また、再び、2015年第1回定例会で女性が輝ける社会に、クォータ制を導入しては、との質問もいたしましたが、やはり同じで、検討しますとの答えでした。ようやくここまで来たかと素直に喜んでいる次第でございます。

とかく人間というものは因習や慣例などを踏襲することを旨として旧態依然とした固定観念を意識の中に持っているものであります。いわゆる封建社会の考えで、年齢が高くなればなるほどその意識が強いわけです。まさにその意識を打破することが、男と女が平等で共同参画・機会均等の社会を実現するあかしとなるわけです。「吉岡町男女共同参画基

本計画」2019～2023の中におきまして、第IV章計画の内容、基本目標1、男女共同参画の意識づくりの章において、学校教育や生涯学習・社会教育の場で男女平等と相互理解や協力についての学習を充実するのが町が今後力を入れるべきであり、また、さらに学校教育（小・中学校）の中で今後力を入れる必要があると思う取り組みとして、「男女平等の意識を育てる授業をする」「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かすように配慮する」という取り組みが支持されたのは適正な判断であったと思うのです。そして、最も重要な計画であると思うのです。

しかし、この計画の内容に関しましては、何か物足りなさを感じるわけでございまして、それは、私が共同参画事業に接して以来、常に周知徹底、啓蒙・啓発、意識改革という合い言葉のみが先行して、実際に何をすべきかが具体的にわからなかったせいもあったかもしれませんが、ただ、第IV章計画の内容、計画の推進を読んでも、その文章の中には具体的にどのような施策を行っているのか見えてこないのです。町の広報紙に3月号で終了した「男女共同参画」って何だろう？の掲載は、意識改革を促進するのに有効でありました。そこで問います。

これから町民サービス室では、推進するためのセミナーはいつごろ、何回予定しているか。学校教育室では、男女混合名簿に今年度行ったのか、また、予定はあるのか。高齢福祉室では、人権擁護委員との連携強化を図る合い言葉、会合はいつ設けるのか。産業建設課では、女性の農業経営参画に向けて現在農業委員と推進委員16人のうち女性が2人ですが、ふやす予定はないのか。など、この5カ年計画の策定であるのはわかっておりますが、具体的にいつ、どのように実施する、施策は、これから具体的に実施する施策はたくさんあると思うわけであります。近々行われる、また、確実に実行される施策を各課ごとにお答えください。私が男女共同参画を町に問うてから既に8年、早く共同参画社会を実現していただきたいものです。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 岩崎議員のほうから吉岡町男女共同参画基本計画に伴う具体的な策ということでご質問いただきました。

昨年度、男女共同参画基本計画が策定されましたので、今後は、男女共同参画に関する理解と各事業においてそれぞれの役割を担いつつ、協力しながら行動することが重要であると考えております。

男女共同参画に関する意識が変わることで、女性が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において能力を発揮できる機会が確保され、今まで以上に女性が輝ける社会になっていくものと思っております。そして、男女がお互いを尊重しつつ、責任も分かち

合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる社会となっていくものと思っているところでございます。

なお、各課それぞれの質問に関しては、窓口であります町民生活課長に代表して答弁させていただきます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 各部署の状況についてご報告いたします。

町民サービス室では、今年度、男女共同参画の意識づくりのため、文化センターにおいて講演会を1回開催する予定であります。講師・内容等はまだ決まっておりませんが、関係機関と相談し、今の吉岡町にふさわしい題材を検討していく予定です。

また、広報に掲載していた「男女共同参画」って何だろう？で取り上げました男性料理教室を男女共同参画の事業として、題目も「父と子の料理教室」として、男女共同参画の啓発を兼ねた事業を12月に予定しております。

町教育委員会の報告をいたします。男女共同参画基本計画が策定されましたので、男女混合名簿の導入に向けて、学校運営協議会の場を活用し、男女混合名簿に関する情報の収集や意見交換を行っていききたいと考えております。

次に、高齢福祉室では、男女共同参画基本計画で、人権擁護委員との連携強化に努めることになっておりますので、人権擁護推進員と協議し、相談窓口の周知などを図っていききたいと考えています。

続きまして、産業建設課では、農業委員の任命について、女性の積極的な登用に努めておりまして、今後も引き続き女性農業委員及び推進委員の活躍の場が広げられるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） まだ残念ながら基本計画ができたばかりで、こればかりは仕方ないかな。ただ、私もずっと13年前から男女共同参画で、本当に啓蒙、啓蒙だけは誰でもできるんです。今言ったように、ある意味周知徹底ということに関しては、啓蒙・啓発に関しては、ある意味、もう本当にプロパガンダ等を使って、当然ながらそれを広げることというのは誰でもできて、それはもう誰でもわかり切ったこと。基本的に、具体的にどうやるか、これが100%、一番問題、物事はね。言葉で言っただけじゃ物事というのはなかなか進まない。現実はどう動くか、どの社会においてもどう動くか、これが全部問題なんですよ。この中で今、おかげさまで、町民生活課では2つ完全にやってくれたということはいずれしい。ただ、問題は、これだけ多様化している社会の中だから、この後出てきますけど、ダ

イバーシティの原則というのがあるんですよ。どういう社会においてもダイバーシティというのは、多種多様な人間がその人権を生かすためにやれるような施策をする、これがダイバーシティの原則なんです。それをしっかりとこれから各課においてやってもらわなければ困る。それが施策を完全にやって、男女共同参画だけじゃないよ、だけじゃないんだけど、この男女共同参画というところを確立していく上での一番具体的な施策がやっぱり一番問題であって、そこは執行の方がしっかりと考えてくれ。この5年間ということで。この5年間でしっかりともうつくり上げてくれ。私、13年間、この議会に入ってもそうだったんだけど、物足りないんだよ、はっきり言います。13年前の県でいっても、かけ声だけ。かけ声だけでね、ただ本当に具体的にいったら、今から考えるとね、全くなかったと言っていい。それは、まあ町に入って、まだそこら辺があったから、今回こういう形で言っているのだが、もう既に5カ年計画というものできたんだから、具体的に何をするかということは、皆さんで、執行のほうでしっかりと議論して、これを周知徹底してつくり上げる。これはぜひお願いしたい。

次に行きます。先ほどやっぱり問題にしましたが、具体的な話になりますね。やはり問題としますのは、町管理職と審議会・委員会等での女性の割合でございます。国の第4次男女共同参画基本計画における「市町村の課長相当職に占める女性の割合」の2020年の目標値が15%であり、県の第4次男女共同参画基本計画における「審議会・委員会等の女性委員の占める割合」の2020年の目標が40%であります。町でも年々上昇している傾向があると思うのですが、まだ目標値に達していないわけでありまして。やはりそこは問題であると思うのです。

26年の定例会の質問を繰り返しますが、多種多様な人材を活用し、発展を目指すというダイバーシティの理念のもと、男女共同参画、男女機会均等の実現を目的として、一定の割合の女性枠を設けるクォータ制を導入すべきと思うのです。26年と27年での質問に対して明確な答えがなかったように思えるのです。それで、クォータ制に関する町の考えや、実施されるか否かを問います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この質問に関しましては、町民生活課長に答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） まず、4月1日時点の町管理職の女性の割合22.2%、審議会・委員会等の附属機関の女性の割合19.7%となっております。

ご質問のクォータ制の導入でございますが、町は昨年度、推進協議会において男女共同

参画について協議を重ね、基本計画が策定されました。その際に、女性枠を設ける話はありませんでした。まず、女性が社会の対等な構成員となるように各事業を進めていくことが重要との意見が主なものでありました。

作成された基本計画は、PDC Aサイクルによって施策を実行し、そして見直しを行います。その繰り返しによって実効性のある計画書にしていければと考えているところでございます。そうした見直しの中で、クオータ制の女性枠を設ける必要があるかどうか、そういったことを検討していければと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） クオータ制、なかなかこれは、いざやってみると私も大変だと思うんですよ。ただ、全国、政府がある意味こういう施策を述べて、小淵優子議員と野田聖子議員、女性2人の議員が今言ったとおり8年ぐらい前からそう言っていたので、私、今、これ取り上げているんだが。このクオータ制に関しては、やはりなかなか実現できない。なぜかという、一番最初に自身が申したとおり、まだ男性社会という意識があるからなんだよね。ただ、それを変えなければいけないんだよ、はっきりと。今見たら、私が去年の第1回定例会でこれ質問しようと思ったときから、たしか8%ぐらいだったんだよね、管理職が。当然ながら、大半の皆さんこういつてわかっていると思うんだけど、こういう形で室長、課長がふえてくれたので、今22.2%。国が目標としてる15%を超えて、今回は本当によかった次第でいるんですよ。ただ、今言ったとおり、審議会・委員会に関しましては、任期があるからその部分でも変わるので、こればかりは仕方ないと思うんだけど、19.7%、県の目標値が40%、これはやはり早急にある意味、年度がえのところから一番大事なところもあるのだが、そこでうまく近づけてほしいと思うわけでございます。町長もそこら辺の理解は多分今までやっていると思うから、そこら辺を組み入れて取り組んでいただけたらと思うわけでございます。

次にまいります。

3番目、群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例に対して問う。

これも県の条例が今回成立して、ちょうど私が地元でここに書いてあるムクドリ被害が大分出たというので、去年の春、おとしから大分、鳥獣も出たことによって今回質問するわけですけど、今、県議会環境農林常任委員会から発議された「群馬県鳥獣被害対策の推進に関する条例」は、県議会第1回定例会において、可決・制定されました。この条例は、県全体の課題である鳥獣被害対策に県、市町村、県民及び関係団体が協働して取り組み、責務と役割を明示し、捕獲従事者の育成などの対策を計画的に進めることを求める内容となっています。県に課された責務は大学や研究機関と連携した調査の実施、市町村

への情報提供や技術的な助言を行う。県民の役割は、対策に理解を深め、推進に協力するように努める。そして、野生鳥獣と共存する地域づくりを進め、安全・安心な生活を確保できる良好な生活環境と活力ある地域社会を実現することを目標とするようになっていす。また、食肉や皮革などでの捕獲鳥獣の有効活用の推進や、顕著な功績があった人を顕彰することも盛り込んでいるのです。

それで、2017年度の県内農林業被害額は2012年度の約12億2,000万円をピークに5年連続して減少し、約5億6,000万円となり、過去10年間で最低であった。しかし、一方、加害鳥獣種別では、鹿が前年度比16.3%増の約1億9,000万円、イノシシが3.2%増の約7,500万円と増加している。被害額全体としては、農地を電気柵で囲ったり、里山の下草刈りなどで野生動物が潜みにくくする対策で一定の成果を上げているものの、鹿、イノシシ、アライグマ、ハクビシンや猿などの有害鳥獣の数は増加しているとのこと。そこで、町が鳥獣被害を受けた金額と捕獲数などの状況はどのようなであったかお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町の鳥獣被害の状況はということで質問いただきました。

吉岡町における鳥獣被害金額と捕獲数についてですが、2018年度の鳥獣被害金額は25万1,000円、捕獲数については、獣種別に、イノシシ3頭、鹿3頭、ハクビシン6頭、アライグマ5頭、タヌキ6頭、カラス38羽で、計61となっております。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） これは、現状の形なので、これ以上質問はしませんが、当然、これに対してでございます。

有害鳥獣を駆除する人が高齢化が進んでいる影響で、年々減っているようです。群馬県の狩猟者登録者も年々減り続け、50年前には2万人いましたが、1990年8,202人、2005年4,872人、2017年は3,432人となってしまいました。銃による猟の登録者も2,000人台にまで割り込み、わな猟と合わせても現在3,300人程度となっているようです。

そこで質問します。吉岡町で猟友会に登録されている人数は何名で、また、今後の見通しはどうか。また、支援費用としては、人件費、捕獲手数料や処理費、どのようになっているか。県では、顕著な功績があった人には顕彰するようですが、町ではどうするのかお答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 猟友会登録状況ですが、現在、渋川猟友会吉岡支部は、10名で構成をされております。

また、全国的な傾向と同様、渋川猟友会会員も年々減少傾向にあります。吉岡支部においては、2年前より実質1名増となっております。

しかしながら、今後、猟友会会員の高齢化及び減少は避けられない問題であり、会員の方々と検討する必要があると考えております。

次に、支援費用についてですが、現在の支援としては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金に加え、県の鳥獣害対策地域支援金事業における補助金、さらに町からの費用負担を行っておるところでございます。

内容としては、見回りなどの出役費、捕獲奨励費、処分費などで多岐にわたり支援を行っておるところです。

次に、顕彰についてでございます。今後、県などの状況を見ながら検討する課題と考えております。以上でございます。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今、残念ながら捕獲手数料や人件費、処理費の金額は出てこなかったんですが、その支給額は幾らとかわかるのかな。1頭当たりとか、多分出てくると思うが。

議 長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 費用関係でございますが、大変申しわけございませんが、今、手持ちの資料がございませんので、後ほど報告とさせていただければと思います。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員、発言は許可を求めてから言ってください。岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） これは、本当頼んだ。問題なので、大事な問題なので、これは一人立って考えてごらん。1頭捕獲したら、人件費で幾らもらえる。処理費に関しても当然、自分で処理しなければならないんだから、それに対して費用は当然、自己負担あって、補助金でもらわなければならないようになってくるのは当たり前で、当然ながらそれに関して町負担があって当然な話なんだから、それはしっかりとした体系を持って手数料等、いろいろと費用等、しっかりと出してもらうようお願いしますね。

次が一番問題で、町での被害としては、イノシシが一番甚大であると思うんですが、私の地元で苦情が多かったのは、一昨年から昨年夏にかけて、ムクドリでの被害でした。高浜バイパス千代開の信号東の竹林や雑木林に夕方から朝にかけて集中で群れをなして、大きな鳴き声やあたり一面にふんを落としていくなど、被害が及んでいるのです。この5月から10月にかけて渡ってくる夏鳥であるムクドリの害はこれからなのです。

昨年の春、猟友会の人に対策を尋ねると、銃での猟は住宅地であり禁止されているし、鳥もちでの駆除と威嚇音で追い払うぐらいしかないのではないかという答えでした。これからは甚大な被害を及ぼす有害鳥獣に対する対策をどのように行うのか問います。

また、県で条例が定められたのを機に、町でも対策を行う組織を立ち上げればと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この質問に関しては、担当課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 有害鳥獣への対応ですが、イノシシなどの大型鳥獣については、今までどおりの捕獲体制を引き続き行っていきたいと考えております。

ご質問のムクドリなどの小型鳥獣への対応につきましては、捕獲等も容易にできず、非常に難しい問題であることから、現在設置をされております吉岡町有害鳥獣被害防止対策協議会において、対応策を検討していければと考えております。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） そうなんだよね、ムクドリはね、猟友会の人に聞いても、対策はないと言われているので、困ったもんだと思うんですよ。今、答弁のとおり、夏で、渡り鳥なもんだから、この5月、6月から10月ごろが一番多くて、特に四国から中国関係が、話を聞くと一番被害が大きいという話で、ムクドリに関しては、今、吉岡ではそんなでもないんだが、やっぱり、さっきイノシシが3頭、その他、計61頭の捕獲数が昨年あったという事は、それなりに被害も、金額的には25万1,000円ということだが、とりあえずはいろいろとそれなりに被害が出ているので、対策はしっかり求めてもらいたいと思っているわけでございます。そこら辺よろしく頼みます。

ちょっと残念ながら、このときの質問には間に合わなかったのだが、これは、上毛新聞に、先月の25日か、「桜の大敵外来カミキリ、市民ぐるみで駆除、館林、成虫1匹に50円」。漆原のしだれ桜、桜の会があるわけだけど、まだ若いからそんなにはあれだけど、

桜に関してはここら辺の駆除、やっぱりだんだんふえてくると思うんですよ。一応は質問の中には入っていないんだけど、もし答えられるんだったら、この桜の駆除関係お願いできたらと思うんだが、どうかな。お願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 項目ではありませんでしたので、ちょっと準備ができておりませんので、申しわけないんですけども。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今回の、今言った県の、県議会だよりなんですけど、この問題で鳥獣に関する、これが私が一番疑問に思うことなんです。群馬県議会だより第80号に、この条例に関する目的において、県全体の課題である鳥獣被害対策に、県、市町村、県民及び関係団体が協働して取り組み、野生鳥獣と共存する地域づくりを進め、安全で安心な生活を確保できる良好な生活環境と活力ある地域社会を実現することを目的としていますと記してありますが、私としては、野生鳥獣と共存する地域づくりはあり得ないと思っているのです。まして、私ども人間が被害をこうむっているわけですから、安全で安心な生活を確保できる良好な生活環境と活力のある地域社会を実現することを目的とするなど、あり得ないと思うのです。

そこで、当然ながら、県からこの条例に関する説明なりが来ていると思います。その整合性をお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この質問に関しましては、担当課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 今回、県が制定しました条例の基本理念としては、鳥獣被害対策を進めるに当たり、県、市町村、県民及び関係団体が協働して行うこと、また、総合的かつ計画的に行うことの2つを主眼として規定されたものと考えております。

そのため、市町村の連携や必要な支援を県の責務としているほか、野生鳥獣の生息状況や被害発生状況を十分把握した上で、地域の特性に応じた持続的かつ実効性のある方法で推進するものとしております。

また、鳥獣被害対策は、生物の多様性に及ぼす影響に十分配慮して行うものとしております。そうした意味で、野生鳥獣と共存する地域づくりを進めているものと捉えておるとこ

ろでございます。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） ちょっと疑問だな、やっぱりな。当然、今、地域特性は当然あるんですよ。ただ問題は、これは県で指示したことだから文句言うこともないんだが、地域の、当然特性はある。ただ問題は、その野生鳥獣がその野生鳥獣の個性とまた言っちゃ失礼な話だけど、その特徴というのは当然あることはあるんだが、地域の特性とその個体に関しては、別にあれじゃないのか。これ県が言ったことだから何とも、そういう理解をしいのかと思うんだが、理論的なお話は合わないと思うね。まあ、いいがね。

それはその問題として、次にまいりましょう。

第4問目です。先にこっちを出したほうがいいかな。

もう皆さんも当然ながら知っていると思うんですよ。最近特に車による交差点及び、まあおととい、きのうですか、大事な事故が大阪のほうで起きましたけど、こういう何と言いましても安全、車による安全が脅かされている時代に今なっております。それに関しましても、免許返納の絡みも当然出てくるんですが、それはいろいろと出てくるので、それも絡めてというわけであるんですけど、これに関しては学校の問題として取り上げるので、ここに集中しますが、吉岡中学校では、新学期より自転車通学の距離が半径1.5キロ以上から1キロ以上となり、生徒にとっては登下校での時間が短縮されるなど、いろいろな面で便利になり、よかったと思うのです。特に、部活が終わった後での帰宅は、安心・安全面での対応がなされたと思うのです。しかし、3月24日の上毛新聞に、「2017年通学中の自転車事故率、高校生4年連続全国最悪、中学生は2位に」との記事が載っていました。通学時の1万人当たりの事故件数は高校生が91.94件で1位、中学生が26.05件で、1位は返上したものの2位と悪い数字となっているわけでございます。事故件数でも1年間で中学生は145件で2位となっていると記してありました。しかも、こんな矢先、滋賀県大津市の県道交差点で車2台が衝突したはずみで、軽乗用車が歩道に突っ込み、園児2人が死亡、1人が重体、園児と保育士計13人が重軽傷を負った事故が発生してしまいました。これはもらい事故ですが、いつ何どきに起こるかわかりません。当然ながら距離が短くなったことで、自転車通学の生徒がふえますので、例えば信号機待ちの交差点などは自転車でごった返してしまいますから、より一層危険が増すわけであります。

まずは、自転車通学がふえたであろう件数と、新設された駐輪場の利用状況及び評価などはどうか聞きます。そして特に、歩行者と自転車が行き交う交差点は危険であり、対応が望まれるわけでございますが、前橋伊香保線の役場の入り口の5差路につきましては、

道路が狭く、歩道がないに等しい状況であります。中学校への道路も片側だけで混雑しております。改善を求めるわけございまして、ほかにも、北下の交差点の西側は、ガードレールにこすって通るようでありますし、南下の交差点も田中の交差点も歩道を整備しなければならないと思うのです。そんなことを言えば、町全体の交差点を整備しなければならないので、学校周辺の重点箇所を見きわめて改良してもらいたいと思うわけございまして。駒寄小学校西の交差点や三宮神社入口東の関越道沿いなどの信号は、歩車分離の時差式になっております。私の通勤する道でありますのでわかっていますが、児童生徒が安心して通っていただける交差点です。歩車分離の信号機を考慮に入れてぜひ整備を求めるものでございます。また、当然、通学路全体での危険な箇所の整備を求めるものでございます。お答えください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 岩崎議員のほうから登下校時での安全対策、特に危険な交差点の整備ということで、自転車通学の状況と駐輪場の活用状況及び学校周辺の特に危険な交差点の整備についてはと質問をいただきました。

教育委員会事務局長及び産業建設課長よりそれぞれ答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡中学校では、自転車通学の距離を1キロに変更したことで、123名の生徒が新たに自転車通学をしております。

新設された駐輪場は、見通しもよく、1カ所で自転車の管理を行えることから、教員や安全委員会の生徒が行う自転車点検を効率的に行えるようになったようです。

また、生徒指導面でも、生徒の登校状況が確認しやすくなるなどのメリットが認められたほか、自転車通学の生徒をふやせたことについては、保護者からも高評価をいただいているとのこと。

議 長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 交差点整備について補足答弁をさせていただきます。

ご指摘の学校周辺の危険な交差点の整備としては、県道前橋伊香保線・役場入口の5差路が該当します。この交差点の改良を計画する場合には、路線の詳細設計が必要で、宅地や中学校校舎もあることから、多額の予算が必要と見込まれます。

現在、吉岡中学校から東側の県道沿いは、渋川土木事務所にて歩道の整備工事を実施しております。

今後、歩道が整備されることの効果により、この交差点の危険を見きわめていきたいと考えております。

なお、歩車分離式の信号機設置に関しては、県警が要望交差点の調査を行い、設置の可否を判断すると確認をしております。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） まずは、駐輪場で123人がふえ、また、それに関しまして親の好評も得ているという。私もそう思いますよ。距離が短くなって安全性が確保され、当然ながらそれに対して安心感は両親も出てくるので、私、これはよかったと思っている。現実そうだったのではよかったと思うわけで、今回の学校の判断はよかったかなと。

ただ、問題は、今言ったとおり、特に学校周辺、さっきの5差路の話ですね、県道前橋伊香保線。これ質問する、これもうでき上がった後に歩道の整備を始めたから、やっているなと思ったのでね、これはよかったなと思っているんです。ただ、5差路のところ、実際問題として勝野建設の資材置き場と、あと学童のあそこの空き地ですね、あそこのところはどうしても車、自転車が通ると本当に混雑するんですね、私もそこら見ていてわかるので。あれは、ちょっとどうしても近々、少し県の方と協議して、本当に改善しなければならないと思っているんですよ。あの土地もちょっと私もそこら辺は知らないで、誰か持ち主でしょうから、そこら辺の土地を何とか、今さっき、予算が絡むので、という答弁がありますけど、その安全性を確保するためには、そこら辺もやっぱり大事じゃないかと思うんですね。だから、今、5差路に関しては、そこら辺を特に改善を求めてもらいたいと思うんです。そのほかまだいろいろと、余り言うと、全部指し示さなければならぬので、全部、町道のことも直さなければならぬので、そこら辺は本当に町のほうでしっかり見きわめて、整備してもらおうと思っています。そこら辺をよろしく頼むわけでございます。

当然ながら、今度は、その中の学校の問題になるわけですね。当然、学校としても自転車通学の生徒がふえたことにより、安全面での指導は以前よりもより強く行わなければなりません。4月11日に交通安全教室を行い、DVDを視聴したり、警察や講師の方々から注意を喚起する話を伺ったと聞いております。特に、自転車に対しまして、注意事項は詳細に行ったと聞いております。しかし、昨今の交通事故の状況から判断しましても、よりもっと強固な安全策をとらなければならないと思うのです。教職員の路上での見回りや、生徒会、PTAでの安全対策が重要だと思うのです。自転車通学の生徒がふえたことを機に、安全に対する取り組みや行事など充実させるべきだと思うのです。今の取り組みや行事と、これからの策がありましたらお答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 議員お話しのとおり、吉岡中学校では、例年4月の上旬に開催しています1年生を対象とした自転車の乗り方教室や、全学年を対象とした警察の方を招いての交通安全教室を開催しているほか、夏休み前には警察の方から長期休業中の交通安全についての講話をしていただいているところでございます。

また、このたび自転車通学の距離を1キロメートルにするに当たって、新たに自転車通学を行う生徒に対して安全面の指導を実施しております。

今後につきましても、生徒の登下校時の安全管理につきましても、このような取り組みをしていくほか、これまでと同様、担任による随時指導などにより、注意喚起をしていきたいと考えているところでございます。

議長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 前、最近だったかな、よく私も通学路で校長先生が立っていたんだよね。あれを考えると、朝早く、多分もう7時半ごろから立っているかなと。感心だなと、誰とは、当然わかっているんだから言わないんだけど、そういう取り組みをある意味、失礼な話なんだけど、それは、個人的にあるだろうけど、やはり学校という形の生徒を守るということに関しては、なかなかいい、そういうことは実行するのが大変なんだけど、いい取り組みかなと、あのときは思っていたんだよね。ただ、それに関しては、なかなか難しいところで、各個人、個人だから何とも言えないんですけど、そういうことも管理しながら、ひとついろいろと努力を重ねてもらえばうれしいなと思っております。

最後ですが、まことに申しわけない、先に謝っておきます。先に謝っておきますけど、「保育園、お散歩どうする。車が少ないルート、遠回りでも歩道」。当然ながら、さきの大津の事故を教訓に、朝日新聞のほうで出されたわけで、この最後の質問になるけど、私の地元でまことに申しわけないんだけど、本当に住・藤塚線に関しましては、吉岡町城山みはらし公園ができたおかげで、いろいろと完全に通るんですよ。当然ながら、その北下の地区のほうの高渋バイパスができたおかげで、いろいろと住宅がふえ、住民がふえて、小学校、中学校に通う生徒がふえております。読みますけど、今回も住民から要望があります。住・藤塚線の整備を再度お願いするものです。4月の道路愛護のときも頼まれたのですが明治小学校や吉岡中学校、第二保育園への通学路となっております。しかも、吉岡

町城山みはらし公園への通り道となっております。一度に、当然全部は、3月にもちょっと言ったので、この辺は少しカットしますが、一度には当然、全線は整備は無理でしょうから、一部からでもお願いしてもらいたいと思うわけでございまして、特に一番危険な、介護施設ができましたけれど、その南側の十字路、あの上のところは完全に狭いんですよ。あそこのフェンスに何度も車がぶつかっているんですね。それなので、地元の関係もあるので、そこはまず一番最初に改良整備してもらって、安全対策をとってもらわなければいけないと思っているんです。私も、これではっきりと3回目なんです。明治小学校からの要望がありましたね、あの下の方の道路に関しては整備をしてもらって、今回多分私が地元に関して最後のお願いになるかなとも思っておりますので、こちら辺、少し、前の石関町長も一応はしてくれるという話だったんです。ただ、こういう形になったものから、それから引き継ぎでなかなかそれを実行に移すということは、それは改めてという形になるもので、改めて、悪いんですが、そこら辺の整備をお願いできたらと思っている次第でありますので。これは、石関町長が、今言ったとおり、前話して、柴崎町政になったものから、そこら辺もうちょっと考えているんでしたらお答え願いたいと思います。頼みます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 住・藤塚線の整備に関しまして、本年3月議会において道路拡幅を行う上で水路本体の改良が必要なことから、相当な費用がかかる見込みである。

また、ご指摘の介護施設の南側の十字路においては、歩行者の安全を考えた対応が必要で、道路長寿命化計画を策定しつつ、地域の課題、要望に応えられるよう、効果的な対策を考えていきたいと回答しております。

町では、各自治会からの多くの道路改善の要望に対し、通学路の改善に優先順位をおい
て対応することといたしました。

道路長寿命化計画として、道路側溝や防護柵などの小型構造物の個別施設計画を本年2月の作成、3月に公表し、この十字路交差点にある一部水路について、改修することをこの計画に盛り込んでおります。時期につきましては、令和2年度以降の対応となっておりますのでございます。

議 長（山畑祐男君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

1 1 番（岩崎信幸君） ありがとうだけ言っておきましょう。質問を終わります。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、1 1 番岩崎信幸議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後2時15分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

議 長（山畑祐男君） 4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4 番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

2011年3月11日に発生した東日本大震災から8年以上が経過しました。震災当時は、非常食や飲料水を買そろえていた人も多かったようですが、最近は防災意識が薄れつつあります。

近年、日本を襲う大地震は確実にふえ続けています。

平成28年4月熊本地震、平成30年6月大阪北部地震、同じく9月の北海道胆振東部地震、そのほか、風水害では、平成27年9月の関東東北豪雨で、鬼怒川で約200メートルにわたる堤防決壊が発生しました。火山災害では、平成3年6月雲仙岳噴火による火砕流での被害、平成26年9月御嶽山噴火による噴石等による被害、そして、昨年4月、3,000年ぶりに噴火した本白根山、日本列島に住む私たちは、地震や火山噴火などの自然災害から逃れることはできません。

関東の広い範囲で、強い揺れと高い津波が発生するとされる相模トラフ沿いの海溝型地震は内閣府によりますと、30年以内にマグニチュード8の地震が発生する確率は、ほぼ0～5%、また、首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、同じく内閣府によりますと南関東域で今後30年以内にマグニチュード7クラスが発生する確率は70%と高い数字で予想されています。熊本地震の地震発生率は30年以内に1%未満でしたが、地震発生率が小さいように見えても、決して地震が発生しないことを意味しておりません。

そこで、地震や火山噴火などの自然災害から命を守るために、住民が緊急的に避難する場所が必要になってきます。平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村長による指定緊急避難場所と指定避難場所の指定制度が平成26年4月から施行されました。指定緊急避難場所は、津波、洪水、地震等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけるものですが、指定避難所は災害の危険性があり、避難した住民等が災害の危険性がなく

なるまで必要な期間滞在し、また、災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設です。

ここで、指定緊急避難場所と指定避難所は、どちらも市町村長が一定の基準を満たした場所を指定するという点では同じですが、その目的は異なるので注意をする必要があります。

少し表現がかたいので簡単に説明しますと、指定緊急避難場所は、災害が発生した際にとりあえず避難する丈夫な建物や広場のことですが、災害ごとに異なるのです。土砂災害には指定されているものの地震災害には適さない指定緊急避難場所に避難をすると、逆に危険になる場合があります。そのために、災害ごとにどの指定緊急避難場所に避難すればよいのかを知っておく必要があります。

指定避難所は、災害が発生した際に家が壊れるなどして行く当てがない住民などを収容する学校等であり、指定緊急避難場所と指定避難所の違いをそれぞれについて災害から身を守る上で両方の意味をしっかりと把握しておくことは重要であると言えます。

次に、災害が発生したら避難所を開設することがあるのですが、運営にはお金がかかるわけです。仮に学校に避難所を開設したら、そこにしばらくの間、人が住むための食料や飲料水、寝具などの物資をそろえる必要があります。

災害救助法という法律が存在しているので、もしこれが適用されれば、大部分は費用を国が肩がわりしてくれます。いざ避難所を開設しても、自治体の職員が対応すると肝心な災害対応がかなりおくれになってしまう深刻な問題になってしまいます。そこで、必要になってくるのが、自治会・自主防災組織や職員等から成る避難所運営委員会を組織し、役割分担や施設の利用法などを定め、混乱を少しでも解消できるように努めなければなりません。ここで必要になってくるのが防災士や防災介助士、または自主防災リーダーが必要になってきます。

平成30年2月に自治会連合会から町に対して要望書を提出しております。その内容は、1. 避難所である自治会集会所等の耐震強度測定を町が費用負担して実施するです。この件に関して町の回答は、「耐震性のない施設では、建物の中の避難を考えておらず、その施設の庭や広場に一時的に避難していただく。よって、既存の規定範囲内で処理する」ということでした。

続いて、要望書2番目は、上記集会所の補強工事が必要な場合は、町が全額負担するか、または集会施設整備事業の補助率及び限度額の緩和を図るでした。この件に関して町の回答は、「町の財政状況を考慮し、補助率及び限度額が定まっていますので、現状の額がいっぱいと考えています」でした。

最後の要望は、3. 指定緊急避難場所及び指定避難所のマップを作成し、全戸配布する。

また、上記避難所へのルート掲示板を設置するでした。この件に関する回答は、「30年度にハザードマップを作成し、全戸配布する。次に、ルート表示については、今後、検討したい」でした。

ここで、自治会連合会の3番目の要望に対し、ことし3月、吉岡町災害ハザードマップが全戸配布されましたので、感謝申し上げます。

それでは質問をいたします。

1. 吉岡町ハザードマップについて。

(1) ことし3月に全戸配布された吉岡町ハザードマップによりますと、指定避難所10カ所、指定緊急避難場所26カ所は掲載されておりますが、指定避難所に吉岡町保健センターが入っていないのはなぜか説明を求めます。

また、指定緊急避難場所のうち、自治会施設13カ所が地震災害に適していないとなっておりますが、地震災害に適していないと判断された経緯をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町災害ハザードマップについて、指定避難所と指定緊急避難場所について、廣嶋議員から質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

近年、東日本大震災を初め、日本各地において大規模な自然災害が発生している状況でありまして、吉岡町もいつそうした災害が発生するかわからないと考え、防災・減災対策として自助、共助の防災意識を高めるため、自治会を対象とした防災講演会の開催や、防災ガイド「吉岡町災害ハザードマップ」の全戸配布、また、災害時の情報伝達の一つである防災無線デジタル化事業の継続実施、そして、今年度2回目の実施を予定している消防防災総合訓練など、予算の範囲でできる限りの対応を行っているところであります。

町は、今後も、防災・減災対策の充実に心がけていきたいと考えているところであります。

なお、ご質問につきましては、町民生活課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問の吉岡町保健センターが指定避難所に入っていない理由につきましては、福祉避難所として利用を考えておりまして、指定避難所として掲載すると、一般の避難者が多数集まってしまうという考えのもとから、要配慮者の中でも特に医療の対応を必要とする方々の避難に影響が出てしまうことを考え、掲載を見送った次第であります。

次に、指定緊急避難場所のうち、自治会施設13カ所を地震災害に適していないと判断した経緯につきましては、新耐震基準が定められた昭和56年6月1日以降に建築された

建物は、耐震対策が施されていますが、それ以前に建築された施設は、耐震性が弱いのではないかと考え、各施設それぞれの建築年によって判断したところであります。以上でございます。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員より配付依頼の書類を配付していないので、ただいまより配付したいので、暫時休憩させていただきたいと思います。

午後2時27分休憩

午後2時28分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4 番（廣嶋 隆君） 吉岡町保健センターについては、医療機関係の避難所ということでご指摘がありましたので、確かに全員が入ってしまうと医療関係が崩れると思いますので、わかりました。

それでは、先ほどの自治会連合会の要望書1の回答では、指定緊急避難場所は耐震性のない施設では建物の中の避難を考えておらず、その施設の庭や広場に一時的に避難していただくとありました。建物が古くても、庭や広場が大きければ、指定緊急避難場所に指定されてもよいと思うわけですが、今後、再検討をお願いしたいと思います。

さて、26カ所全ての緊急避難場所を見て回りましたが、26カ所のうち13カ所に災害時避難場所、お配りした資料1、そういうプレートが掲示されておりました。これは、改正以降は指定緊急避難場所という表示が正しいのであり、この表現は不適切であります。早急に指定緊急避難場所に変更する必要があります。

また、標識プレートがない12カ所には、新たに指定緊急避難場所の標識プレートを設置する必要がありますが、説明を求めます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この質問に関しましては、町民生活課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご指摘の指定緊急避難場所の中には、施設のほかに避難が可能と思われる庭や広場もございますが、これにつきましては、災害種別等の兼ね合いもございまして、今後表示方法等を検討していきたいと考えます。

また、表示プレートの修正や設置ですが、毎年、予算の範囲で防災・減災対策に必要とするものを順に対応しているところでありまして、ご指摘の表示プレートの修正や設置についても、今後検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 災害ごとにどこの指定緊急避難場所に避難すればよいのかをすぐに判断できるようにするため、日ごろから周知が重要になってきます。それと、吉岡町災害ハザードマップでは、指定避難所と指定緊急避難場所の違いについての記載がありませんでした。これは大事なことでありますから、今後、この違いについて町民に対して周知を図る必要があると考えます。例えば、自治会を通して2つの違いを町民に学んでもらうというような機会を設けてもらったらいかがでしょうか。

次に行きます。

2番、全戸配布された吉岡町ハザードマップの指定避難所の表示順番ですね、資料2を見てください。ここに26カ所あるのですが、例えば、11の下野田地区の人が16の下野田地区、並んでいないです。13の上野田が21の上野田に来ています。24の大久保寺上が32の大久保寺上に来ています。このように編集するのではなく、自治会ごとに並べかえた資料3を見てください。これは、自治会ごとに並べかえた資料です。そうしますと、この資料を見ますと、小倉では、地震に対して15の集会所は×だけど、上中小倉集落センターは○だと。これを見ていただきますと、例えば、大久保寺上、ここは2つの集会所があります、24と32、これ2つとも×になっていますね。こうやって一目瞭然、わかりやすいと思います。このように、緊急避難場所として地震災害に対して適していない場所が13カ所あります。今後、資料を作成するときには、自治会ごとに区分するのが見やすいかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この質問に関しましても、町民生活課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 指定避難所と指定緊急避難場所の違いにつきましては、今年度実施する総合訓練におきまして、各自治会の町民の皆様にお知らせできるように考えているところでございます。

また、指定緊急避難場所の表示順につきましては、吉岡町地域防災計画が基本となっておりますので、それに合わせた次第でございます。

ご指摘の自治会ごとに編集したほうが住民にとって見やすいものになると考えられますので、今後、資料を作成するときや、地域防災計画、防災ガイド吉岡町災害ハザードマップの更新時には、自治会ごとの区分を考慮し、表示を検討したいと考えます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 確かに、これ比較していただければわかりやすいということで、今後対応していただけるということで、よろしく願いいたします。

次に、3番目、指定避難所建物7カ所の収容人数と設営用3カ所の収容人数はそれぞれにつき何人なのか、そして合計は何人なのかお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関して、町民生活課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 現在、地域防災計画に避難所5カ所の収容人数が示されております。

駒寄小学校が1,200人、明治小学校が1,500人、吉岡中学校が3,000人、八幡山グラウンドが3,000人、町民グラウンドが2,000人となっております。その他の避難所につきましては、今後、収容人数の精査を進め、地域防災計画の更新時にお示しをしたいと考えているところでございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ただいまお答えいただきましたが、社会体育館、コミュニティーセンター及び役場、文化センター等がまだ人数の確定ができていないということで、また、設営用のふれあい広場等も、ここはヘリコプターが離着陸しますので、設営に対してもかなり制限が出てくるのかなとは思いますが。

そして、4番目の質問になります。避難所を開設したら、そこにしばらくの間、人が住むための食料や飲料水、寝具などの物資が必要になります。備蓄状況と、何人分が何日分になるのかお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この質問に関しましても、町民生活課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問の備蓄状況ですが、現在、防災倉庫が町内の17カ所に設置されておりまして、このうち各自治会の施設に設置した防災倉庫の備蓄分を除いた役場、給食センター、明治小学校、駒寄小学校の合計の備蓄状況が、乾パン2,570食、アルファ米1万5,450食、パン900食、みそ汁300食、保存水3,720リットル、毛布510枚となっております。食料は全部で1万8,920食で、仮に5,000人となれば1日程度となっております。なお、備蓄品の不足を補うために、町は今後も災害時協定等を結び、食料や保存水等の提供による確保を進めたり、防災ガイド「吉岡町災害ハザードマップ」等で住民の方々に最低3日間の備蓄に努めていただくようお願いしているところであります。

また、備蓄品につきましては、毎年更新しておりまして、引き続き予算の範囲で備蓄品等をふやしていく考えであります。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今のお話ですと、5,000人で1日分の備蓄ということになりますが、これだと非常に足りるわけありませんね、最低でも人口は2万人を超えているわけですから。

それと、自治会に、確かに13自治会、おのおの備蓄倉庫がございます。それはそれで自治会が使って管理しているわけですが、今後も予算の都合等もあると思いますが、備蓄に関しては最低1万人分ぐらいの備蓄をしていただきたいと。そして、各家庭でも、私どもがやはり自分の身は自分で守る、自助の考えで家庭でも3日分ぐらいの備蓄をする必要があります。その辺についても、先ほどお話があった中で、指定避難所とか、指定緊急避難場所の違いの説明のときにでも、家庭に対して普及を図っていただければありがたいと思います。

続きまして、第1回吉岡町消防防災総合訓練が平成30年2月18日に八幡山グラウンドで実施されましたが、関係機関の参加で大規模な総合訓練となりました。公助を入れた訓練で、大変有意義でした。柴崎町長が所信表明の中でも触れた消防防災総合訓練の今後の予定と内容についてお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、町民生活課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 先ほど町長の話にもありましたが、ことし11月10日日曜日に、第

2回の消防防災総合訓練の実施を予定しているところでございます。

今回の訓練は、防災ガイド「吉岡町災害ハザードマップ」を使用して、災害が発生した場合の住民の避難と各自治会の自主防災組織の対応、消防団等の支援などが訓練となります。

また、今回の訓練は、訓練の準備段階において災害が起こったときに、各地域の住民が避難する一時避難場所や、指定緊急避難場所、指定避難場所の確認と、それぞれに避難する避難経路など、各自治会、消防団、町で協議しながら、災害ハザードマップに記載をし、それを訓練当日に一部実施するようなことを想定している状況であります。

具体的な内容につきましては、今後、消防団や自治会と協議しながら決めていくことにはなります。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 具体的な内容については、また今後検討するということですが、前回は、2月という寒い時期に実施した関係で、参加者が「大変寒い」を連発して、同じやるならもっといい時期にやってほしいという声はかなり上がっておりました。今回は、そういう意味では11月10日であれば安心ということで、まだ寒さは来ていないような気がいたします。よろしく願いいたします。

今後は、避難所を開設したときの運営訓練なども実施の中に織り込んでいただければと思います。

それと、資料3、皆さんのお手元にある自治会別資料3でございますが、この中で7つの自治会の防災倉庫の設置場所が地震災害時に適さない集会施設にあるため、今後検討が必要だと思いますが、この辺の見解をお聞きしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しまして、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 震災の場合に指定緊急避難場所がないこととなりますが、防災ガイド「吉岡町災害ハザードマップ」は、全戸に配ることを考えて作成しましたので、施設の安全が確認できるまでそうした施設に入らない、近寄らないというふうにしていただくために、表示はあえて「無し」としました。そして、先ほど議員の話にもありましたが、自治会の要望の回答では、そうした建物の中の避難は考えておらず、その施設の庭や広場に一時的に避難していただくように回答もしました。それは、自主防災組織でもあります自治

会長に、施設が倒壊したり、危険と判断された施設を回避して、庭や広場に誘導していただければ一時的な避難所になると考えたからでございます。そして、そのような考えを本年度実施する消防防災総合訓練において、防災ガイド「吉岡町災害ハザードマップ」を使用して、各自治会で災害時に一時的に避難する場所や指定緊急避難場所、指定避難場所の対応について協議していきたいと考えているところでございまして、防災倉庫については、そういった考えで現状はその施設に設置というふうな考えであります。また、今後、その辺は検討していかなければとは思っているところでもあります。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） そうですね、資料3を見ていただければ、小倉15集会所は防災倉庫があるにもかかわらず、地震の対応はされていない。同様に、下野田の下野田集会所も同じです。北下の北下東部住民センターも防災倉庫はある。同じく、南下の木戸集落センター、そして、大久保寺下の大久保集落センター、大久保寺上の三津屋田端公会堂、駒寄住民センターなどが地震に対して×、だけれども防災倉庫があると。これは、前に赤十字のほうから防災倉庫を設置するというようなお話があつて、各自治会もそのときまではこういう資料がなかったものですから、じゃあここに設置すればいいだろうという自治会もあったように覚えております。ですから、今後は、これは一つのテーマだと考えて、変えられるものはちゃんと対応したところに防災倉庫を設置、移動するなりしていただきたいと思えます。

次に、5番目、国土地理院のホームページの中に、指定緊急避難場所の全国データがあります。群馬県で検索しますと、35市町村のうち1市4町2村が未掲載になっており、吉岡町で検索しますと、内容が2017年2月22日に登録されたまま更新されておられません。掲載内容は今回配布された吉岡町災害ハザードマップと違いがあるので、このあたりを今後どう対応するのかお伺いたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、町民生活課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問につきましては、防災ガイド「吉岡町災害ハザードマップ」に掲載しているものが最新のものでありまして、現在、国土地理院のホームページの中の指定緊急避難場所については、更新の手続きを進めているところでございます。以上でございます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 更新の手続、現在進行中でありまして、いつまでという確認は現在とれておりません。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） なるべく早く対応していただきたいと思います。

それでは6番目、吉岡町13自治会には自主防災組織が結成されておりますが、災害時には自助・共助の力が大変重要になります。そこで、災害発生時に地域のリーダーとして活動できる防災士や防災介助士、または自主防災リーダーの認定者は町内に何人いるのか。そして、吉岡町として防災士資格取得の費用の助成ができるのか。そして、自主防災リーダー養成講座を開講する用意があるのかお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、町民生活課長に答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 吉岡町では、自主防災リーダーの講習や認定は現在行っておりません。毎年、県が開催するぐんま地域防災アドバイザー防災士養成講座の希望者を各自治会を通して募集していきまして、今年度においても実施する予定であります。この防災士養成講座は、平成29年度より開始されまして、防災士の資格を取得された方は、現在6名いらっしゃいまして、なお、個人で資格を取得された方については把握できておりません。

また、地域防災・減災のための人材育成は、地域防災力の向上につながるものと考えておりまして町といたしましても、今後、自主防災リーダーの養成講座が開催できるかどうか検討していきたいと考えております。

また、補助等についても検討をしていきたいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） NPOの法人日本防災士機構によりますと、防災士はことし4月現在、群馬県で1,637名、全国で17万3,611名が取得しているとあります。今のお話ですと、群馬県1,637名のうち、個人を除いて6名が吉岡町に防災士としているということになりました。ありがとうございます。

今後は、町も検討して、資格者をふやしていただきたいと考えております。

次に、7番、第5次吉岡町総合計画の「安全・安心よしおか」プロジェクトの主な事業に「自治会の地域防災体制の支援」とありますが、今まで自治会に対してどのような支援をしてきたかお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、町民生活課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 今まで自治会に対して自主防災組織の設立の支援や、各自治会に防災倉庫の設置と備蓄品等の配布、自主防災組織の活動費補助金、各自治会で実施される防災訓練に消防団や講師等の派遣や備蓄品の提供等の支援を行ってきたところでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 平成28年度からの第5次吉岡町総合計画後期基本計画では、自主防災組織による活動を支援するとともに、講習会などを実施し、防災知識の習得や機運を図るとあるので、いろいろな実施に向けて今後お願いしたいと思います。

次に、吉岡町自主防災組織活動費補助金は、年間2万円が限度で、吉岡町自主防災組織防災用資機材整備費補助金は年間3万円が限度となっております。各自治会は備蓄品や資機材購入に苦慮しておるところであります。

そこで、自治会の地域防災体制を充実するために、限度額の改定についてお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、町民生活課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問の補助金は、地域における自主防災組織の活動の促進を図るものであります。町といたしましても自主防災組織の活動を促進し、住民の安全・安心につながりたいと考えております。

しかし、予算の関係もありますので、補助金の限度額等につきましては、関係部署と協議しながら検討していきたいと考えます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 何をやるにしてもお金がかかるわけで、それは予算という枠がありますので、今後また十分に自主防災活動が円滑に進むようにするためには、いろいろな物資等が自治会で必要になりますので、その辺の検討もあわせてお願いしたいところです。

そして、8番目ですが、町民一人一人が取り組むこととして、自分の身は自分で守る自助です。防災意識を持ち、家具や家電の固定やガラス飛散防止などに取り組み、食料品などの物資備蓄をするなど、家族の命と財産を守るための出前講座等を各自治会の防災訓練等に防災知識の習得や普及を図るため、町の職員を講師などとして派遣するなど、人的支援についてお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましても、町民生活課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 各自治会の実施する防災訓練に対しまして、先ほども話しましたが、備蓄品の提供や南分署、消防団といった関係の方々を派遣する、または専門知識を持った方々を講師として派遣するなどの対応をしているところでございます。

今後も自治会の依頼により、できる限り支援していく考えであります。

また、議員おっしゃるとおり、職員も防災知識の習得に努め、対応できるように検討していきたいと思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 確かに、私ども町民及び自治会の人たちだけが取り組むのではなくて、知識として町の職員の人も講習等を受けて、十分な知識を身につけていただければと思います。

続いて、2番目の質問に入ります。

2. 地震による学校対策と大津市の事故を受けての対策について。

(1) 平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする地震で小学校プールのコンクリートブロック塀が倒壊し、小学生が下敷きとなる事故が発生しました。吉岡町はこの事故後、学校ブロック塀にどのような対策をとったのかお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 2番目としまして、地震による学校対策と大津市の事故を受けての対策

について。学校ブロック塀の対策についてということで質問いただきました。

このことにつきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡町では、平成30年6月18日に発生した地震を受け、急遽、町内小中学校において安全点検を実施しました。その結果、明治小学校、駒寄小学校ではブロック塀等の危険箇所は認められませんでした。吉岡中学校の北及び東側に設置されているブロック塀については、安全性の確認がとれなかったことから、教育委員会では危険解消を目的として緊急的にブロック塀の改修工事に着手し、同年9月に完成したところでございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 吉中に関してはブロック塀を改修したということです。小学校に関しては危険な箇所がなかったということですね。

2番目なのですが、その後、ブロック塀の改修だけではなくて、通学路の安全確保のためにどのような対策をとったのかお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件につきましては、産業建設課長、また教育委員会事務局長、それぞれ答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 産業建設課では、明治・駒寄両小学校区の通学路沿線のブロック塀緊急点検について、事故直後の6月21日、26日の2日間で実施をしております。

点検は、群馬県・県土整備部建築課作成の「ブロック塀等の簡易点検表」に基づき、検査経験を積んだ嘱託職員と担当職員により通学路現地確認し、実施をしております。点検内容については、クラックや塀の傾きの有無など、目視を中心に塀の揺らぎを確認しながら、地面からの高さがおおむね1.2メートル以上のブロック塀を対象に16カ所の点検を行っております。このうち改善の必要があると考えられるブロック塀が7カ所確認され、口頭や文書で改善のお願いをした結果、3カ所については改善されていることを確認しております。残りの4カ所につきましても引き続き状況確認を行いながら、改善をお願いしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 学校ではPTA活動として通学路の安全点検に取り組んだほか、児童生徒が通学路等で高いブロック塀等の脇を通る際には、十分注意することなどの安全指導を行ったところでございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今のお話ですと、改善の必要がある7カ所に対しては、3カ所が改善され、及び4カ所についてはまだ未定と。公共の建物であれば町の予算で改善はできますけれども、私的なものについては、そこの持ち主が誠意をもって改善しなければ、これは改善されないと思います。なかなか難しい点があると思いますが、引き続き残り4カ所については説得できるようよろしくお願いいたしますと思います。

過去の震災においても、倒壊したブロック塀による被害が発生しております。ブロック塀は建築基準法による構造等について細かく定められておりますが、これらを守らずに施工したり、老朽化したブロック塀は地震発生時に倒壊の危険性は高く、人的な被害のおそれがあるほか、避難や救助活動の妨げにもなります。そして、町民一人一人が自宅のブロック塀の点検をする必要があると考えます。

最後に、大津市の園児死傷事故を受けての対策について。

最近、車同士の衝突や単独事故により、園児や児童が巻き込まれる事故が多発しております。4月21日神戸市三宮駅前でのバスの事故、4月19日東京池袋での暴走事故、5月8日の大津市交差点での衝突事故等により、とうとい命が多く失われました。上毛新聞によりますと、5月20日、渋川市では、大津市の園児死傷事故を受け、市内の保育所や幼稚園などの周辺道路で緊急安全対策を講じると発表しました。町としては、事故を受けてどのような対策を講じたのかお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件につきましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 町では、小学校の通学路の安全対策として、吉岡町通学路交通安全プログラムを平成28年3月に策定し、毎年、各小学校PTA間の道路改善等の要望書に基づき、町の道路担当と関係機関である渋川警察署、町教育委員会及び町内小学校と連携して危険箇所の合同点検や安全対策を講じておるところでございます。

今回の事故を受け、保育所や幼稚園等の関係機関にも吉岡町通学路安全推進会議のメン

パーに入るための調整を進め、保育園や幼稚園の周辺道路における危険箇所等について、小学校区の通学路と同様に危険箇所の把握に努め、合同点検及び安全対策を講じていきたいと考えております。

また、新聞報道にもありましたが、国の動向によっては、緊急的に合同点検ができるような体制づくりを関係機関と整えつつ、連携を密にして情報共有を図っていききたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） こういう事故は、防ぎようがない事故も当然あるわけで、ただ、安全面で鉄のポールを立てるとか、いろいろ保護施設を建てるとかによって、回避できる場合もありますので、その辺、今後十分に、また合同点検などを踏まえて研究していただきたいと思えます。

最後になりましたが、昨年6月の一般質問で富岡大志議員から登下校時の交通安全対策に関して、横断歩道の路面標示が見えにくい、消えかかっているという指摘がありました。その後改善されたのかお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件につきましては、産業建設課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） ご指摘の箇所は、吉岡バイパスの中島信号機付近の路面標示でございます。渋川警察署の対応により、昨年12月に施工が完了しております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 施工が完了したということで、ありがとうございました。ただ、こういう標示は時間や何かがくればまた消えてしまいますので、今後、また指摘等があったときには、早目の対応を期待したいと思います。

時間が少々余っておるんですが、以上で4番廣嶋の一般質問を終わらせていただきます。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されていまして一般質問は終了しました。

明日は、3人の一般質問を行います。

散 会

議 長（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

午後3時09分散会

令和元年第2回吉岡町議会定例会会議録第3号

令和元年6月7日（金曜日）

議事日程 第3号

令和元年6月7日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
7番	五十嵐 善 一 君	8番	村越 哲 夫 君
9番	坂田 一 広 君	10番	飯島 衛 君
11番	岩崎 信 幸 君	12番	平形 薫 君
13番	小池 春 雄 君	14番	山畑 祐 男 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	笹沢 邦 男 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	教育委員会事務局長	小林 康 弘 君
上下水道室長	中澤 早 人 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

一般質問の通告のあった7人のうち、本日は3人の通告者の一般質問を行います。

お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

6番金谷康弘議員を指名します。金谷議員。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君登壇〕

6番（金谷康弘君） 6番金谷です。それでは、議長への通告に従い、一般質問を行います。

まず最初に、柴崎町長就任おめでとうございます。そしてまた、一昨日、副町長、教育長に就任しました野村氏及び山口氏、就任おめでとうございます。三役のこれからのご活躍祈念いたします。

それでは、最初の質問です。

1、都市計画関連。

①「林道栗籠・井堤線によるデ・レイケ堰堤自害沢9号の保安全性は」です。

デ・レイケ堰堤に関しては、前回第1回定例会にて質問させてもらったものですが、確認事項がありますので、再度質問します。

前回の質問、現在工事が進んでいる林道栗籠・井堤線ですが、デ・レイケ堰堤の自害沢9号堰堤を横切るみたいです。どのような位置関係なのでしょう。

「自害沢9号堰堤の保安全はなされているのでしょうか」の質問に対して当時の石田産業建設課長答弁、群馬県からの出向なので、今は県に戻られていますが、いわく「自害沢9号堰堤から約10メートル地点であり、それも路線選定においては影響がないように計画されている」とのことでしたが、工事を進めるに当たり支障が出てきたとの話を聞きました。それは、林道栗籠・井堤線が南側から来て、自害沢に急に落ち込み、自害沢はボックスカルバートにて横断し、そして急に駆け上がるということで、ボックスカルバート両サイド、水上・水下側に現場打ちコンクリート擁壁を設置とのこと。しかも、自害沢を横断して駆け上がるのに勾配を和らげるためだかわかりませんが、自害沢を横断してすぐに左カーブしているため、また下り込むにも左カーブなので、水上側の現場打ちコンクリート

擁壁はI型でなく、コの字型になってしまうため、自害沢9号堰堤に余計に接近してしま
います。これにより、自害沢9号堰堤に当たるおそれがあるかもしれないとなったとのこと
ですが、実際現状はどのようなのでしょうか。町長、お尋ねします。

町長も以前、議員をされていたときは、デ・レイケ堰堤の清掃活動に参加したり、講演
を聞きに行ったりして、デ・レイケ堰堤の土木遺産的価値を認識し、その保全の必要性を
多分に感じているものと私は認識しますが、町長のデ・レイケ堰堤に対する認識、考えの
ほどもお聞きしたいと思います。町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

議会2日目、きょうからあすと7人の議員より一般質問、そしてきょうは2日目の挨拶
ということでございますが、本日も精いっぱい答弁をさせていただきます。

金谷議員からデ・レイケ堰堤の保全についてご質問いただきました。答弁させていた
きます。

なお、金谷議員におかれましては、この2日の日曜日、デ・レイケ堰堤の確認調査、ま
た清掃活動大変ご苦労さまでございました。精力的に自主活動する、敬意を表したいと思
っております。

さて、デ・レイケ堰堤につきましては、質問の中にもあったとおり、私も清掃活動や講
演会を通して存在を確認、承知しているほか、明治時代から榛名山麓の治山・治水事業に
大きな功績を残したオランダ人技術者として理解しております。現在もその遺構は当時の
まま残されているものも多く、今も現役の防災・減災施設であり、歴史的にも価値のある
ものと認識しております。

今回、開設予定の林道脇にあるため工事に当たり細心の注意を払うことはもちろん、万
一支障を来す場合には、工法等の変更も視野に事業を進めてまいります。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 現状はいかがな、今のところどんな状況なのでしょうか。お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 答弁につきましては、担当課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 詳細設計につきましては、これから進めるところでございますが、工

事につきましては、擁壁等も含め、堰堤保全に支障のない施工方法を採用していればと
考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） これから設計ということで、よろしくお願ひします。

少し細かな質問をしたいと思ひます。見かけ上のコンクリート擁壁は、デ・レイケ堰堤
自害沢9号には支障のないように見えても、工事を實際施工するときには根入れの状況に
よっては余掘り部分を大きく掘らなければなりません。深くなれば深くなるほど、そして、
まして現場打ち擁壁ですから、配筋・型枠などの施工です。余掘りが大きくなります。ま
た、擁壁の底部の構造にもよっても大きくなります。例えば擁壁の底部が逆T字型なのか、
L型なのかによっても変わってきます。まして自害沢9号堰堤は土砂に埋もれているため、
實際の大きさなどが把握できません。そのような状況下にて、どのように保全が保たれる
のかちょっと不思議ですけれども、現場の現状をよく調査して設計をしていただきたいと
思っておりますが、町長、よろしくお願ひいたします。

これの設計ということなのですが、ちょっと私理解に苦しむところがあります。支障が
ないから保全が保たれるかといつて、デ・レイケ自害沢9号堰堤のすぐ脇を横断する必要
があるのかということです。今となつては、下り込む林道の路盤工が自害沢脇まで完成し
ているようで、路線の変更は厳しいかと思ひますが、私が3月の第1回定例会でデ・レイ
ケ堰堤9号と林道栗籠・井堤線との位置関係と保全に関して一般質問したときは、下り込
む林道の工事着手する前だつたと思ひますが、その時点において少し10メートルぐらい
ですか、東側に路線を振れば、このような懸念事項は防げたのではないかと思ひます。1
0メートル東側に振つても公図上にて路線が筆をまたぐことや筆を越えることはないよう
ですが、そこの見きわめが甘かつたように見えて仕方ないのですが、それとも路線の図面
ができ上つていて、路線変更ができなかつたとのことなのでしょうか。町長、その点につ
いてお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましては、担当課長より説明させます。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 計画の見きわめということでございますが、計画路線につきましては、
デ・レイケ堰堤も考慮した上で支障がないという認識で設計をしております。堰堤保全に
配慮し、一日も早い林道開設に向けて事業を進めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 路線を決める前に事前に現地調査なり、施工しやすい場所とか、無駄な経費をかけないようにだとか、考慮して路線決定をされると思いますが、その時点において地権者の方や地元の方に聞き取り調査などはしていなかったのでしょうか。

自害沢にはデ・レイケ堰堤があるということは認識していたと思いますが、私がある場所にデ・レイケ堰堤があるということを知ったのは、その地権者である前議員の馬場議長さんから「金谷議員はデ・レイケ堰堤についていろいろと調べているようだが、私の家の近くにもあるようだ。デ・レイケ堰堤かどうかわからないけど」ということで、話を聞いて、それでは案内してもらえますかと言って、案内していただき、見たのがまさにデ・レイケ堰堤自害沢9号でした。というのは、国交省利根川水系砂防事務所の塚田さんが、昭和62年ごろ調査した資料を見ると、写真が現状と同じだったからです。

このように路線決定時に現地の方の聞き取り調査をしたのか、しなかったのか。していれば路線決定時での回避が可能だったのではないかと思うのでありますが、町長お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件につきまして、担当課長より説明させます。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 現地調査についての聞き取りでございますが、地元の方への聞き取りなどの処置は特段とっておりませんが、基本設計の段階で石積遺跡の存在は確認できており、それを踏まえて支障のない路線を決定した経緯がございます。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） わかりました。

ところで、ことしになって2月26日ですが、吉岡町役場2階大会議室にて、デ・レイケ堰堤を守り生かす勉強会が開催されました。参加関係機関としては、国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所調査課長、係長、群馬県では環境森林部森林保全課治山係長、県土木整備部砂防課砂防整備係技師、渋川森林事務所次長、第1・第2係長、渋川土木事務所所長、次長、係長、吉岡町では産業建設課石田課長、大澤都市建設室長、斎藤産業振興室長、教育委員会では小林教育委員会事務局長、深谷生涯学習室長、榛東村では建設課、教育委員会、そしてボランティア団体として榛名山麓のデ・レイケ堰堤を見守る会

の大林会長と顧問の私、金谷が参加した勉強会ですが、そのときに国交省関東整備局利根川水系砂防事務所より提出されたデ・レイケ堰堤の調査資料ですが、すばらしい資料です。昭和61年から数年にかけて砂防事務所の塚田さんが調査し、まとめた資料と後に砂防事務所が全般的に取りまとめ、文化財的評価した資料などがあります。この資料をこの4月から産業建設課長になられた笹沢課長にぜひ見ていただきたいのですが、また、新しく町長になられた柴崎町長にも資料を提供して見ていただき、デ・レイケ堰堤のすばらしさを認識していただければと思いますが、町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 資料についてはまだ見ておりませんが、課長ともども後ほど拝見して勉強させていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 町長とともに後ほど拝見させていただき勉強をさせていただければと思います。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ぜひよろしく願いいたします。

また、勉強会には小林教育委員会事務局長も参加され、勉強会の最後にデ・レイケ堰堤自害沢3号を見学に行った経過があります。勉強会に参加し、実際デ・レイケ堰堤を見て、国土交通省砂防事務所の貴重な資料を見て、感想、認識度はいかがでしょうか。今すぐ教育行政に利用という質問でなく、あくまでも感想、認識度ですが、小林教育委員会事務局長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） デ・レイケ堰堤についての感想はというご質問でございますが、勉強会に私が参加してみて感じたことは、そこに普通に存在している100年以上前に築かれた堰堤が、多分その機能を保ち続けたまま、今でも地域の荒廃を守ってくれているということを実感したということに尽きるのではないかと思います。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。

3月の第1回定例会に質問した内容で恐縮なのですが、柴崎町長にかわられたと

いうことで確認したく、柴崎町長にお尋ねします。

この4月に施行、改正された文化財保護法ですが、趣旨としては、過疎化、少子高齢化などを背景に文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要。このため地域における文化財の計画的な保存、活用の促進や地域文化財保護行政の推進の強化を図るというものであり、私はこの改正された文化財保護法の内容を認識し、デ・レイケ堰堤の文化財観点よりの保存に向けた要望をしたものでした。その答弁にて、石関前町長は、「来年度以降に示された」、3月の定例会なのでご了承ください。「県の文化財活用の基本的な方針を踏まえ検討することになるかと思っている」と、小林教育委員会事務局長は、「この改正文化財保護法には、地域における文化財の総合的保存活用を図るため、都道府県では文化財の保存活用に関する総合的な施策の大綱を策定でき、それに対して市町村は都道府県の大綱を勘案して文化財の保全・活用に関する総合的な計画である文化財活用計画を策定し、国の認可を申請できるものとされています。ただいま町長からの発言もありましたが、町としては来年度以降に検討することになる文化財活用計画などの中でこれに触れていくのではないかと考えているところでございます」と石関前町長、小林教育委員会事務局長ともに非常に前向きといいましようか、前向きのなどでもいいましようか、答弁をいただいております。

柴崎新町長におかれましては、いかようにお考えになりますか。ご答弁願います。私は改正された文化財保護法、文化財の滅失や散逸など、防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活用しつつ、地域総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要。このため地域における文化財の計画的な保存、活用の促進や地域文化財保護行政の推進強化を図る。この趣旨にデ・レイケ堰堤はまさに当てはまるものと認識しています。

3月の定例会にては、柴崎町長は議員席5番にて私の一般質問をよく聞いていただいたことと思います。

また、改正された文化財保護法の資料は議員皆さんに配付してありましたので、よくご理解されているものと思います。

柴崎町長、改正された文化財保護法、いかように認識しますか。お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本遺跡は、町に存在する遺跡の一つでもあり、とても価値のある産業土木遺産であると認識しております。加えて、現役の防災・減災施設としての機能を有し、文化財的、教育的価値が大いに見られるものであると昨年ご一緒にクリーン作戦、また調査活動に参加させていただいて、体感をさせていただいたところでございます。

また、町では先ほど議員からお話のあった前回の答弁同様、町では来年度以降に示される県の文化財保存活用の基本的な方針を踏まえ、検討することになる文化財保護活用計画の中などで触れられるのではないかと考えているところでございます。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） よろしく申し上げます。

今現在、私が所属する榛名山麓のデ・レイケ堰堤を見守る会では、渋川土木事務所、渋川森林事務所の協力のもとにデ・レイケ堰堤のクリーン作戦を行っています。荒れ放題の堰堤の清掃活動が主ですが、林道栗籠・井堤線脇のデ・レイケ堰堤自害沢9号のクリーン作戦も計画しております。

国土交通省利根川水系砂防事務所の資料には、この9号堰堤は土砂に埋もれているため、資料は写真でしかなく、規模などの資料がございません。よって、今回のクリーン作戦にて、土砂で埋没している両サイドの概要を調べたく部分的に土砂の撤去も考えております。あくまでも平面的でしかありませんが、少なくとも幅等の確認ができるのかなと考えております。このことは、国土交通省関東整備局利根川水系砂防事務所にもお話ししており、非常に興味を持っていただき、クリーン作戦終了後にはぜひ連絡をいただき、確認したいとのことつけ加えておきます。

なお、このことは、町の林道工事に絡むので、当然町産業建設課との調整はできておりますので、その旨もつけ加えておきます。

私は、このデ・レイケ堰堤を防災的観点より治山、砂防、文化財観点より土木遺産、近代遺産、教育的観点、防災・減災教育よりの保存、施設整備を望み、ひいてはハイキング、トレッキング、憩いの場として総合的な立場にて吉岡町の地域振興に結びつけられればと考えております。

幸か不幸かわかりませんが、林道栗籠・井堤線が開通すると、デ・レイケ堰堤自害沢9号は、公道から一番近いすぐ脇のデ・レイケ堰堤となります。今、渋川土木事務所には、榛東村八幡川のデ・レイケ堰堤に上げているような案内を打診しているところであります。

最後に、吉岡町としてはいかように考えるか、柴崎新町長に見解を求めます。具体的になく総合的観点からで結構ですので、町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件につきましては、総務課長のほうより、担当課長より説明させます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） デ・レイケ堰堤につきましては、私も議員の皆さんと講演会等々でお会いした機会もございまして、また、私の生まれた場所もデ・レイケ堰堤のすぐ近所ということで親しみの深いものと認識しております。

町といたしましては、榛東村の八幡川、河川区域の中にデ・レイケ堰堤は存在しております。しかしながら、吉岡町にあるデ・レイケ堰堤は大半が民地に存在しております。そんなこともございまして、地権者皆様方のご協力もさることながら、地域の宝として皆様方の活動をより多く知っていく機会が広まっていくことによって少し時間はかかるかもしれませんが、総体的なところでこの近代的な遺産として認識されていくことが理想ではないかと考えております。

以上です。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 産業建設課でございますが、今後、林道栗籠・井堤線が開通した折には、遺跡の存在が明示できる方法を看板などの設置も含めて検討をしてみたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

デ・レイケ堰堤は以上にして、次の質問に移ります。

1、都市計画関連。

②駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業の進捗状況です。

この事業、町の人からよくいつごろ完成するのかよく聞かれます。令和2年の秋ごろの予定が少しおくれそうですとお話をしているところですが、本年度一般会計予算、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業予算3億4,300万円、町の工事は完了、残りはネクスコ東日本のランプ部の本体工事、橋梁工事とのことですが、本体工事の入札が不調とのことも聞いており、大分おくれしている状況であるようでございます。現状でのこの進捗状況はどのようなものなのでしょうか。町長、お尋ねします。上り線、下り線に分けてのご説明、そして完了のめど、よろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業は、前橋市、吉岡町でやれることは全て実施し、残すはネクスコ東日本による本体工事を残すのみとなり、4月の業者選定に向けて手続を進めていると3月の議会で回答しております。

入札の不調が続きましたが、現在、ネクスコ東日本において、契約手続中と伺っております。

また、工事に関しては、上り線、下り線ともに発注をしていることも伺っております。

駒寄スマートICでは、既に車両が通行しているため、その交通を維持しながら工事をいう技術的にも、工程的にも、施工条件的にも非常に難度が高いものになり、ランプ部に新しいETCゲートをつくり、そこを通行させながら現在のETCゲートを撤去するなどの工程のステップとなります。

令和2年度中の供用開始、完成を目指しており、今後も引き続き吉岡町、前橋市、ネクスコ東日本、その他関係機関との連携を図ってまいります。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。

駒寄スマートインターチェンジは、榛名山と赤城山の間地点で、そして上武道路にも直結できるという利点があり、大型車対応化になれば、観光、物流、交通の拠点になり、道路網の未熟さが露呈されるのではないかと危惧させます。

昨年第4回定例会の石田産業建設課長答弁では、「駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業の期待される整備効果は、産業の活性化、観光の振興、防災機能の強化及び災害時救援活動の迅速化であり、さらに駒寄スマートインターチェンジの東周辺での大型商業施設などの進出は、吉岡町の地域力向上に大きく寄与するものであると考えております。これら今後の吉岡町にとって大変重要な事業でありますので、着実に前へ進めていきたいと考えています」と言っております。

駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業の進捗状況関連としまして、まずは周辺に検討中のバスターミナル計画の様子からお尋ねしたいと思います。町長、お願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましては、担当課長より説明申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 駒寄スマートインターチェンジ及び新商業地と連携した高速バス専用及び路線バス兼用のバスターミナルとパーク・アンド・ライド駐車場の配置について、バス事業者などの関係機関の意見を踏まえた計画案を検討するため、概略検討業務を行ってまいりました。

駒寄スマートインターチェンジ東側に概略検討を行った結果、バス事業者からは「上り線、下り線ともに近い位置が好ましい」との意見や「高速バス専用のバス路線としての計画は難しい」との意見がございました。

今後、駒寄スマートインターチェンジ周辺が大きく変化する中で、このバスターミナル計画は、バス事業者の参入意向が何よりも重要となってきます。社会情勢の変化に注視をしつつ、公共交通のあり方も検討してまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 非常に難しいとのことですが、今後ともよく検討していただきたいと思っております。

同じく駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業の進捗状況関連としまして、先ほど前石田産業建設課長の昨年第4回定例会の中において、答弁に「大型商業施設ジョイフル本田の開発は、駒寄スマートインターチェンジに直結するという抜群の立地状況から、県内外から年間600万人以上の集客が見込まれるとのことでございます。町では、この期待される交流人口の増加を最大限生かせるよう、町の観光、物産情報の発信機能の強化や特産物などの売り場の確保に向け、ジョイフル本田との協議を進め、ジョイフル本田のほかの店舗の実例を参考に常設スペースの確保やイベントの開催などについても検討しております」と言っております。半年以上たちましたので、その後の経過説明、進捗状況の説明を求めます。町長、お願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 地域資源を生かした交流・まちおこし機能として、県内市町村における地域農畜産を県内外に情報発信する場を提供するとともに、上州吉岡の地粉文化を飲食などを通じて発信、体験する施設を計画しており、県内外からの利用者や駒寄スマートインターチェンジを利用する観光周遊客に体験型、体感型などの高い付加価値をつけた地場産業の提供を地域団体とともに検討をしてみたいと考えておるところでございます。

また、グリーンツーリズムの拠点化として、町並びに周辺市町村の制度をより広く、多くの方に知ってもらえるような場所と機会を提供していく予定でございます。

今後は具体的な協議をジョイフル本田とともに進める必要があると考えておるところでございます。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） よろしくお願ひいたします。

吉岡町にはJRの駅はありません。ですが、関越自動車道の駒寄スマートインターチェンジがあり、今や大型車対応化となります。この地の利を生かすも殺すも吉岡町の旗振り次第です。新しく町長になられた柴崎町長、そして新しく産業建設課長になられた笹沢課長の手腕にかかっていると云っても過言ではありません。最大限の有効活用をお願いして次の質問に移ります。

次の質問といってもジョイフル本田、農政協議の進捗状況ということですが、駒寄スマートインターチェンジの東です。前の関連といえば関連ですが、今や吉岡町町民の最大の関心事はジョイフル本田がいつごろできるのかだと思ひます。いや、吉岡町町民だけでなく、吉岡町周辺の住民にとっても同じだと思ひます。

前の質問でも言ひましたが、前石田産業建設課長、昨年4月の定例会答弁「駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業の期待される整備効果は、産業の活性化、観光等の振興、防災機能の強化及び災害時救援活動の迅速化であり、さらに駒寄スマートインターチェンジの東周辺での大型商業施設などの進出は、吉岡町の地域力向上に大きく寄与するものと考えております。これら吉岡町にとって重要な事業でもありますので、着実に前へ進めたいと考えております」と言ひております。

二度も恐縮ですが、私は駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業並びに東側周辺の開発は、今後の吉岡町の将来を大きく左右するものと捉えております。是が非でもなし遂げなければならぬ課題だと認識してあります。まずは新しく町長になられた柴崎町長並びに笹沢産業建設課長、この事案に関する見解を求めます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） ジョイフル本田の計画概要等々につきましてなんですけれども、本日の開催予定の全員協議会において詳細を説明させていただく予定になっておりますが、用途地域の都市計画の決定は、夏ではなく、年内を目標に県との協議を進めてあります。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） この事業につきましては、これまで取り組んできました吉岡町の事業の中におきましても最重要案件と捉えてあります。この認識のもと、進んでまいりたいと考えてあります。

以上でございます。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 進捗状況は次に質問する予定だったんですけども、一応この事業に対する考えをちょっと町長に述べていただきたかったのですが、結構です。

それでは、核心に入りたいと思います。

ジョイフル本田の農政協議の進捗状況です。これも昨年の第4回定例会、12月4日に町長に大型商業施設開発の進捗状況について一般質問したのですが、前石関町長答弁、「大型商業施設ジョイフル本田の開発事業に関して、受け皿づくりにかかわる各種手続の内容、現状、今後の見込みについてですが、具体的な協議内容としては農政協議、都市計画手続協議となります。この各協議などの流れは、都市計画（案）の作成、県及び国との農政協議、都市計画変更手続の着手、県国土利用計画審議会、土地利用基本計画の変更、都市計画変更手続の完了、都市計画決定となります。先ほど申したとおり、このもろもろの事業が今着々と進んでおります。よりよい方向に向かっているのかというように私は思っています。現状についてですが、都市計画（案）の作成についてはおおむね完了し、当該地区の農振除外に向けた農政協議を進めているところでもあります。今後の見込みについては、協議が調い次第、都市計画変更手続に着手し、来年度の上四半期、4月から6月で県土地利用計画の変更、夏ごろまでに都市計画変更手続、都市計画決定を見込んでおります」との答弁でした。今現在6月です。予定どおり進んでいて、県土地利用計画の変更手続中で、夏には都市計画決定しそうですね。町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどは大変失礼しました。この事業につきましては、自分も最重要案件の一つとして取り組みを進めていきたいと思っております。

また、先ほどお話しさせていただきましたように、本日開催の全員協議会で改めて詳細を説明させていただきます。

また、用途地域の都市計画決定は、夏ではなくて、年内を目標に県との協議を進めているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 夏ではなくて今年度中ということで、詳しくは私の一般質問でなく、このきょう終わった後の、一般質問が終わった後の全員協議会で詳しく説明があるということで、仕方がないので、後でまた詳しく話を聞きたいと思っております。

昨年12月の定例会で、前石関町長の答弁は、私が一般質問した前日、12月3日の県

議会での前高橋県議が一般質問、「当該箇所の用途地域設定の進捗状況や今後の見込みについて伺います」に対して、前中島県土整備部長答弁、「スマートインターチェンジ周辺におきましては、大型の民間開発が具体化しましたことから、吉岡町では町全体で建物用途の混在や住宅地などの乱開発などの問題が起こらないように、都市計画マスタープランに基づいてスマートインターチェンジ周辺の都市計画法に基づく新たな用途地域や特定用途制限地域、都市計画の設定を進めているところでございます。現在、新たな用途地域を設定する区域につきましては、農業振興上の支障の有無についての協議を県農政部と行っているところであり、協議が調えば平成31年の夏をめどに用途変更を設定する予定でございます」との答弁の内容を精査し、前石関町長が次の日の私の一般質問に答えたものですが、県のその部門のトップが県議会で質問に対して答えたということは、相当の協議が進み、裏づけがとれたからとの答弁と私は認識しているだけに理解に苦しみます。

また、県議会での前高橋県議の質問、「開発を踏まえたまちづくりについては、県がどのような助言をしているのか」の質問に対し、前中島県土整備部長は、「県では無秩序な乱開発を抑え、将来インフラ等の維持管理や生活環境の保全に大きな影響が生じないよう住宅地の拡散や工場と宅地の混在を抑制するため、具体の土地利用規制や誘導方策についても助言しているところでございます。現在、吉岡町では県の助言を受けまして、用途地域の設定に加えまして、具体の土地利用規制、誘導施策として、特定用途制限地域や地区計画の導入を進めているところでございます」との答弁があります。ということは、吉岡町は県と協議・助言をいただき、必要な手続、作業など、もろもろ去年のうちから同時進行で行い、ことし夏ごろの都市計画決定に向け、準備作業を行ってきたものと思いたいのですが、手落ちがあったのでしょうか。町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましては、担当課長より説明申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 都市計画の変更手続に手落ちがあったのではないかとのご質問でございますが、手落ちはございません。農林調整において協議事項の整理や資料作成などにより、当初より数カ月おくれておる。これが原因でございます。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） わかりました。

夏ごろに都市計画決定され、年内に農転が可能になり、翌年1月1日付で雑種地、宅地

の確認ができれば4月からの固定資産税の課税対象の運びとなると思います。この流れは間違いないかと思いますが、財務課長、間違いないでしょうか。

また、12ヘクタール強の農地が雑種地、宅地になると固定資産税はどのぐらいになるのでしょうか。ざっとでよろしいので、財務課長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件につきましては、財務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 賦課期日現在である1月1日時点での現況を確認し、現地が雑種地や宅地であることを確認できれば、金谷議員のおっしゃるとおり、農地転用以後の課税の流れについては間違いございません。

また、土地の固定資産税に関しましては、約12ヘクタールで試算いたしますと、現在の農地等での税額15万円程度に対しまして、開発後の固定資産税額は、試算ではあります、2,000万円程度となると見込んでおります。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。

このように固定資産税だけでも大きいものがあります。駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化、ジョイフル本田で年間600万人以上の集客が見込まれるとのこと、月50万人、吉岡町の人口は2万1,700人ですか、すごい数です。これが1年おくれるだけでも吉岡町にとっては大きな損失かと思えます。ここは柴崎町長のもと、町を挙げて何とかしなければならない事案かと思えます。担当職員の皆さんが一生懸命ご尽力されているのは無論承知しておりますが、何とか吉岡町のために柴崎町長、お願いします。ここは柴崎町長の力の見せどころということで、柴崎町長の意気込みをお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほども申し上げましたが、吉岡町の最重要案件として取り組んでまいります。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） よろしく申し上げます。少しでも早い都市計画決定ですか。望みます。これはもう本当に吉岡町、将来にとっての大きく左右する案件かと思えますので、ぜひ柴崎

町長、お願いいたします。

柴崎町長に期待して最後に質問に移ります。

ことしに入りまして、もう6月です。これから田植えが始まり、風になびく早苗にすがすがしさを覚える、そんな季節になりました。

さて、私が所属する前田堰水田作組合は、田植え前、毎年4月29日に吉岡川の取水口の堰とめと用水分岐点の汚泥掃除並びにU字溝の堰上げ、そして総会を実施しています。

まず、吉岡川取水口の堰とめですが、場所は鬼が橋下流右岸、交番前道路反対側駐車場地先に取水口があり、組合員にて土のう袋に土砂や石を詰めて積み上げたり、人が持てるぐらいの石を積み上げて取水口に水が流れるように堰をつくるのですが、ふだん吉岡川は水量は少ないのですが、少し雨が降っただけでも堰が壊れ、そこそこ降れば堰がそっくり流される状況です。先日、様子を見に行ったら、そんなに雨が降っていないのにもう土のうが少し流されていました。吉岡川は一級河川で、渋川土木事務所の管轄ですが、町からの要請にて丈夫な堰をつくっていただけるとありがたいのですが、ちなみに取水権利は群馬県指令渋川土木第601-52号、平成31年4月1日より平成41年3月31日までときちんと許可申請は取得してあります。ご心配なく。町長、このことについてお尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 前田堰吉岡川取水口の整備について質問いただきました。

前田堰の取水口の状況につきましては、議員がおっしゃるように、河床に石や土のうが設けられておりますが、取水堰の機能としては取水口までの水位を確保できず、吉岡川の水位が低いと取水ができない状況にあると認識しております。

町としては、前田堰の水利の状況や受益地のかんがい用水の状況等の調査・把握を行った上で、県の関係機関との必要な協議などについて検討を進めていきたいと思っております。

詳細については、担当課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 補足答弁を申し上げます。

具体的な調整事項についてですが、前田堰水田作組合と協議連携を行いながら、かんがい用水の状況などについて調査・把握を行い、その上で必要に応じた具体策について、渋川農村整備センターや河川管理者でございます渋川土木事務所などの関係機関に相談・協議を行っていきたくて考えておるところでございます。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） よろしくお願ひいたします。

次も水田作組合からの要望ですが、取水口から水路下流に行き、水路分岐点であるところの歩道部分に700掛ける700のグレーチングの部分とその南700掛ける1600のグレーチングのところに、その部分で4月29日のときに汚泥の掃除をしております。掃除内容は、その2カ所のグレーチングを外して、中に人が入って汚泥を掃除するのでありますが、中は深さが高く、人が立てるぐらいの高さがあります。汚泥は80センチから1メートルぐらいまで、大分積もっております。作業は大変重労働であり、組合員は高齢にて大変な作業であります。多分大きな水路でありますので、生活排水も当然入ってくるものと思われまゝ。また、水門のゲートには、よく草を刈ったものが流れてきて、ゲートに絡みついている状況です。改善策をお願ひしたいのですが、町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 農業用水路の泥上げ等の日常管理につきましては、主にかんがい用水として利用されている方に自主的に行っていただいております。しかしながら、草や土砂、ごみなどが原因で水路が詰まり、水があふれ出ているときなど、その状況に応じて緊急的な措置が必要な場合などは町が泥上げなどの清掃を行っている状況でございます。

町といたしましては、地域共同での水路の日常管理をお願ひしたいと考えておりますが、少しでも泥上げなどの負担が和らぐよう、草やごみなどを水路に流すことのないよう、周知徹底に努めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） 補足答弁を申し上げます。

泥上げの作業支援についてですが、集水ますは、どうしても土砂等がたまりやすい構造となっております。

水路を含め、集水ますは、町内各所、膨大な数になりますので、水路の受益を受ける地域の方々に、その管理をお願ひしておるところでございます。

農業の高齢化や後継者不足などの問題に係る非常に難しい課題であると思っておりますが、地域共同での助け合い作業を推進し、個々の作業負担を軽減する取り組みにつなげていきたいと考えております。

具体的には、農水省所管の多面的機能支払交付金制度になりますが、地域共同で行う水路の泥上げや草刈りなど、地域資源である農地や水路の質的向上を図る活動に対し、交付

金が支払われる支援制度となっております。

吉岡町においてもこの制度に即した吉岡町多面的機能支払交付金交付要綱が平成28年8月に施行され、北下貯水池組合が平成28年度からこの制度を活用し、用水路の草刈りや泥上げなどの活動を行っております。

町としては、この制度を活用していただくことで、個々の作業の軽減や農業用水路の質的向上につなげていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。

他の水利組合の状況等、私はよくわかりませんが、受益者負担ということで、受益者がいろいろやらなければいけないということも無論私も承知はしております。ただ、前田堰の水路のところは下流域にあり、もうその後はもう吉岡川に放流ということで、上流から土砂等多く流れてきている状況であります。そのような状況でありますので、そういうことも加味していただき、十分検討していただきたいなと思っております。

最後に、くどくなって非常に申しわけございませんが、ジョイフル本田の農政協議の件は、柴崎町長が県に出向き何度もお願いをして、少しでも進めていただけるよう要望して私の一般質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、6番金谷康弘議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分とします。

午前10時24分休憩

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議長（山畑祐男君） 7番五十嵐善一議員を指名します。五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君登壇〕

7番（五十嵐善一君） 7番五十嵐です。通告に従い、一般質問を行います。

まず最初に、2項目の観点から「成年後見人制度」に関して、町長にお伺いいたします。

世界でも例のない速さで高齢化が進む日本。2016年、65歳以上の高齢者のひとり暮らしは、655万9,000世帯に達し、国立社会保障・人口問題研究所が行った2040年における推計値では、その数は896万3,000世帯にまで膨れ上がり、実に男性の20.8%、女性の24.5%が独居世帯となる見込みであります。しかも、配偶者

も子供もいないひとり暮らしの高齢者は、現役世代に比べて経済的に困窮しやすく、また、家族の支援も望めないものであります。さらに高齢化の進展により、認知症を発症する人もふえてきているのが実情であります。

そうした状況下、重度の認知症や知的障害などで判断能力が著しく低下した人や軽度の認知症などで判断能力が不十分な人が、預貯金等の財産を管理したり、福祉サービスの利用手続や施設入所契約を結んだりすることができるように、その人に弁護士や司法書士、あるいは親族等から選任される後見人をつけて財産の管理などを保護、支援するための成年後見制度が、2000年4月に導入されたところであります。

認知症や障害で支援の必要な人は、数百万人以上いると見られますが、何よりも国民への周知が不徹底であったり、申し立て手続の煩雑さや費用負担の重さに加え、専門職の後見人に対する不信の声も聞こえてくるなどして、その利用は必ずしも伸びているとは言いがたく、2018年末時点で約21万8,000人とどまるなど、伸び悩んでいる状況であります。

厚生労働省は、超高齢化社会に不可欠な仕組みとして成年後見制度の普及を目指している中で、2011年度に市民後見事業を創設、2013年には成年後見人のついた人は選挙権を失うとした公職選挙法第11条の規定を削除し、成年後見人がついた人にも一律に選挙権を認める公職選挙法の改正が行われました。

また、2016年4月には、成年後見制度利用促進法と成年後見の事務円滑化を図る民法及び家事事件手続法改正法が制定、施行され、翌2017年3月に政府は成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定。さらに2019年、つまりことしの5月になりますけれども、衆議院内閣審査会は認知症や知的障害などで成年後見制度を利用した人が失職したり、公務員などの資格を取り消されたりする法律上の欠格条項を削除する成年被後見人等権利制限適正化法案を全会一致で可決するなど、より利用しやすい制度、信頼できて安心して使える制度に変貌しつつあるところと言えます。

一方、申立人には親族になることが多いが、身寄りがなかったり、親族が虐待したりしている場合、かわりに市区町村長による申し立てが可能であることから、近年の身寄りのない高齢者がふえている状況下で、市区町村長による申し立ては年々ふえているようであります。

先月の上毛新聞によりますと、2017年度の群馬県全体の首長による成年後見人申し立て件数は、全国平均の半分で、最多の宮崎県とは約4倍の差があったとの記事が載っておりました。

そこで、まず1つ目として、2017年度に町長が成年後見の利用を申し立てた件数はいかほどであったかお答え願います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） ただいま五十嵐議員のほうから町長による成年後見人申し立ての現状ということで質問をいただきました。

成年後見制度につきましては、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行により、市町村は基本計画の策定に努めることとなっています。

さて、平成29年度における町長申し立てによる件数につきましては、4件となっています。参考までに平成30年度は3件であります。

議 長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7 番（五十嵐善一君） ただいま町長の答弁によりますと、4件あったということでございますけれども、町内において、この町長による申し立てが可能な対象者、いわゆる潜在的な利用ニーズでございますけれども、この辺はもし把握してございましたらお答え願いますでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、健康福祉課長に答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 町としましては、具体的なニーズというか、件数というのは把握しておりません。以上です。

議 長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7 番（五十嵐善一君） いろんな文献等を読みますと、この潜在的なニーズというのは、少なくとも人口の約1%あると言われております。そうしますと、吉岡町の人口はおよそ2万人としてもその1%であるから、200人、多く見積もってそうですけれども、それと吉岡町の主に認知症高齢者どれぐらいいるかということ、昨年私一般質問したときに町長答弁ですと、500人ぐらいいるんじゃないかということですね。そういった中で、本当にこういう成年後見、町長による申し立てが必要な人はどれぐらいいるかなということ、推計ですと200人ぐらいいるんじゃないかと、そういった数から見ると4件というのは非常に少ないわけですし、その辺が次の質問ともつながってくるんですけれども、本制度を真に必要とする人が利用できるように町長の申し立てによる本制度の利用向上に向けてどのような対応策をとっていく考えなのかお答え願います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件につきましては、健康福祉課長に答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 利用向上策をとる質問ですが、先ほど町長が答弁したとおり、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行により、計画を策定する必要があり、町としましては、令和2年度に策定予定の地域福祉計画の中に成年後見制度利用促進について盛り込む予定となっております。

また、過日日本司法書士会連合会などの主催による成年後見制度利用促進のための意見交換会を行いまして、中核機関等の設置について意見交換を行ったところです。

このようなことを踏まえ、本人や家族が相談や利活用しやすい環境づくりをしていく予定となっております。

以上です。

議 長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7 番（五十嵐善一君） ただいま課長のほうから成年後見制度利用促進基本計画というものもほかの計画に盛り込んでいくということで、それは心強いことだと思います。

厚生労働省の社会援護局地域福祉課がまとめた成年後見制度利用促進に関する調査結果でございますけれども、今、答弁の中にもありました成年後見制度利用促進基本計画、これを策定している全国1,741市町村でどれぐらいあるかというところ、策定済みはわずか3.4%で、未策定が96.6%ということで、ほとんどの市区町村がまだそういった策定については着手していないんですけれども、ただ、その中で未策定の自治体について、ではどうしてそういう状況なのかというのをさらに踏み込んだ調査結果ですと、行政部内で検討中が30.9%、吉岡町もそれに当たるかなと思います。それとまだ具体的に検討していないところも63.7%ある。そういった中で、ただいま課長答弁では非常に前向きな心強い答弁をいただきまして、私としても一安心しているところでございます。いずれにいたしましても、市区町村長の申し立てはひとり暮らしで認知症の人や高齢者虐待の被害者ら本人や家族による申し立てが難しい人にとって成年後見につながる唯一のルートと言えるものであります。利用促進には、やはり首長の熱意、それと職員の理解・意欲というものが重要であると考えます。独居高齢者がふえ続ける中、その安全網としての機能は重みを増し、成年後見制度はますます重要になります。国の基本計画では、努力目標となっている自治体設置の相談支援機関、中核機関、そういったものの開設についても

先ほど課長答弁では計画に盛り込んでいくということで安心しているんですけども、ぜひそういったことも視野に入れた高齢者の権利を守る施策にも全力を傾注していったきたいことをお伝えして次の質問に移らせていただきます。

次に、3項目の観点から「地域資源の有効活用」に関して、町長にお伺いいたします。

平成28年2月に発行された吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略における町の総合戦略の基本目標において、基本目標3として「地域資源を生かした産業や交流を応援するまち」を掲げております。すなわち、自然や文化、歴史など、吉岡の地域資源を生かした地域交流や経済活動を支援し、「選ばれ続けるまち吉岡」としての町のブランド力を高めるとともに、それらの活動を地域の雇用の場の充実にもつなげ、若者や子育て中の女性、高齢者等の就業の場を確保してまいりますとしております。

そして、地域資源の発掘・活用としての主な施策事業に緑地運動公園の利用促進や地域の魅力づくり支援事業などが盛り込まれております。

言うまでもなく、道の駅よしか温泉は、吉岡町の東の玄関口としての地位を確立しております。ここには天然日帰り温泉施設リバートピア吉岡を初め、サッカーやソフトボール、野球、テニスを楽しめる多目的河川敷グラウンド、それにグラウンドゴルフやパークゴルフ、ケイマンゴルフが楽しめる緑地運動公園が整っております。

また、地元の農家の人々が丹精込めてつくった野菜や友好都市協定を結んでいる北海道大樹町から直送される海産物等々の品ぞろえが自慢の物産館もあります。

また、毎年4月中ごろには、行き交う人々の目を大いに楽しませてくれるサイクリングロード沿いの約150本のしだれ桜並木、小さな子供が楽しめる遊具や毎年6月中ごろ、もう近くですけれども、ホテルが乱舞するさまを目にすることのできる漆原天神東公園などもあり、これらの地域資源は町にとって貴重な財産と言えるのではないのでしょうか。

さらに、利根川緑地運動公園の南端に目を移しますと、そこには一部湧水箇所も確認され、現状は樹木や雑草に覆われておりますが、手つかずの自然が残る広大な河川敷が広がっております。

そこでまず1つ目として、道の駅よしか温泉沿い、サイクリングロード脇のしだれ桜並木の除草作業についてお尋ねいたします。

このしだれ桜並木は、1993年に群馬県の人口が200万人を突破した際、記念樹として苗が植えられ、以来約23年間漆原桜並木里親の会のメンバー約70人が年3回の除草等の管理作業を行ってきております。しかし、里親の会のメンバーも月日の経過とともに高齢化し、除草作業がままならぬ人も出てくるなど、また、若い後継者へのバトンタッチも思うようにいかない状況下、会の存続自体も危惧されかねない現状であります。

2017年11月、地方創生対策特別委員会の行政視察研修で富山県の朝日町に伺った

ときの意見交換の場でのことでもあります。同町には、舟川べりの約250本の桜並木を中心に、背後には残雪をいただく北アルプスの朝日岳、そして手前に広がるチューリップ畑と菜の花畑の見事なコントラストが織りなす絶景の桜の名所として知られる「あさひ舟川・春の四重奏」がありますが、その桜の木周辺の下草刈り等の維持管理についてお尋ねしましたところ、50年ほど前に植栽された当時は地元住民のボランティア活動に支えられていたが、住民の高齢化に伴い、ボランティア活動のみに頼ることが困難になってきたことから、2年ほど前より県の補助金とふるさと納税を活用した町の予算も投入し、あわせて地区約60世帯の人々の力もかりながら整備をしている状況とのことでありました。

ボランティア活動に携わる人々の若返り化が思うように進まない状況は、どこも同じなのかなとの思いに至ると同時に、最終的には行政のてこ入れも必要になってくるのではないとも思いました。

これまで手をかけ維持してきた漆原地域の地域資源を後世にしっかりと受け継いでいくことが大切であり、そのためにはボランティア活動のみに頼ることから脱却して、行政の予算を投入することも考えていただきたいと願うものであります。段階的移行改善でも結構ですから、まずはせめて年3回の除草作業のうち、1回を行政でやっていただけたらと考えますが、町長、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） しだれ桜並木の除草作業に町の助成をとということでご質問いただいております。

議員とともに私も里親の会のメンバーとして年3回の除草作業に参加させていただいております。

しだれ桜並木は道の駅温泉沿いの一般県道利根川自転車道、通称サイクリングロードに県の事業で植栽されております。町の東の玄関口としての景観を彩る貴重な地域資源であると認識しております。

しだれ桜並木周辺の除草管理につきましては、平成16年3月締結の渋川土木事務所との維持管理協定書において、しだれ桜周辺の除草は、町が行うことになっているものと認識しておりますが、しかしながら、その作業は地域住民の方々の奉仕活動により景観が保全されていることから、桜並木里親の会に担っていただいているところでございます。

町としては、地域住民共同での地域資源の質的向上を図る活動は、後押しを行っていきたいと考えております。

町が年1回の除草作業を行うことも含め、今後どのような方策での支援が可能か、有効と考えられる支援策を渋川土木事務所とも協議連携を図りながら検討していきたいと考え

ております。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） ただいま町長のほうから前向きなご回答をいただきました。ぜひともそのようなことで、このかけがえのないしだれ桜並木、後世にしっかりと受け継いでいくためにもそのようなことを検討していただくことをお願いして次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、漆原緑地運動公園南端に広がる利根川河川敷にプレーパークを整備することについてであります。

この漆原緑地運動公園の南端、すなわち天狗岩用水のはけ口から吉岡川河口までの間に広がる利根川河川敷の有効活用策に関しては、私が平成27年12月定例会、平成28年3月と12月定例会、そして平成29年12月定例会において一般質問をさせていただき、柴崎現町長も自身が議員当時の平成29年9月定例会において一般質問をされてきたところでございます。

特に、平成28年3月定例会における私の一般質問の際には、今は亡き小寺前知事とやはり今は亡き吉岡町の栗原駒寄幼稚園園長さんとの意見交換がなされた経緯を物語る文章を私に届けてくださいました。その文章から読み取れることは、町のほうから該当箇所の具体的な計画が提示された暁には、県としても相談には乗っていききたいということであったのではないのでしょうか。その後、話が進展しなかったのは、吉岡町として具体的な計画を県のほうへ持ちかけなかったことに起因しているのではないのでしょうか。

2016年改定の都市計画マスタープランにおいても自然的環境を保全エリアとして利根川による広大な水辺環境の保全、水質の改善や環境の美化に努め、多様な生物が生息する環境に配慮していくとともに、親水空間の創出にも努めることとしております。

私と町長の思いは同じであると思います。改めて町長の腹づもりをお聞かせください。

この漆原緑地運動公園南端に広がる利根川河川敷を自然観察広場、野鳥の森、魚釣り広場、そして子供たちが自然の中で思い切り遊べるプレーパーク等の自然観察ゾーンとして整備する計画を具体的に県に提示し、あわせて河川管理者である県と協議の上、低水護岸工事を要望していただけないのでしょうか。お答えお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） ご指摘のとおり、この地区は平成28年3月に策定しました都市計画マスタープランにおいて、自然的環境保全エリアとして利根川による広大な水辺景観の保全、水質の改善や環境の美化に努め、生物が生息する環境に配慮していくこととしております。

利根川右岸の緑地運動公園の南側、天狗岩用水はけ口から吉岡川河口までの区域には、小魚、小鳥が集まり、ホタルも飛び交うなど、利根川の自然環境が保たれている自然豊かな区域でございます。

ご提案のプレーパーク等の自然観察ゾーンとしての整備計画でございますが、町全体の公園整備計画に関する構想、ビジョンを整える必要があることから、今年度から具体的に検討を進めます第6次吉岡町総合計画において協議していきたいと考えております。

また、本整備計画を進めるに当たっては、河川管理者でございます県との協議が必要になりますので、どのような課題や問題があるのか、整理・検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） ただいま課長のほうから第6次総合計画の中で検討していくということで、少しは希望が持てるのかなと、ぜひともこの件は実現できるように取り組んでいただければありがたいと思います。やはり子供たちが現状を見ていますと、ゲームとか、SNSの世界にどっぷりとつかってしまう、そんな状況下であり、そういう時間を広大な自然の中でのさまざまな体験が共有できるよう、または子供たちが自然の中で思い切り遊べるような環境を整えていくということは、将来の吉岡町をしょって立つ子供たちの未来への投資に必ずやつながるものであることをお伝えしてこの質問に関してはここで打ち切り、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、船尾自然公園バーベキュー広場内の水車修理計画についてであります。

ことし4月の町議会議員選挙の選挙運動初日の町内遊説中、私、トイレ休憩のために船尾自然公園バーベキュー広場に立ち寄った際のことであります。

4月も中旬を過ぎた時期だというのに、標高が高いせいでしょうか、広場内の桜の木は満開で、その咲きぶりは実に見事なものでありました。その満開の桜の下で地元の男性グループ6人ほどがバーベキューを楽しんでおられました。少し目を移すと、そこには朽ちた箱樋とやはり朽ちてしまったために水車部分が小屋内に収納された状態の水車小屋がひっそりとたたずんでいて、ちょっぴり寂しい、残念な気持ちになってしまいました。

この件に関して、平成30年6月定例会において、当時竹内議員が水車小屋の修復要望ということについて一般質問をされたところでもございます。そのときの課長答弁により

ますと、「設置から20年以上たった木製水車が経年劣化と、12月から3月までの厳冬期はバーベキュー広場を閉鎖してしまうために、その間の安全管理やメンテナンスが行き届かない等の問題もあり朽ちてしまったと考えられ、今後総合的に検討していきたい」とのことでありました。

ことし4月の上毛新聞に榛名山麓の中腹に位置する「高崎市上室田地内の水車復活」との見出し記事が掲載されておりました。この水車は、約30年前に建設されたものですが、老朽化のために動かなくなっていたが、地元住民の要望を受けて市の事業で修復されたとのこと。松材の水車はステンレス製に、小屋には鋼材の屋根をつけて強固にし、歴史的なシンボルの復活を地元住民は上室田小の子供たちとともに祝ったとの内容でありました。

船尾自然公園バーベキュー広場も上室田地区と地理的、気候学的にもほぼ同じ条件ではないかと思えます。吉岡町の西に位置する自然そのままの貴重な地域資源でもある船尾自然公園バーベキュー広場に潤いを復活させるために、上室田に倣った水車の修理計画を提案したいと思います。町長の本気度をお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件につきましても、担当課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 笹沢産業建設課長。

〔産業建設課長 笹沢邦男君発言〕

産業建設課長（笹沢邦男君） ご質問にもありましたとおり、船尾自然公園バーベキュー広場は、豊かな自然環境をそのまま生かした憩いの場であり、水車などは訪れる方に潤いを与える効果が十分あると思えます。

しかしながら、冬季の閉鎖期間における管理やメンテナンスなど、立地的な問題もあり、やはり管理体制などが懸念をされておるところでございます。さまざまな問題がクリアされ、安全性が確保されるのであれば、十分検討していくべき事案であると考えております。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） 私は喫緊にも対応していただきたいという思いでこの質問をさせていただいたところなんですけれども、今の答弁ですと、余り明確な答弁ではなかったかなと、考えられることは上室田地内も標高高いです。恐らく冬場凍結したりすると思えます。そういった中で、20年たって朽ちてしまった。そんなことも考えますと、やはり部材を検討していけば、これは冬場でも当然耐え得るものと考えます。ぜひそのことも考慮して検討していただきたい。やはり吉岡の西に位置するかけがえのない地域資源ですね。これを

広く発信し、活用していただくためにもこの水車小屋の修理というものは、急務な案件であるというふうに私は思っております。

そして、それが執行側にとっても十分に伝わって、前向きに検討していただけることをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

次に、町内5河川の環境保全に関して、「河川環境の保全に関する条例」を制定することについて、町長にお尋ねいたします。

おおむね20年後の理想的な町の姿を展望した上で、その実現に向けての大きな道筋を示すものとして、先ほどから申し上げておりますけれども、2016年3月に吉岡町都市計画マスタープランが改定・策定されたところであります。その中でまちづくり構想の環境保全では、その一つに自然的環境の保全と活用を掲げております。そして、水辺環境の保全と活用として多様な生物の生息場所となるとともに、人々に潤いを与えてくれる水辺環境の保全を図るために親水空間の創出に努めるとし、また地域別構想の地域づくりの方針では、都市を取り巻く環境の整備方針として、環境保全、特に河川については水質の改善や環境の美化に努め、生物が生息する環境に配慮していくと記されております。

現在、町では吉岡町勤労者協和会なる組織が河川清掃を中心とした河川環境の保全と美化への取り組みを主体に、昭和63年の本会結成当初から今日までの長きにわたり活動を続けてきていることは、町長もご承知のことと思います。

私も縁あって2017年から仲間に加えさせていただいております。

本会の具体的な活動といたしましては、町内5河川、滝ノ沢川、自害沢川、吉岡川、駒寄川、午王頭川のうち、6地点での生物化学的酸素要求量を調べる水質検査を年4回実施し、また、地域の人たちの環境美化に対する意識の向上に一層寄与できるよう、そして町全体に河川環境保全・美化の環境が根づくよう吉岡川等の河川清掃も行っております。

お手元の資料をごらんいただければと思います。

勤労者協和会、吉岡町の5河川6地点の水質検査結果でございます。これは平成11年3月から平成31年3月までの水質検査結果をまとめたものでございます。ちょっと黄色い部分が見にくいんですけども、一応、川別に色区分してありますので、黄色のところの吉岡川はちょっと見にくいんですけども、ただ、それを見ていただきますと、各河川それぞれに時期とか水量によりばらついた結果が出ることもありますけれども、確実に水質が改善されてきている様子が読み取れると思います。現に川の中の石を返してみますと、そこには川魚の餌となるクロカワムシやカワゲラなどの幼虫の姿を確認することができるようになり、また、水面を澄まして見つめると、川魚が群れをなして泳ぐ姿も目にとまるようになってきました。日本の童謡唱歌の「春の小川」の「春の小川はさらさら行くよ。エビやメダカやコブナの群れに、きょうも一日ひなたで泳ぎ、遊べ遊べとささやきなが

ら」と幼いころよく口ずさんだ歌詞が懐かしく思い出されるとともに、夏場には川に入って魚とりなど、川遊びに夢中になった幼いころの当時のことが鮮明に脳裏をよぎってまいります。

しかし、河川内のごみ拾いのために川に入ると、そこには人間生活に起因すると思われるさまざまなごみが散乱している現状に、何でこんなにも多く集まってしまうのだろうと不思議でなりません。風で飛ばされてくるものもあるでしょうが、大もとは、やはり心ない一部の人によるごみのポイ捨てなどが原因なのではないでしょうか。さらに、時々生活排水に起因するような悪臭が漂っているときさえございます。

やはり子供たちがいつでも安心して川遊びができるような河川環境を取り戻し、そして、将来にわたってその環境が保全されるよう努めることは、今を生きる私たちの責務であると考えます。

勤労者協和会の活動がより実り多いものとなるよう、また町民がこぞってかけがえのない自然的環境の保全に前向きに取り組んでいくためにも、吉岡町の河川環境の保全に関する条例、これを制定していただきたいと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町内5カ所の河川環境の保全に関する条例の制定をということでご質問いただいております。

今は、加入しておりませんが、私も勤労者協和会の結成時のメンバーでもございました。五十嵐議員の日ごろの活動にご苦労さまでございます。

河川環境の保全については、「河川法」と「吉岡町の良好な環境の保全と創造に関する条例」で現在対応しているところでございます。

議員のおっしゃる「河川環境の保全に関する条例」につきましては、条例を定めている市町村の状況を見ますと、主に有名な河川等で河川全体、上流から下流までの環境を保全するものようでございます。同じ河川が所在する渋川市や榛東村の意見も聞きながら検討したいと考えております。

なお、河川管理状況につきましては、町民生活課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 現在、町では「吉岡町の良好な環境の保全と創造に関する条例」を制定し、生活環境、自然環境の保全に努めているところであります。

河川環境につきましては、平成18年、2006年より町内の5河川において、毎年6項目を対象とした水質検査を実施して、経過観察を続けております。そして、それによっ

て保全に努めているところであります。

平成30年度の結果でございますが、全河川、基準値以下と良好との結果が出ております。

5河川は一級河川でありますので、管理については群馬県となりますが、引き続き町としても関係法令や関係機関と連携し、河川環境を含めさらなる自然環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） ただいまの答弁ですと、渋川市、榛東村とも協力して考えていきたいと、それから、具体的な管理状況については平成18年より5河川6カ所で水質検査を行い、全て基準値以下だということでございますけれども、勤労者協和会が行っているこの水質検査についても大分魚が住める。BOD水質検査値についてはある程度クリアしてきているんですけども、実際に川の中に入ってみると、やはりごみが散乱状態がすごい。それから時々やはり生活排水、雑排水に起因するようなおいがしてくる。まだまだ町民への環境、水質保全、環境美化に関する意識が徹底されていないのかなという気がいたします。そんな中でもぜひともこれは町民全体でこれは対応していかなければならないものだと考えます。幾ら吉岡町の勤労者協和会がやっても、これは本当に一部の活動でしかありません。これを起爆剤にして吉岡町民全員がそのような環境の保全、美化に関心が向けられるように、そのためには本当は条例というものを制定していくことが私は必要だと思うんですけども、いろいろな条件もございますから、今後の検討課題の一つに加えていただければと思います。

豊かな自然に育まれた「選ばれ続けるまち吉岡」、そして「住み続けたくなるふれあいのまち吉岡」本当に自然とともにある吉岡でございます。そういったキャッチフレーズにあるような吉岡町の実現に向けて本条例の早期制定に町長のご英断が下されることを期待しつつ、最後の質問に移らせていただきます。

それでは、最後に3項目の観点から「自治会長経由の各種要望事項への対処」に関して町長にお伺いいたします。

自治会要望への対処状況に関しましては、平成28年3月定例会において、町長ご自身、議員の立場から一般質問をされたところであり、課長答弁では、「本年度より自治会からの要望事項につきましては、データベース化をしております。地域の要望を引き継ぐとともに、計画的に改修・改善をしていきたいと考えております」とのことでありました。

そして、町民は質問の締めくくりの中で、「自治会からの要望申請書は、町内全ての自

治会から住民挙げての地域内の見回り点検をされて要望書という形での町内住民の安全点検報告書です。厳粛に受けとめ、年度末には各自治会長宛て、補修修繕対処済み等、現状の未対応への今後の対処計画等、文書報告をされるべきではないでしょうか。事務対応においては、次期担当者への引き継ぎ等も遺漏なきようお願いしたいと思います」と結んでおられました。

この思いというのは、町長はもとより、私も含めて各自治会長さん、そして全町民の共通の願いであると考えます。

しかし、現実にはどうでしょうか。私のところの自治会でも今年度新しく自治会長さんになられた方から未対応要望事項へのてんまつが役場から届いていないがどうなっているんですかねと尋ねられました。私はこの件に関しては、改善されているものと思っておりましたので、少し啞然としてしまいました。

そこでまず、1つ目としてお尋ねいたしますけれども、自治会制度発足後から直近までの要望総数と対処済みの数について把握しておられますでしょうか。確かに自治会制度発足ということになりますと、平成20年ですので、11年前にさかのぼることになり、把握が困難ということであればわかる範囲でも構いませんから、その事実についてお答え願います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自治会制度発足から昨年度末までの要望総数と対処済みの数はということで質問をいただきました。

自治会の皆様には、行政全般にわたりご支援、ご協力をいただき、大変ありがたく思うところでございます。

町は、自治会を支援し、住みよいまちづくりに努めていきたいと考えているところでございます。

ご質問の概要につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 要望書につきましては、以前各担当課に直接要望書が提出されていたため、要望書の総数等が把握しにくいことや、自治会の役員さんが各担当課それぞれの窓口に行かなければならないという面倒を考慮して、先ほどの答弁にもありましたとおり、平成28年度からデータベース化をしまして、各自治会の要望を町民サービス室で一括で受けることにしております、平成28年度から平成31年3月までの提出された要望書についてお答えいたします。

要望書の総数は434件で、うち実施済みの数が270件、一部実施済みのものが28件、未実施のものが136件となっております。

以上です。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） 確かに要望事項の中には、それほど予算的な処置がなくても対応できるものも含まれていると思います。そういったものについては、すぐに対応していただいているかなと、434件中、270件対応していただいたということで、その状況からしますと、7割、6割、7割ぐらい対応済みということで、その辺は非常によろしいんですけども、やはり未対応のものが136件ある。その136件の恐らくできなかったものは予算的な措置がやはり伴わないとできないというようなものではないかと思えますけれども、2つ目としてですね。それでは、未対応とか、未処理の要望事項について自治会長さんへの連絡というのは、どのように行っているのでしょうか。現状についてお聞かせください。

町長（柴崎徳一郎君） この質問に関しましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） ご質問の自治会への連絡方法ですが、要望書は先ほど話したとおり、町民サービス室で一括で受け付けをしております。受け付けされた要望書はデータベース化、一覧表に取りまとめまして、各担当課に要望書を渡しております。各担当課は、その要望書を持って案件に対応することとなります。そして、町民サービス室は受け付け時に取りまとめたそのデータベース化された一覧表を使って、3カ月に1回各担当課に進捗状況を確認しております。その要望案件が漏れることのないように管理しております。そして、その要望された案件は3カ月に1度担当課に進捗状況を確認し、その進捗状況を自治会連合会の定例会において各自治会長に書面にて報告をしている状況であります。

以上です。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） ただいまの答弁ですと、3カ月に1回、進捗状況を確認し、その結果について、自治会連合会の定例会において書面にて自治会長さんのほうには渡しているという、そういう現状でよろしいわけですね。わかりました。

ぜひとも要望が上がったものについてのやはりてんまつというのは、どうなっているか、それについてはしっかりと地元のほうにまたフィードバックしていただきたいと思えます。

3つ目は、要望書の決裁の現状についてであります。

今年度の自治会からの要望申請書を地元の自治会長さんから見せていただきました。その用紙の上段には、「保存担当者・室員・室長・課長・副町長・町長」の決裁欄が記載されておりました。平成27年の吉岡町長宛ての交通安全要望書に目を移してみますと、そこには右下に役場受け付け欄が記載されておるのみで、上段には決裁欄は未記載でありました。恐らくこれは受け付け後に決裁判を押されていたのではないかと思いますけれども、要望書の全てについて、最終決裁権者である町長にまで書類は上がっておりますでしょうか。要望書決裁の現状についてお答え願います。

その下に、以前の要望書の提出先は所管課へじかにということであったけれども、その後システムが変わって全て先ほどの福島町民生活課長の答弁によりますと、町民生活課のほうに窓口を一本化しているということで、それは理解いたしました。最終権者である町長にまで要望書が全て上がっているかどうかについて、その現状についてお答え願います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しても町民生活課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 要望書の決裁につきまして、先ほど議員がおっしゃる未決裁の用紙はその後決裁したものと思われま。

また、決裁の方法ですが、まず町民サービス室で受け付けをし、その後原課に要望書を渡します。そこで各原課のほうで要望書を決裁することになります。

決裁につきましては、草刈り等軽微な案件につきましては、課長が決裁します。それ以外の案件、軽微でないものは町長まで上がっている状況であります。

以上でございます。

議長（山畑祐男君） 五十嵐議員。

〔7番 五十嵐善一君発言〕

7番（五十嵐善一君） 草刈り等の軽微な案件については課長決裁どまり、それ以外の重要な案件については町長まで全て上がるということでぜひともその辺は町長お忙しい中でありませけれども、町民からの要望書ということですので、目を通していただいて、陣頭指揮のもとに速やかな対応に手当てをしていただければありがたいかなというふうに思います。

それと要望書のおてんまつについてでありますけれども、未処理とか未対応のもの、まだまだ多くあります。3割近くあるわけでございます。そういったものについて、やはりできなかつたものについて、できればですけども、どうしてできないのか、おくら

のか、その辺の簡単な理由でも結構ですから、ただできないだけじゃなくて、こういうことで財政的な予算措置もあるのでもうしばらくの長期計画、または年次計画の中で対応していきたいとか、そんなコメントまで入れて自治会長さんのほうにフィードバックしていただければありがたいかなと思っております。いずれにいたしましても、いろんな要望が上がってくることは私も承知しております。その中で、本当に軽微なものは即対応していただける。やはり予算措置の伴うものはそれなりにすぐにはできないので、検討を重ねていかなければ対応は難しいということは十二分に理解しているつもりであります。今後ともぜひとも町民の思いというものを酌み取っていただいて、前向きな対応をお願いして、時間が大分残っておりますけれども、私の全質問を終わらせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、7番五十嵐善一議員の一般質問が終わりました。
ここで休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時43分休憩

午後 1時00分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

議 長（山畑祐男君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、町長に対しまして質問を行います。

町長の所信表明に対する質問が終わりまして、その中では一部は質問はできましたけれども、まだまだ聞き足りないところがありますので、一般質問をもってまず質問いたします。

まず、第1点目でありますけれども、町長の選挙公約であったり、また所信表明の中に子育て・弱者支援制度の積極的な活用というのがありまして、その中で特に子育て支援、支援制度の積極的な活用とあるんですけれども、制度があればそれを活用することができますけれども、まずは制度そのものが私は不十分だと思っております。ですから、吉岡町に合ったやはり制度がこれから必要になってくるのではないかと考えておりますけれども、まずはここについてお尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） ただいま小池議員から子育て・弱者の制度についてということでご質問いただきました。

現在、町では福祉タクシー事業や配食サービスなど、社会福祉協議会と協力して在宅高

齢者福祉サービス、群馬県がNPO法人等に委託して学習支援の会場の提供など、弱者対策を行っているところでございます。

吉岡町に合った制度という質問ですが、こちらについては町で現在行っている本年度吉岡町子ども・子育て支援計画を策定するに当たり、昨年度実施したアンケート結果及び令和2年度に高齢者保健福祉計画及び吉岡町地域福祉計画・活動計画を策定するに当たり、本年度アンケートを実施します。それらのアンケート結果等を踏まえ、吉岡町に必要となる子育て世代から高齢者に至るまで必要とされる支援制度が上がってきたらそれぞれ研究・検討していきたいと考えます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長は、町長になるに当たって、私が町長になったらこういうことをやりたいんだと、これが私のカラーなんだというものが何かあったんじゃないんでしょうか。これまでの町長の示したものについては、これを見ても子育て・弱者支援制度の積極的な活用を図るというぐらいで、果たしてこの中身は何かなというと、まだ、今の話を聞いていると、これから練り上げてというような感じに聞こえるんですね。そもそも私が町長になったらこういうことをやりたいんだというものが1つあったんじゃないかと思うんですけれども、その辺は特にございませんか。

近隣の市町村を見ますと、渋川市では阿久津市長が再選するときには、彼は学校給食費の無料化をするというので学校給食の無料化で当選しました。そしてまた、3回目でしたか、3回目のときには今度は新人の高木さんは保育園の保育料を無料にするというので当選しました。ですから、全部進んでいるんですね。吉岡町から比べて渋川市というのは競争があって、私は首長になったらこういうのをやるんですと、今回の榛東村の村長選挙を見ても真塩さんは、子供のね、吉岡町もやっていますけれども、群馬県全部でやっていますけれども、子供の福祉医療費、中学校卒業まで、しかし、真塩さんは、18歳までやりますよと言ったんですね。それで当選しています。やっぱり選挙になるとそういう大きなアドバルーンを上げて、目玉をつくって、結果的にそれが、そこに住んでいる人たちの子育て支援につながっているんですね。だから、私はそれは大変にいいことだと思うんですよ。そういう中で町長は、私ならこれをやってみたいと、もうここでその考えがあって、それですぐもう職員に指示をして、できるならそれは早いほうがいいですよ。少なくとも半年後、あるいは1年後には、新年度予算ではできるという体制をつくるべきだと思うんですけれども、その辺についての考えはいかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自分の子育て・弱者支援制度、これを積極的に活用しますという内容につきましては、当然今までやっている制度そのものをもっと活用していきたい。そして、中には先日の答弁にもありましたように、手話言語条例だの、あるいは発達障害者の支援等、そういうものをもっと積極的に活用していきたいという、そういう思いでここに掲げさせていただいております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ちょっと町長の小さいですね。それも決して否定するものではないですよ。それも大事なことですよ。しかし、もっと大事なことが私はたくさんあるんじゃないかと思っております。

皆さんもご存じのように、子どもの貧困対策の推進に関する法律というのができましたね。今子供の7人に1人が貧困というふうに言われております。その中で、国は国の責任として、また地方自治体、地方公共団体に対しまして責務という形でこの推進に、子どもの貧困対策の推進に関する法律の中では責務を課しております。当然これもやらなければならない部分だと思うんですね。これは子供の貧困に対する、子どもの貧困対策法の中の4条にあります地方公共団体の責務、4条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあるんですね。しかし、今こういう大きな問題がありながら、ここについては全く触れていません。これについて町長何か考えありますか。

議 長（山畑祐男君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 子供の貧困対策につきましては、現在町のほうでは学習支援をしたり、行っております。次年度以降、こども食堂等も検討していけたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） せっかく新しい教育長も誕生しましたので、教育長にお尋ねします。

教育長、教育長は、この子どもの貧困対策法、これは十二分にご存じでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 細部にわたってはまだまだよく読んでおりません。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） では、どの程度知っていますか。

議長（山畑祐男君） 発言は許可を求めてから言ってください。山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 国の現状として、およそ16%が子供の貧困の家庭にあるということ、そして、その子供たちに地方自治体はきちんと処置をしていく、対策を練っていく、その内容については承知しております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 教育行政というのは、一般行政から独立した機関となっております。そういう中で教育長に就任した以上は、教育長の仕事は社会教育と学校教育、それとスポーツが主な仕事でありますけれども、そういう意味では校長先生は学校にいて、学校の子供たちの状況をつぶさに見てきたと思います。そうすると、校長としてはできる範囲といえに限られています。しかし、今度は教育長という形の中で、教育行政全般を見ていける。時には町に予算要求もするし、やろうと思えばできることがたくさんあるし、また、やらなければならないものというのがたくさんあると思うんですね。今、教育長が言われたように、まさにそのことが今問われている大きな問題だと私は思っております。町長がここへ出しておりました子育て支援というのは、今支援しなければならない人は誰かといったら、確かにそれは聴覚障害者も視覚障害者もそれはみんな支援が必要です。でも、一番今大事なものは、来年度から町長考えたいと言っていましたけれども、それは確かに地方公共団体の責務としてありますから、私はこの中でこれまでも言い続けてきたんですけれども、この子どもの貧困対策法というのは、親の収入とか、生活の状態によって、子供が教育の権利を奪われてはならないと、社会へ出ても同等の教育を受ける権利があるんだと、そのために地方公共団体は何をするのかという中で責務を決めたり、さまざまな基本方針があつたりしております。まさに今度はそれを実践していく立場にあるのが今の教育長だと思います。そういう意味でしっかりとやっていただきたいと思っております。

そういう中にさまざまな方法というのがありますけれども、この子どもの貧困対策法の中に、13条の中では経済的支援というのがあります。13条は「国及び地方公共団体は、各種手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする」というふうになっているんですよ。これどうということかという、平たく言うと、奨学金制度があれば、それが国にもありますよ。しかし、奨学金制度をつくって、そして貧困対策の状況にある子供にそういう人たちが経済的に自立できて、そして学校へ行ける権利を行使するために協力しなさいというふうに言っているんですよ。この中ではね。私はこれまでもこの議会で前教育長にもこのことを言ってきましたけれども、ほかの奨学金があるからいいんじゃないかというようなふうで

断られてきた経過もあるんですけれども、私もしっかり言って、私の認識も不十分だったのかもしれませんが。今回は、この子どもの貧困に対する法律を何回も何回も読み返しました。そうすると、地方自治体の責務、やっぱり行政がやらなくてはならないことは何か、それは当然町も、それは町と教育委員会が話し合っただけのことなんです。それはこども食堂もそうですよ。それも大事でしょう。しかし、今は親の収入が少ないことによって子供が勉強、学校に行けないという大きな問題なんです。そうすると、やはり奨学金制度がないよりあったほうがいいでしょう。いいですよ。

群馬県の市の段階ではほとんどこれが奨学金制度を持っているんですよ。町村は割に少ないんですよ。でも、それはないよりあったほうがいいですよ。ですから、町長、どうですかね。町に奨学金制度つくってほしいと思いますけれども、町長の見解いかがでしょうか。いろいろ言い忘れちゃって、奨学金制度についてはいかが考えますか。

議 長（山畑祐男君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 研究はしたいと思っています。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 教育長いかがですか。町独自の奨学金制度があったら私は思うんですけども、教育長はどのようにお考えお持ちでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） まずは、私まだなっただけなんです。町の子供たちの家庭の状況をしっかりと実態を把握したいと思っています。それからその様子に応じて必要性を考えていきたいと思っています。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） だって教育長、さっき言ったじゃないですか。貧困率が何%、16%というのはあなたが答えたんですよ。そういう貧困の、だから、その7人に1人がもう貧困家庭です。これは明らかなんです。だけれども、家庭の経済状況によって子供が教育の制限を受けることはうまくないということで子どもの貧困に対する法律ができたわけですよ。それは国にも国の責任があります。しかしまた、地方公共団体にもそういう責務を与えています。そして、その中で特に教育長というのが、なっただけでももう、なっただけ以上はもう、なった日から教育長なんです。しっかりとした考えを持ってもらって、そしてそういう恵まれない子供、恵まれないという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、

生活に困窮している子供たちに十分な教育を与えてやる。そのためには何をすべきかといったら、私は奨学金は大事ではないかと思うんですよ。そうしたら、回答はすぐに出るでしょう。もう一度いかがですか。

議長（山畑祐男君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町として教育委員会も一緒に研究していきたいと思っています。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、私は教育長にそのことを確認しているんです。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 私も町長を初め、町と一緒に考えていきたいと思っています。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひともそういう人たちが十分な教育を受けられるように真剣になって議論をしていただきたいと、協議をしていただきたいと思います。そして、できれば早いうちに町独自の奨学金制度ができることが望まれますので、よろしくお願ひします。

それともう一点でありますけれども、教育に関係しますけれども、校長だった経験があるわけでありますから、就学援助制度は校長先生ご存じですよ。当然のことながら、就学援助制度は、吉岡町の場合には学校に申し込んでもいいし、教育委員会に申し込んでもいいのかな。いずれかに申し込むというふうになっていると思います。しかし、吉岡町の現状を見ますと、この就学援助制度に関する、この中でも子どもの貧困に対する対策法の中でも言っているんですよ。これはその大綱の中で、奨学金制度に関する周知というものを行っています。これは地方公共団体が、ちゃんと周知というのをちゃんと保護者の方にちゃんと伝えているかと、理解できるように伝えているかということなんですよ。だから、また受けるほうもちゃんとそういうことが理解して、受けとめているかどうかということなんですよ。私が何でこんなことを言うかということ、吉岡町は本当に就学援助を受けている生徒が少ないんですよ。以前にも示しましたがけれども、大阪のほうは受けている割合が17%ぐらいあるんですよ。群馬県は全体でも六、七%なんですよ。何でこんなふうに差があるのかなというふうに思いませんか。やっぱり私、これはね、周知と、あとは人の目とか、そういうものが気になっているんじゃないかと思うんですよ。その中でもまた吉岡町はもっと低いんですよ。その中で吉岡町はどうなっているのかということ、吉岡町のホームページがありますけれども、私が吉岡町のホームページを見てもね、このホームペー

ジはとてもじゃないけど町に申請しようという気にならないなと思えるんですよ。就学援助制度を受けるときには、民生委員さんの許可が必要ですよとか、何か面倒くさいこといっぱい書いてあるんですよ。しかし、私がよく例に出すんですけども、太田市なんかの例を見ますと、そういうおどしじゃないんですけども、うんとやんわりと、ああこういうんだったら私も申請してみたいなと、だって実際に7人に1人が生活困窮しているわけですから、当然のことながら就学援助制度、そういう制度があるんだったら私も受けてみたいというのが普通だと思うんですよ。だから、そういうので吉岡町はやっぱりハードルが高くなっていると思う。事務局長。だから、もう少し受けやすいところを見習って、本当に受けやすくしてあげることがやはり貧困の連鎖から子供たちが抜け出すことができるのは、そういうところからやっぱり始めるべき問題だと思うんですよ。だから、そのようにまたこの援助制度、今言ったように吉岡町は本当に人数が少ない。そこにはやっぱりだから問題があるので、ぜひとも今度は教育長になられましたので、近隣のところと比較してみてください。

そしてまた、私は今回よかったと思います。校長先生が教育長になるというのは、この就学援助制度というのは、書類はみんな保護者から配って、受けたい人はどうぞということ、それがみんな校長先生のところに来ます。学校に提出することになっていますからね。それに校長先生が目を通します。そうすると、状況が見えてきます。そうすると、じゃあこの援助制度の中ではどういう援助が必要なのかなというのも見えてきます。吉岡町は本当に援助制度がありますよというだけで、じゃあ、その援助制度というのはどんなことをしてくれるかなというのが書いていないんですよ。しかし、渋川市でもどこでも援助制度の中というのは、修学旅行費は無料ですよと、学校に上がるときは上がるための学用品も無料ですよ、給食も無料ですよ、そういうものみんな書いてあるんですよ。吉岡町はそういうこと書いていないですよ。ホームページにあるのはね。最初のホームページの中にね。ですから、もっと私は親切にできるんじゃないかと思うんですよ。抵抗なくだからそれを受けられると、私も受けていいんだと、収入も出ていますから、親子2人で180万円以下の収入であれば申請できますよというふうになっていますから。だから、要するに町民が気安くというんですかね。垣根なく、もしかしたら私もその条件に入るんじゃないか、私も申請してみようと、それは申請して、その結果出れば、いいか悪いかが決まりますけれども、まずは私も申請できるんだなと、また誰でもしていいんだなというふうに敷居を低くしてやることによってみんながそれを利用できるようになるわけですから、そういう私は心遣いというのがこれからの行政にはすごく大事だと思うんですよ。これについて町長どういうふうにかえますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 準要保護に関する支援につきましては、各市町村が独自に行うという形になっております。他町村等もまた参考にしながら検討をしていきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私が聞きたいのは、当然他町村を比較してもらいますけれども、受けやすいために最大限の努力をしてみるというお考えはありますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 検討はさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ということで、教育長就任しましたから、本来であれば一番そういう状況がこの中では、現場にいた人ですから、一番わかる人ですので、今度は校長先生とはまた立場が違って、似たような状況にいるんですけども、全く立場が違いますから、校長先生は与えられた中でしか踊れませんけれども、今度は踊る舞台が違いますから、またやろうと思えば十分に仕事が発揮できて、それが本当に吉岡町の、今町長が掲げた子育て支援の中、ハードもあればソフトもあります。ソフト面の充実も私、大事だと思います。教育委員会より近くもなりますし、学校もより近くなる。さまざまな問題で子供というのは、今不登校も大きな社会問題になっていますけれども、何が問題で不登校になっているかわかりません。しかしまた、貧困で不登校になっているという可能性というのも、これまた多くあるというのもまた事実であります。立場が変わりましたから、ぜひともそういう立場で教育行政全般についてやっていただきたいと思っておりますので、この部分について最後に教育長の決意だけ、簡単な決意で結構ですからどうぞ。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 私も教育長になるに当たって、やはりこれまでの現場の経験、これを生かしたいと思っておりますので、現場の経験を踏まえつつ、吉岡の行政とマッチングさせて、そして子供たちのために、また文化、スポーツの振興のために頑張っていきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） しっかりと見させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど言いましたけれども、町長、学校の給食費の無料化というのが今全国

も、子育て支援という中で、町長は今度は新たに、何という言い方しましたっけ、子供の妊娠から子育ての……、言い方忘れた……、するということなんですけれども、私がちよっと懸念するのは、今まで吉岡町は渋川市にお願いをしまして、しぶかわファミサポ、ファミリー・サポート・センターがあって、そのところをお願いをしておりますよね。そのところの兼ね合いというのはどうなっていくのかなという、そちらは全くよしちゃって、今度は町で独自で一本化でやっちゃうのかなと、そこどうなのかなと私懸念されたものですから、その考えはいかがなんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今、吉岡町が子育て支援センターに関する、今、機構改革の検討委員会の中で検討していることなんですけれども、今言われた渋川のファミリー・サポート・センター等含めてこれから検討をしていけたらと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） いま一歩見えないんですけれども、検討検討なんですけれども、渋川にファミリー・サポートというのが町のホームページを見ると、ファミサポは吉岡町、榛東村、渋川市、それで今でもホームページを見るとね、それで、子育て支援で困ったことがあったらそこに相談してください。また吉岡町、榛東村、渋川市預けられますよというふうになっていますよね。それを今度は町独自で、どういう形でするんだか知りませんが、妊娠から成長する段階ですよ。子育てまで吉岡町が一本でできるんですというふうに言っていますよね。言っているんですよ。課長がきっと答えるんじゃないかと思うんですけれども、そうなってくると、それはまず続けながら町独自でやるんだか、それとも町がだってできちゃえば要らなくなって、自分のものができてくれば要らなくなってきますよね。そのところが実際には吉岡町でできることは、それはいいことなんですよ。しかし、そのところはだから私ちよっと懸念するんですよ。どうなるのかなと。今あるところと縁を切ることはないと思うんですけれども、いま一つ見えないんですけれども、では、担当課のほうではどんなことを考えているんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） ファミリー・サポート・センターにつきましては、一応スケールメリットというか、吉岡だけでやりますと子育ての手助けが欲しい人と手助けをしてくれる方と両方いるんですけれども、それでマッチングという形になるんですけれども、吉岡町だけでやるよりは渋川市、吉岡町、榛東村ですか、で大きいところでやったほうが手助けが

欲しいときに手助けをしてくれる人というのを探しやすいというメリットがあると思うんですね。吉岡町だけでやっていると、希望者が、手助けしてくれる人が、なかなか手というのが少ないものですから、現状のこのファミリー・サポート・センターにつきましては、広域といった大きい単位でやったほうがよろしいかと思います。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そうなると、町独自でも町長は妊娠初期から子供が成長する段階でもやりたいと言っていると、そういう考えなんですけれども、だから、その私が心配するのは、今ある渋川のファミリー・サポートの兼ね合いというのはどうなるのかなというのがちょっと見えてこないんですよ。

議長（山畑祐男君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘の子育て包括というか、ワンストップのほうは、当然吉岡の町民が妊娠届をして、母子手帳をつくって、妊娠、出産、そして子育てが始まって、それを一括的に見ていきましょうという制度なんですけれども、その子育ての中でこのファミリー・サポート・センターというのを一つの手段として使っていただくという制度になりますので、ファミリー・サポート・センターはファミリー・サポート・センターとしてあって、それ以外に子育て包括支援センターというのは当然町で設置して、それは町民向けですので、妊娠期から子育て期に合わせて町のほうでサービスをしていくということで、その両立はできると思います。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、大きくくくった2点目になりますけれども、町長が選挙公約の中で、町長等の特別職の給料カットというのがあります。これで特別職の給料カットしてオリンピックにいざなうという話でしたけれども、オリンピックのほうの話はこれまで何人かの方が随分話をしてきましたので、大体理解できたので、そこについては余り質問しませんけれども、さまざまな考えの中で町長が経費の節減ということもありました。その中で、特別職の給料のカットというのは、私はこれね、そんなに時間をかけなくても一番最初の臨時会でもできたことだと思うんですよ。6月議会でもできるんですよ。簡単なことですから、自分が自分のものをこれだけ下げると言えばそれでいいんですから、上げるときには報酬審議会の審議は必要です。でも下げるときには別に私が私の公約だから下げらんだよとせば問題ないことですよ。だから、下げることは自分が下げらんだと思えばすぐできることだと思うんですよ。私が給与3割カットします、5割カットします、そ

それはこう言ったんだからそれはそれですぐできるでしょう。すぐできることはすぐやらないで、できないことを難しく考えて、できることをすぐやらないで、そして先送りになっているわけですよ。町でできることをすぐやる、どうしてもできないことは先送りというか、十分な検討が必要だと思うんですけども、それが何でこういう特別職の給料のカット、自分で言ったことですから、すぐできるものをしないのか。不思議でならないんですよ。どういうお考えなんでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 特別職の給料カット、いつするのかという質問でございます。

特別職の給料カットについては、後援会だよりや所信表明の中で述べておりますが、その対象を私だけでなく、副町長と教育長を含めて検討しているところでございます。

6月5日に議決いただき選任させていただいた副町長と教育長に関しましては、両名とも給料削減の趣旨に賛同していただいた上で就任要請をしておりますが、まだ議決前であったこともあり、具体的な実施時期や削減率等まで話し合っていない状況でございます。

今後状況を見きわめながら副町長、教育長とよく話し合い、両名にも納得してもらった中で皆様にご提案させていただく予定でございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それはいつごろになるんですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 2人の副町長、教育長とお話し合いをさせていただいた後にさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ですから、それがいつごろになるんですかと聞いているんです。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 話し合いが済まないうちはまだ期限を限定できませんので、よろしくお願ひします。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） だって町長自分の腹づもりがあるんじゃないですか。いつだかわからない

んだと、1年後になるのか、3年後になるのかわからないじゃないですか。少なくともやっぱり町長自分で掲げた公約ですから、ほかのことよりも、要するに3人で別に町長だけでいいですよ。町長が本人が決めたって。納得しているんですから。だったらもういつだってできるじゃないですか。納得してもらっているんだから。できるじゃないですか。町長、そういう言い方されると本来であればまた臨時会でも何かあるような話をしていますから、そこでやるのかな、それとも9月かな、12月かなというふうになっちゃうじゃないですか。だから、はっきりできるところというのをやっぱりはっきりするべきなんですよ。町長。手話言語条例だってそうですよ。町長が賛成者になって岩崎議員が発案者になって、あのときはだって議員のときは町長、やろうと思えばすぐできるじゃないかと言っていたでしょう。何できないんだということをやったじゃない。すぐできるんだと、でもやっぱりそのポジションに立てば、それはできないこともあるということがわかったと思うんですよ。しかし、この特別職の給料のカットというのは、町長、自分が決めれば、だってみんな常勤でいるんですから、ほかの仕事も話もあるでしょうけれども、じゃあきょうはこの話をしましよと、すぐできるじゃないですか。自分たちの決めることですから、相手がうんと言うものだったらできないですよ。でも3人で話をすれば、3割ね、5割ね、できるじゃないですか。それをだからいつだかわからないような話をするから私はこういうことを言うので、そういうのを聞くと決断のできない町長と私は見えてきますよ。そのぐらいのことは決断してください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） できるだけ早い時期に決めたいと思います。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長ね、そういうね、できるだけ早くというのは人によって差があるんですよ。それがだから三月先なのか、半年先なのか、1年先になるのか。私はだからね、少なくとも町長、遅くても、最低でも9月の定例議会には出しますよとか、だってもう4月からですから、もう半年かかるわけですから、できるじゃないですか。そのぐらいやっぱり期限切らないとずるずるずるずる行くのではないのかなというふうに私たちは理解するんですよ。自分が公約の中で特別職の報酬カットしますと、これ公約というのは住民に対する約束ですから、約束はいつじゃあ実行してくれるのかねというふうにみんな見られますよ。それが近いうちにやりますというのではわからないじゃないですか。近いうちというのはいつなんだ、三月、さっき言った同じことなんですよ。三月だか半年だか1年だかわからないですよ。可及的速やかにですから、少なくとも期限切れるんじゃないですか。

もう遅くたって9月にはやりますよと、その程度のことは言えるじゃないですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 速やかに実施したいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私はまことに残念です。本当に速やかにというだけで、みんなそれぞれ言葉というのは重宝ですからね。少なくとも私は、少なくともですよ、できれば臨時会の中でやってもそれは構わないですけども、9月までにはやっていただきたいと思います。同じことを言ってもしょうがないですから、次の問題に移りますけれども、役場窓口の対応改善ということが出ておりましたけれども、町長は現在どのような部分に問題があるというふうに考えているのでしょうか。その中でどこをどのように改善すれば風通しがよくなるのか。どこに今、問題があるというふうに考えているのか、まずそこをお尋ねをいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 役場窓口のどのような部分に問題があるのかというところでございますけれども、役場窓口は来庁された方々をお迎えする場所であり、そのときの対応がよい意味でも悪い意味でも訪れた方の役場全体の印象となり得ることから、まさに役場の顔ともいえる場所であると考えております。

私が意図したことは、具体的に役場窓口のどこに問題があるということではなく、もっと住民目線に立ったよりよい窓口対応ができるのではないかと感じ、このような表現をさせていただきました。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 少なくとも私は改善するというと、やっぱりここにその問題があるから、ここのところよくしようというのが改善だと思うんですよ。しかし、今すぐ不都合なところが見つからないで改善というのはちょっとおかしいんじゃないのかなと、不都合なところがあるから、その不都合をなくす。そうすればもっとよくなれるというのが改善だと思うんですよ。だから、きつとこういうのを書いた以上は町長考えがあったんじゃないですか。恐らく何か。しかし、何かの拍子で言えないんだかしれませんけれども、町長は役場窓口の対応改善というんですから、改善点は改めてよしとするんですから、そうすると、改善すると、ああじゃあどこのところをどういうふうに直すのかなと、もしかするとこん

なところ気になっているのかなというのが、私、何かあるんだと思うんですよ。ただ何もなくて、ただ窓口の対応の改善、どこか対応の悪いところあったのかなと、全般の見直しというんですけれども、いま一つ理解できないんですよ。済みません、もう一度お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほども申しましたように、どこが悪いということではございません。例えば、来庁者に対する総合案内を設ければ、複雑多様化した行政手続をわかりやすく案内することもできるのではないかと思います。

さらに、来庁者の動線を意識した窓口配置が実現できれば利便性が高くなると考えます。構造上の問題や集約する業務の検討など、課題はありますが、昨年来、検討している機構改革検討委員会の中でも引き続き検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私は昨年3月でしたかね、昨年3月だと思うんですけれども、前町長のほうに機構改革をしたほうがいいんじゃないかと、今の機構になってから12年が経過していますから、もう相当住民のニーズも変わってきたし、そのときはやるという回答は得たんですけれども、まだそれがなかなか進んでいないというのが現状なんですけれども、今、町長言われたように、機構改革とあわせてのその改善というものが、私は両方非常に相まってよくなるものだというふうに思っておりますけれども、その中にやはり1つまた取り入れてほしいのは、先ほども言いましたけれども、全てのものが吉岡町が群馬県、できれば日本全体でもいいんですよ。その中でどこがまさっていて、どこが劣っているのかなと、一つ一つをやはり検討する必要があると思うんですよ。そういう中で、絶えず自分たちのチェックをする必要があると思うんです。役場というのは、これはサービスセンターですから、行政サービスセンターですから、住民サービスのためにあるのが役場ですから、そのサービスが十分であれば人は利用したくなりますよね。ですから、そういう立場に立って、全国の中でも先進地事例というのがあります。町長も記憶にあるかと思うんですけれども、どこだかちょっと市町村は忘れたんですけれども、いつかはやりました。何でもやる課というのがあったと思うんですよ。何でもやる課というのが、恐らく始めたところはまだあるんじゃないかと思うんですけれども、そういうような考えを持つ必要があると思います。何でもやる課というのは、苦情処理課みたいなものですよ。町に連絡あればそこが窓口になって、どこへでもつなげる何でもやれる、やる課というのが一時できたんですよ。そういうような考えというのは町長お持ちですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 確かに何年か前にそういう何でもやる課という課があちらこちらの町村でできたというのは伺っております。ただ、自分は現在町が機構改革検討委員会の中で検討している、その中身について自分は検討していきたいと、こういうふうに思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、最後になりますけれども、町長のまた選挙公約の中にあります生涯学習の推進で、「健康長寿のまちづくりを推進します」とあります。これも大ざっぱに書かれているものですから、細部が見えてきません。この中で町長は、生涯学習の推進で健康長寿のまちづくりを推進する、その考えの中身、プランというものはどのようなのでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 生涯学習の推進で健康長寿のまちづくりを推進したいという、そういう思いでございます。

心豊かで、生きがいのある人生を送るためには、生涯にわたって学習や芸術・スポーツ活動など、それらに親しむことが大切であると私は考えております。

生涯学習分野においては、現在も公民館事業として体操教室や東洋医学、英語学習などの講座を実施して、好評を得ているところでございます。

今後は、県の出前講座の活用や近隣広域で行っている講座等についての情報提供の機会をふやしつつ、さらにきめ細かな学習ニーズの把握に努め、場合によっては、文化協会の加盟団体とも連携しながら魅力ある講座の計画ができればと考えております。

また、スポーツ分野においては、現在スポーツ協会を主体として各専門部がそれぞれの事業を実施しているところでございますが、スポーツを体験してみたいという需要は高齢者を含め一般の方々の中にも結構あるのではないかと思います。今後、スポーツ協会に対して初心者や初級者を対象とした体験教室のようなものが開催できないか相談してみたいと考えております。

このような取り組みができれば、高齢者の方や健康づくりを目的とした一般の方も気軽にスポーツを楽しむことができ、町のスポーツ人口の拡大につなげることができるのではないかと考えております。

そのほか、今後の吉岡町の軽スポーツの方向性について、日ごろから町民スポーツの振

興を目的として活動されている町スポーツ推進委員の方々と意見交換については、ぜひしてみたいと思っております。

このような取り組みの中で、住民それぞれが生きがいを持つことが、健康長寿のまちづくりにつながるのではないかと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 生涯学習と言われて久しいわけでありますけれども、人が集まるのにはどうしてもお金もかかりますよね。また、集めるのにも金がかかります。生涯学習とはまたかけ離れる、さほどかけ離れず、いきいきサロンとか、そういうサロン事業というのも各集会所でやられておりますけれども、私はそういうところにもう少し補助金なんかを出してもいいと思っておりますけれども、町長、そういうところへの補助金、要するに茶飲み会でも一定のものは必要なんですよね。だから、高齢者を大事にするという中ではそういうところでもう少し町から補助金があっても私はいいいのではないかというふうに思いますけれども、いわゆる末端の小さな組織でもちょっと集まれば、うんと出すわけじゃないですから、わずかの茶菓子代ぐらいは出すようなことで、多くの人が家から出て楽しめるという、今場所づくりとか随分進んでいますから、もうちょっと足りないのがやっぱりお金なんですよね。もう少し補助金を出してもいいと思うんですけれども、その辺についての町長の考えはいかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 地域のお年寄りの集いに補助金をというお話でございます。自分も地域の中でサロンとか、あるいは高齢者の集いの中に参加させていただいておりますけれども、そういう中で、町の社会福祉協議会から、あるいは自治会のほうからいろんな助成金が出ていることを了解しております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私はそれも承知しているんですよ。それは承知する。だから、前の町長にも同じことを質問しているんですけれども、そのことは承知していますよ。でもそのときもそういう回答だったんです。でもそれをもう少し、確かに自治会にも出ていますよ。社協からも出ていますよ。町独自でもう少し出してもいいのではないんですかというふうに私は尋ねているんですけれども。決められた中で、その額が私は十分だと思っていないんですよ。もう少しあれば、そういう機会をふやすことも可能かもしれません。ですから、もう少しふやしたらいかがですかというふうに聞いているんですけれどもいかがですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 生涯学習づくりの検討の中でまた考えてみたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ざっくりさまざま問題聞いてみましたけれども、まだ町長もなって日が浅いし、まだ聞きたいこともたくさんありますけれども、今回珍しく7の方が一般質問やりました、私も質問しようと思った部分もありますけれども、十分にこなれたものもありましたので、また以後の質問につきましては、次回にするということで本日はこの辺で終わりにします。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されておりました一般質問は終了しました。

散 会

議 長（山畑祐男君） 本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後1時57分散会

令和元年第2回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和元年6月12日（水曜日）

議事日程 第4号

令和元年6月12日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告
(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告)〔第2～第10〕
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第36号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第38号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第39号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第40号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第44号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第42号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第10 議案第43号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・表決)
- 日程第11 請願の付託案件審査報告(総務産業常任委員長報告)
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第12 請願第 1号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直しを求める請願

(討論・表決)

- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第14 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第16 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第17 議会議員の派遣について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
7番	五十嵐 善 一 君	8番	村越 哲 夫 君
9番	坂田 一 広 君	10番	飯島 衛 君
11番	岩崎 信 幸 君	12番	平形 薫 君
13番	小池 春 雄 君	14番	山畑 祐 男 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	笹沢 邦 男 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	教育委員会事務局長	小林 康 弘 君
上水道室長	中澤 早 人 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

開 議

午前9時30分開議

議 長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事日程（第4号）により会議を進めます。

本日の議事日程中、各委員会に付託した議案の委員長報告を日程第1、第11で予定しております。日程第1では条例関連と補正予算であります。日程第11では請願の付託案件審査報告です。各委員長にはよろしくお願ひいたします。

日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議 長（山畑祐男君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

議事日程第2から第10までの中で、付託した議案の委員長報告をしていただきます。

最初に、総務産業常任委員会であります。金谷委員長、委員長報告をお願いします。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。

総務産業常任委員会では、6月5日、本会議にて議長より付託された議案2件について、6月10日月曜日午前9時半より委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、教育長、事務局長、所管課長、室長の出席のもと審査をいたしましたので、結果を報告いたします。

議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ691万6,000円を追加し、総額79億4,691万6,000円とするものです。事項別明細書の款項の順に従い、審査を行いました。

主な質疑としては、歳入では15款国庫支出金1項国庫負担金、16款県支出金1項県負担金で低所得者介護保険料軽減負担金の負担割合での問いに対して、国が2分の1、県が4分の1との回答、15款国庫支出金2項国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金の補助率の問いに対して、10分の10との回答、歳出では2款総務費4項選挙費、参議院議員選挙費修繕費は何かの問いに対して、会費を集計するシステムの改修費との回答、3款民生費1項社会福祉費、介護保険事業特別会計繰出金、低所得者介護保険料軽減負担金の該当人数の問いに対して、1段階475名、2段階290名、3段階263名との回答でした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第44号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例では、質問、補正予算に関する各役職の人数では、回答、開票管理者2名、投票所の投票管理者8名、期日前投票所の投票管理者16名、投票所の投票立会人24名、期日前投票所の投票立会人32名、問い、各補正金額の根拠では、回答、国会議員の選挙などの執行経費の基準に関する法律に基づく金額でした。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

以上、報告いたします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会五十嵐委員長、お願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 五十嵐善一君登壇〕

文教厚生常任委員長（五十嵐善一君） 7番五十嵐です。文教厚生常任委員会の議案審査報告を行います。

文教厚生常任委員会では、6月5日の本会議において議長より付託されました議案7件につきまして、6月11日火曜日午前9時30分から委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、教育長、関係課長及び室長の出席のもと、審査をいたしましたので、ご報告申し上げます。

まず初めに、議案第36号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については、福祉医療費の支給対象となる医療機関等の範囲に関し、「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」第1条に規定する「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師」を明記するとともに、生活保護を停止されている者は福祉医療費の支給対象者から除かれるといった支給対象者の除外規定の見直しに伴い、所要の改正を行うものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、被用者保険の拡大に伴い、国民健康保険事業の運営に関する協議会においても、被用者保険等保険者を代表する委員の参画により多種多様な意見等を聴取するために改めるもので、被用者保険と保険者を代表する委員を1人とした根拠はとの質疑に、近隣の同規模自治体の多くが1人であったためとのことであります。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第38号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政

令第118号)の施行に伴い、所要の改正を行うもので、本年10月以降の消費税率引き上げによる増収分を財源として所得段階の第1から第3段階までの所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されることに伴う所要の改正が主なものであり、今回の軽減措置の対象者数はとの質疑に、所得段階第1段階の者475人、第2段階の者290人、第3段階の者263人とのことでありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第39号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第50号)が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもので、いわゆる学童保育における放課後児童支援員の資格認定に際し、従前の都道府県知事が行う研修を修了した者に加えて、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了した者も該当することとするものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第40号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号)の施行に伴い、所要の改正を行うもので、代替保育に係る連携施設の確保の要件の緩和及び食事提供に関する自園調理の原則の適用を猶予する経過期間を10年とすることとするものであり、本町内に家庭的保育事業所として認可されたものはあるのかとの質疑に、本町にはこれまでのところはなしのことでありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第42号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれに209万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,784万7,000円とするもので、補助率10分の10の県補助金、保険給付費等交付金(特別交付金)により電算委託のシステム改修を行うものであるとのことであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第43号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、議案第38号に伴う補正で、介護保険料の軽減措置が強化されることに伴う介護保険料の減額分555万8,000円を一般会計繰入金低所得者保険料軽減繰入金で充当するものであるとのことであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

以上、報告といたします。

議長(山畑祐男君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
五十嵐委員長、ご苦労さまでした。

日程第2 議案第36号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第2、議案第36号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第38号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第4、議案第38号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議

題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第39号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第5、議案第39号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第40号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第6、議案第40号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第44号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第7、議案第44号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第8、議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり

決定することにご異議ありませんか

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第9、議案第42号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号 令和元年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第10、議案第43号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号 令和元年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 1 請願の付託案件審査報告（総務産業常任委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第 1 1、請願の付託案件審査報告を議題とします。

総務産業常任委員会金谷委員長、お願いします。金谷委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6 番金谷です。総務産業常任委員会の請願審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、6 月 5 日、議長より付託された請願第 1 号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直しを求める請願を 6 月 1 0 日、委員会室にて委員全員にて審査しましたので、結果を報告いたします。

委員会では、防衛、外交問題は地方議会でなく国の専決事項であるが、群馬県も関係してくることなので趣旨採択でいいのではないかと、日米地位協定、いろいろな問題があるが国政の問題なので趣旨採択でいい、重要な案件であるが近くに自衛隊もあるので、オスプレイの関係もあるので趣旨採択でいいなどの意見が出て、採択の結果は全会一致で趣旨採択です。

以上、報告いたします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、自席へお戻りください。

日程第 1 2 請願第 1 号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直しを求める請願

議長（山畑祐男君） 日程第 1 2、請願第 1 号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直しを求める請願を議題といたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから請願第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

請願第 1 号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直しを求める請願を委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数。したがって、請願第1号 米軍基地負担の軽減と日米地位協定の改定の見直しを求める請願は趣旨採択とすることに決定しました。

日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（山畑祐男君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第14 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第16 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（山畑祐男君） 日程第14、第15、第16、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にします。

採決はそれぞれ分離して行います。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業常任委員長、文教厚生常任委員長、議会広報常任委員長から、所管事務のうち、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これから、この申し出3件を分離して採決します。

まず、総務産業常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、よって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第 17 議会議員の派遣について

議長（山畑祐男君） 日程第 17、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） 令和元年第 2 回吉岡町議会定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申し入れを許可します。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会の中で審議していただきました報告 3 件、議案 9 件、同意 2 件につきまして、いずれの議案も承認及び可決をいただき、まことにありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

先週末、梅雨に入ったとのことですが、雨が降ったり晴れたり、不安定な天候が続いております。そして、今後の梅雨本番に備えて、大雨対策にも努めなければならないと思っております。

このたびは副町長及び教育長を同意いただきまして、いよいよ令和元年度の事業も、そ

して私に託された町政運営につきましてもこれからが正念場となります。本議会における所信表明に対する質問や各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては、今後、十分、町政執行の中で留意してまいりたいと思います。どうか今後とも議員各位の格別なるご協力をお願い申し上げます。

そして、議員皆様方には、くれぐれも健康に十分留意され、各方面でのご活躍をご期待申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和元年第2回吉岡町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前9時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 飯 塚 憲 治

吉岡町議会議員 廣 嶋 隆